



* 0031216000 *

0031216-000

640-329

臨時利得税法精解

中村繼男・著

森山書店

昭和10

AEB

856



稅務學協會幹事
衆議院議員

中村繼男著

臨時利得稅法精解

東京森山書店刊



640-329

はしがき

臨時所得税の我税制上最も特異とする點は、法人又は個人の昭和四、五、六年、三年間の平均利益と、十年度以降毎年の平均利益との増差を課税の對照とした、所謂増差税であることと、其課税が、時間的にも實質的にも、全く臨時のものであるといふに存する。本税の此特異性を、あらゆる角度から検討せんとしたのが、本書であることに就て、茲に一言しておき度い。

例へば法人、個人の利得算出の基礎である其利益計算にしても、何れも我所得税法の規定並に之に準據するあらゆる税慣習に依つてゐる、其

他納期にしても、納税、徴税の方法にしても、或は又施行地域の問題にしても、全部所得税法と同様である。たゞ異なる所は、産業政策其他恒久的國策の必要に依り、所得税法や營業收益税法上免税されてゐる業種も臨時利得税を免れることが出来ないといふ點であるが、之を除いては、本税は所得税法の上層建築とも稱すべきものである。即ちその限りに於て、本税の基礎部分の説明は、現行所得税法そのものの解説となつてしまひ、少くとも本書を必要とする程の人々に取つては、不要であらうと思はれる。

◇
總ての税法に就て言はれることであるが、租税の實際問題は關係の法

規があるわけでは、未だ其委曲を知る譯には行かない。その税に對し政府は如何なる最高方針と用意を有するか、法規に對する政府の解釋は何か等の具體事實を、如實に知ることが最も必要とされる所以も、亦此處に存するのである。而して此目的を充す爲には、議會に於ける政府の言明を翫味、體得することが、捷徑である。殊に本税に關する貴、衆兩院の質疑は、精細な點にまで及び、事業經營者の側からも、租税實務者の立場からも聞かんと欲した、政府の鮮明なる意志を抽出することに、相當な成績を擧げてゐることは、注目に値する。

◇
世界各國の前例に徴する迄もなく、財政の非常時は、今後なほ緊急を

増し、従つて本税のやうな型の臨時税の創設は、財政の俎上に上る機会を加へることであらうと云はれてゐるが、政治、経済的に本税が持つ重要性は、此處に存するのである。本書は實務を主としたが、同時に、時局並に財政の上の観点から、軍需工業統制問題その他幾多の議論をも附加へた次第である。



なほ本書は議會に行はれた非常に大量な議論に對して取捨を専らにしたが、必要の問題は見逃さなかつたと思ふ。政府原案が再三修正された爲、一、二原案に關する質疑もその儘にしてあるものがあるけれども、こは其學究的價値を認めたからである。その他の統計も全部財政當局が

議會の要求に應じて發表したもので、第一章の昭和十年度豫算の計數はたゞ本税の財政的意味を知る必要を考へ、政府作成による「豫算綱要」に依つて紹介した。計數は其後修正されたことをお断りする。

最後に、議會に於て、國民に代つて質疑、論争の衝に當つた諸氏に對し、深甚の敬意を表する。

稅務懇話會幹事

中村 繼 男

第一章 臨時利得税創設の事情

- 一 藤井前藏相の増税聲明 二
- 二 利得税の財政的意義 七

第二章 臨時利得税原案の修正

- 一 立案より成立まで 一八
- 二 臨時利得税原案の概要 一九
- 三 衆議院の批判と修正案並に附帯決議 二三
- 四 貴族院の本案に對する態度 二四
- 五 最後の修正案の成立 二五

第三章 臨時利得税の目的

- 一 利得税の税制上の意義 二九
- 二 財源か、救済か、負擔均衡か 三六

三 無産者の不平鎮撫の必要……………四〇

四 政治的意味に重點を置く……………四二

第四章 臨時利得とは何か……………四四

一 基準年度（昭和四、五、六の三年）の意味……………四五

二 時局の影響を受けない利得……………四七

三 増差税たることが不均衡負擔の本質……………四八

四 奨励金、助成金と新税……………五〇

第五章 法人の平均利益率……………五二

一 平均利益率七分の算定基礎……………五三

二 年度利益九分九厘の場合……………五五

三 同盟罷業等による非常時の利益率計算……………五七

四 戦時利得税に於ける基準利益率……………五八

第六章 資本金と利得税との關係……………六〇

一 増資の利得計算……………六〇

二 内部積立金（秘密留保金）と減價銷却……………六一

三 不良資本切下と有價證券評價減の取扱ひ方……………六二

四 持株會社への重複課税……………六四

五 法人合併の場合の計算……………六五

六 産業資本と金融資本との負擔不均衡……………六六

第七章 個人の平均利益……………六八

一 平均利益年三千圓の意味……………六八

二 資本増加を認めない個人所得の計算……………六九

三 個人に過重負擔を齎す……………七二

第八章 免稅點と控除額……………七五

一 法人及び個人の控除額……………七五

二 個人の免稅點六千圓の理由……………七六

三 免稅事業ない利得税 七六

第九章 利得税の税率 八二

一 超過所得税との二重課税 八二

第十章 利得税の施行期間 八五

一 臨時の意味と廢止後の税制整理 八五

第十一章 利得税の施行區域 九一

一 朝鮮、臺灣、樺太及び關東州に於ける利得税 九一

二 一般の外地と南洋 九二

三 利得税法第三十一條の準用規定 九四

四 朝鮮の個人に本税を課せぬ理由 九七

第十二章 配當と利益計算 九九

一 配當よりも利益率 九九

二 利益率計算方法と配當 一〇〇

三 金利、配當と利益率 一〇一

四 當局の配當制限方法と新税との矛盾 一〇一

五 配當所得の問題 一〇七

第十三章 新興會社と利得税 一〇九

一 新・舊會社とも利得計算は同様 一〇九

二 新興會社に對する政府の態度 一一一

三 人絹會社と紡績會社 一一三

四 減資整理した重工業會社 一一五

五 新興産業會社と減價銷却の問題 一二七

第十四章 合法脱税と當局の方針 一三六

一 脱税防止規定を設けぬ理由 一三六

二 増資による脱税は如何 一四〇

三 不當増資に對する處置 一四三

四 外地に住所を持つて脱税 一三三

五 期限と脱税との相関性 一三四

第十五章 納期と減損更訂 一三六

一 減損更訂は利益の二分の一 一三六

第十六章 利得税による歳入及び其算出の基礎 一三九

一 利得税収入の使途如何 一三九

二 税収入算定的方式 一四〇

三 景氣三割増の根據 一四三

四 利得税収入の尨大化は必至 一四三

五 利益金見積りに就て 一四三

第十七章 利得税を繞る時局の前途 一四三

一 財界の前途と自然増收 一四三

二 國際經濟時局に對する當局の見透し 一四四

三 利得税の轉嫁關係 一四七

四 地方税収入への影響 一四九

第十八章 軍當局の軍需工業取締方針 一五一

一 軍需工業會社の利得は果して尨大か 一五一

二 軍需工業の統制方針如何 一五四

A 陸軍の統制具體策（林陸相言明） 一五五

イ 軍需工業の統制、ロ 軍需労働統制、ハ 軍需品價格統制、ニ 軍需工場監督官制度 一五六

B 海軍の統制具體策（大角海相言明） 一五六

イ 軍需工業の統制、ロ 軍需労働統制、ハ 調辨價格決定は就て 一五六

第十九章 増税論としての臨時利得税 一六一

一 國策の基調なき増徴 一六一

二 一般増税との關係如何 一六二

三 不均衡増税の根本原因 一六六

四 増税可能の要件 一六八

第二十章 戦時利得税との關係

- 一 戦時利得税と本税との交渉 一七二
- 二 戦時利得税と臨時利得税との要領對比表 一七四
- 三 戦時利得税法（原文） 一七六

附 録

- 第一 臨時利得税法（昭和十年三月三十日、法用第二十號） 一八三
- 第二 臨時利得税法施行規則 一八六



第一章 臨時利得税創設の事情

一 藤井前藏相の増税聲明

臨時利得税は、高橋財政の踏襲者を任じてゐた故藤井藏相に依つて、而も惶惶の間に創設された爲、當時は随分矛盾せる事實とされ、インフレよりデフレ政策への轉向なども云はれて、經濟界は異常な衝撃を受けた。従つてか、藤井氏倒れた後、再出馬した高橋藏相が、六十七議會で試みた本税法案の説明や答辯は極く粗末なもので、創設の事情は前藏相より詳細聞かぬでもないが、自分からは云へぬ」と、お茶を濁すの觀があつた。

本税が創設される迄の細かい事情には、相當に複雑なものがあつたらしい。然し結局は、財政上の止むを得ない必要から、豫ねてより一部で主張されてゐた、資本家の利得膨大化に對する部分的増税の議論と、陸軍方面で強調されてゐた、財政インフレによる『非常時利得課税』の思想が、大勢を支配して、藤井藏相に此創設を餘儀なくせしめたものであると稱し得るのである。又是等増税論の動機も、軍部のそれが、國防豫算の財源不足に對する補填を主とせるに對し、其他のものは、悪性インフレ防止の一助とし併せて國費負擔の衡平を期したものである。

本税が創設された當時に於ける時局は、幾多の問題が錯綜し、低迷を極めてゐた。漫性的に疲弊してゐる農村に對する救済の叫びは、九月の關西風水害の突發で愈々重大性を増し、政府は特に臨時議會召集を決意して、災

寄豫算（九年度追加豫算として）を、昭和十年度總豫算と併行して、編成に着手したのであるが、時宛かも「九三五、六年の國防、外交の危機突破！」の所謂非常時は、國民を異常に緊張せしめてゐた。

十年度豫算に於て藤井前藏相が増税の肚を極めたのは、九年十月廿日後と傳へられてゐる。此時既に陸軍省では

「滿洲事變費約一億六千萬圓、航空防空充實費約七千萬圓、兵備改善費約七千萬圓其他で新規要求約三億一千六百萬圓を計上し、國防非常時の折柄、此要求の貫徹は緊急である。大藏省の之に對する態度如何に依ては陸軍としては國防絶對安全感確保の必要上、財源捻出を指摘する陸軍案を提出すべく、既に研究、調査に着手してゐる（大要九月九日時事新報朝刊）」

即ち國防費の爲に財政に迄容喙的態度を示してゐることが、當時注目されたのである。更に此事あつてから十月中旬に至り、右の態度を理論化したやうな意見書「國防の本義と其強化の提唱」（十日發行）が、陸軍省新聞班より發行され、各方面にセンセーションを起した。即ち其後此パンフレットは議會でも數回問題となつたのであるが、中に現下の國防の重要性を説いたのち

國民の一部のみが經濟上の利益特に不勞所得を享有し、國民の大部が塗炭の苦しみを嘗め、延ては階級的對立を生ずるが如き事實ありとせば、一般國策上は勿論國防上の見地よりして看過し得ざる問題である

依て國民は等しく利己的、個人主義的經濟觀念より脱却して、道義に基く全體的經濟機構を樹立せねばならぬ、と結んでゐる。即ち社會政策的見地よりしても、現下のインフレによる一部の利益膨大化は問題であること

を指摘してゐるのである。

之を要するに、昭和七年来の農村救済土木事業費を初め、特に國防費の激増は、國家企業の増大を意味し、民間の産業及び金融の活潑を刺戟したと同時に、從來貿易、金融政策の一端として低爲替政策は、當業者の輸出による収益を益々大ならしめたのであるが、之に反し一方に於て、十年度豫算で緊急止むを得ぬ國費が不足を告げてゐるとすれば、其利益の幾分かは、此不足補填の爲に奉公すべき性質のものである、と云ふのが、最も常識的な、當時有力だつた増税意見の一であつた。

即ち斯る新税創設の理由の事情に就て、藤井前藏相は左のやうに語つてゐる。（昭和九年十一月五日付、時事新報朝刊）

利得税創設の理由

明年度豫算に於て一部増税に決し臨時利得税を創設することになつたが、その理由は、我國經濟界の情勢は漸時改善の経過を辿り、最近に於ける産業經濟の現狀は、その恢復著しきものがあるが、未だ經濟界全般を通じて好況を呈するに至らない。即ち農山漁村は政府の救済對策實施にも拘らず未だ不況の域を脱せざるものあり。

然るに一面軍需品工業、輸出品工業等の産業は、時局の直接又は間接の影響を蒙り著しく活況を呈し、其の業績に多大の増益を計上しつゝある。要するに我國現下の經濟界は景氣恢復の途上に在つて其の景氣は著しく跛行的なるを免れず、一面多大の増益を見つゝある産業あると同時に、之に反し今尙ほ不況裡に在りて收

入の増加せざるもの少くない。且又本年は災害頻りで各地に互り甚だしい窮乏に陥れるもの多数存するの實
 状なので、國民の負擔力には著しき懸隔を生じ、正常なる經濟状態を目標として制定せられたる所得税等の
 運用のみに依りては課税の衡平を期し得ざるものがある。
 翻つて我國財政の現況を見るに、ここ数年著しく收支の均衡を失し毎年少からざる公債を發行しつゝある状
 態に在り、歳入不足を補填する爲増税其他の増收計畫を樹つべきことは財政の常道であるとはいへ、我國經
 濟の現状に鑑み將又國民の負擔の實状よりするも、未だ一般的増税による増收計畫を樹立遂行するを適當と
 せざるものがある。然し當時の好影響を受け景氣好轉しつゝある産業に對して若干の賦課を加へ、其の増大
 せる所得の一部を納付せしめて負擔の公正を計り併せて國庫收入を増加し、以て公債發行額の減少に資する
 と共に災害等の對策に要する經費の支辨をも幾分容易ならしむることは、刻下機宜の方策なりと謂はねばな
 るまいと信じてゐる次第である。

備考 右に擧げた國家事業及政策が如何に民間を潤したか、民間の各種統計の示す所であるが、財政の上に反映した景氣
 の好轉は左の租税收入の自然増加が之を明示してゐる。(大藏省發表)

一 法人所得税課税法人數、所得金額及税額調

年 度	法 人 數	所 得 金 額 千圓	税 額 千圓
昭 和 四 年 度	三六、三〇二	九八三、七三三	五四、一八二
		内 一〇、八〇〇	

同 五 年 度	三六、五七〇	一、〇三二、二五九	六二、八九四
		内 一八、〇〇四	
同 六 年 度	三九、一七四	六四七、二一八	三三、二五一
		内 九、九二九	
同 七 年 度	四六、九五五	六八二、一五〇	三七、七〇八
		内 一〇、三一八	
同 八 年 度	五三、一三二	七九四、九三四	五一、〇〇一
		内 六、五三九	

注意 所得金額ノ内書ハ清算所得金額ヲ示ス

二 超過所得税課税法人數、同所得金額及税額調

年 度	法 人 數	超 過 所 得 金 額 千圓	同 税 額 千圓
昭 和 四 年 度	一五、二七六	一三四、一五二	七、五四〇
同 五 年 度	一三、〇六七	一一〇、四五六	六、二二五
同 六 年 度	一二、六〇七	四六、五八六	二、七四〇
同 七 年 度	一六、〇九七	六九、三一五	四、二八三
同 八 年 度	二一、三九〇	一五四、三六四	一一、三六一

三 税率適用別超過所得金額及税額調

年 度	所得金額が資本金額ノ年百分ノ十ヲ超エ二十以下ノモノ		同上百分ノ二十ヲ超エ三十以下ノモノ		同上百分ノ三十ヲ超ユルモノ	
	所得金額 税	所得金額 税	所得金額 税	所得金額 税	所得金額 税	所得金額 税
昭和四年度	七九、五七〇	三、一八二	三〇、五九八	一、六八一	二二、九八三	二、六七五
同 五年度	六三、四六六	二、五三八	三一、九一二	一、七八八	一五、〇七六	一、八九八
同 六年度	二六、八五九	一、〇七四	一〇、四三二	五七二	九、二九四	一、〇九三
同 七年度	三三、〇三八	一、三二一	二二、八三九	一、四一二	一二、四三七	一、五五〇
同 八年度	六一、七三七	二、四六九	四一、九三三	二、五三一	五〇、六九三	六、三六一

年 度	課税人員		所得金額		所得税額
	課税人員	純益金額	所得金額	税額	
昭和五年度	九三八、九二五	八七〇、四九〇	二、二六六、三九五	一一〇、二六九	
同 六年度	七八二、八一四	七三八、二九九	一、八四三、〇〇三	八五、五二四	
同 七年度	七三二、九三四	六八二、六四〇	一、六六四、八四八	七三、七五九	
同 八年度	七九六、八四〇	六八二、八一二	一、八二四、二四一	八三、四四七	
同 九年度	八七六、九一七	六八二、八一二	二、〇七四、六一〇	一〇一、〇三二	

五 昭和五年乃至同九年個人營業收益税課税人員、純益金額、収益税額調

年 度	課税人員	純益金額	収益税額
昭和五年度	七三〇、二〇二	八七〇、四九〇	二四、二一〇
同 六年度	六八二、六四〇	七三八、二九九	一九、一〇五
同 七年度	六七二、八一二	六八二、八一二	一五、九四三

年 度	課税人員	純益金額	収益税額
同 八年度	六九九、二四八	七六七、四六五	一七、八四二
同 九年度	七六一、六一六	八八六、一五四	二〇、七〇六

二 利得税の財政的意義

國家の非常時は、財政の非常時と衝突する時に於て、深刻化する。昭和五年度の公債發行額が三千八百萬圓、六年一億二千萬圓で、裕に一般會計に於ける歳計が保たれてゐた我財政も、昭和七年度より滿洲事變と時局匡救土木事業に依て俄然膨脹し、六億五千九百萬圓の公債を發行せねばならなくなつた。以來続け様に、八年度九億一千九百萬圓、九年度八億一千百萬圓、十年度更に七億四千九百萬圓(以上何れも豫算額)の發行を餘儀なくしたが、此内事業公債と見るべき生産に要する借金は僅かで、其大部分は財政の赤字の爲にする歳入補填公債であつた。即ち其内容は左の如くである(何れも豫算、單位千圓)。

區 分	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
震災善後公債	七、四五四	一二、三〇六	一七、四五九	七、五七〇
道路公債	五、五七四	六、五九〇	一六、六七六	二一、三〇六
滿洲事件公債	一七〇、七五四	一五九、三二五	一八六、三三〇	二四九、〇四五
歳入補填公債	五六五、八六七	六三二、九六六	六八三、三一一	三二二、五二三
計	七四九、六五一	八一一、一八九	九〇三、七八〇	六〇〇、四四五

かくて昭和十年度末には、既發行長短期公債は併せて百億圓に垂々とし、其利子を總じて四分としても、今後

毎年四億圓の利拂ひに追はねばならないといふ國庫の有様である。

將來も歳出を切り詰め、或は歳入自然増ない限り、依然赤字公債の續發を必要とするが、斯る公債は、然らば無限に、民間經濟界に負擔せしめ得るや否や。此處に公債消化力の前途に對する悲觀論存するのである。藤井前藏相は、今般の増税は財政收支の均衡を保つ上に、換言すれば、赤字公債を減少し、悪性インフレを防止して以て財政を常道に復歸せしめる爲に、有效であるとの見解を抱いてゐたのである。即ち新税の財政的理由として、所謂「藤井健全財政」なる言葉が生れた所以である。

此見解は、後高橋藏相に依て採用されなかつた。恐らく藤井前藏相とても、前項に觸れたやうに、進んで斯かる悲觀的理由を考へたのではなかつたのではないと思はれる充分な理由があるけれども、今日、此般大豫算の中で三、四千萬圓程度の増税を強行せねばならない、積極的理由は何もなかつたと云はねばならないのである。況んや之に依てインフレが悪化すると云ふに至つては、寧ろ大袈裟の誇りを免れないのである。評論は兎に角として、藤井前藏相は、昭和九年十一月四日、豫算作成の最後の大藏省々議の後、右の増税理由と同時に左の如き、増税の財政的必要を、談話の形式で發表したのである。

昭和十年度豫算と臨時利得税

昭和十年度豫算編成の根本方針としては

- 一、財政の基礎を強固ならしめる素地を作り所謂赤字公債發行を減少せしめること
- 二、國民の經濟力の伸長を阻害せざること

の二點に置いたのであるが、我國現下内外の情勢は國防の爲にも農村の爲にも相當多額の經費の支出を必要とするが故に一舉にして赤字公債の激減は到底望むことを得ないと思ふ。又今後に於ても相當の期間或る程度の赤字公債の發行は止むを得ないことを考へる。然し乍ら之には自ら限度がなくてはならない、即ち

- 一、財政を常道に復歸する希望を失はしめるが如き程度に達せしめざること
 - 二、赤字公債の繼續的發行が金融及經濟界に大なる悪影響を與ふることなくして公債財源の調達を計ること
- 換言すれば、大體に於て公債の民間に於ける消化力の限度を超えざることであつて、若し萬一赤字公債の發行が日銀背負ひ込みとなり、その金額が累増して過度のインフレを惹起する時は、その弊害實に計るべからざるものがあると信ずる。

政府の發行する赤字公債は民間に消化されず、公債の價格が下落し、ひいて銀行はその所有公債を賣り放ち、従つて益々公債の價格を下落せしめるやうな事になつたならば、日銀の背負ひ込み公債は愈々増加し、これに應じて兌換券の増發となり、物價は騰貴し、國民の生活費は増加して一般庶民階級の生活苦となり、輸出品の生産費を騰貴せしめて輸出貿易の進展を阻害し、斯くして經濟界全般に各種影響を及ぼし、ひいては國民の公債及び通貨に對する信頼の程度に動搖を惹起せしめ、金より物への觀念を導くが如き場合に立ち到つたならば、所謂インフレの悪影響を生ずるの危険がある。この點に就て充分の注意を拂ふ必要があるのである。

若しも斯くの如き場合となれば非常な弊害あるのみならず、公債による財源調達も困難となり、財政は行話り従つて國防の繼續性、國家諸施設の繼續性を失ふこととなるが故に、毎年新規發行の公債は漸時これを減少

し、以て國民の我財政に對する信用を維持し、公債及び通貨に對する信任を動搖せしめざることを肝要とするのである。この方針のもとに十年度豫算案の編成に當つたもので、公債漸減方針をとると共に租税に於て若干の増税を計ることとしたのである。租税に就ては別に説明する心算であるが、財界に對し急激な變動を與ふる意志は斷じてない。

右の如き關係で十年度豫算の編成に當つては國防費及び農村經濟に貢獻すべき土木事業費の他、新規要求の認むべきものはないこととなるのである。又これ等經費に於ても極めて切り詰めたものとなるのは止むを得ないと思はれるが、現下の財政状況よりすれば各省に對しては誠に氣の毒に存するのである。少い經費の中で出來得る限り國家國民の爲に最も高い効果を發揮して貰ふより他はないので、特に窮乏せる地方に對し土木事業費等を計上する筈であつたが、關西地方の風水害、東北の冷害、九州地方の旱害等により多額の復舊及び救済的施設を必要とするに至つたのである。而してこの金額は九、十兩年度を通じて相當巨額に達することとなるものと見られる。

なほ一言附け加へれば全國の中小河川、同港灣並に開墾及び用排水工事の前年度の時局匡救事業にして未完成的のものに對しては大體に於て何とか結末をつける豫算を計上し度いと思つてゐるのである。

備考 一、昭和十年度一般會計豫算綱要

(本綱要ノ數字ハ計數整理ノ結果異動ヲ生ズルコトアルベシ)

昭和十年度豫算ノ編成ニ當リ國際時局ノ情勢ハ陸海軍備ノ充實並滿洲事件ニ關スル經費ニ巨額ノ増加ヲ必要トシ加フル

ニ昭和九年各地ニ起リタル災害等ノ對策ニ要スル經費亦多額ニ上リ歳出増加ノ傾向著シキモノアルモ他方歳入ニ在リテハ租税等ノ自然増收ノ趨勢前年度ノ如クナル能ハズ又一部産業ニ於テ時局ノ影響ニ基キ増益顯著ナルモノアルヲ以テ臨時利得税ヲ賦課スルコトトナセルモ尙歳入ノ不足ハ著シキ情勢ニ在リ依テ一般諸經費ハ勿論上述ノ諸費ニ在リテモ成ル可ク節約ヲ旨トシ努メテ公債ノ新規發行額ノ減少ヲ圖リ大體左記ニ依リ昭和十年度豫算ヲ編成セリ

- 一 臨時利得税賦課ノ計畫ヲ樹ツルコト別項ノ加シ
- 二 兵備改善ニ關スル經費ハ緊急己ム得ザルモノトシテ之ヲ計上セリ
- 三 滿洲事件費ハ成ル可ク節約ノ趣旨ニ依リ計上シタルモ滿洲ニ於ケル航空部隊其ノ他ノ兵備ニ關シ特ニ經費ヲ増額セリ
- 四 災害對策ニ關スル經費ノ本年度豫定額ヲ計上セリ
- 五 治水及港灣等ノ土木工事ニシテ時局匡救費ニ依リ完成セザルモノニ在リテハ成ル可ク計畫ノ全般ニ付所要ノ經費ヲ計上セリ
- 六 其ノ他ノ新規事項ハ爲替相場ノ變動ニ基ク國債元利拂ニ要スル貨幣交換差減等ノ差向キ必要避ケ難キ經費ノ外ハ成ル可ク之ガ計上ヲ見合セタリ
- 七 歳入歳出差引歳入ノ不足ハ公債財源ヲ以テ補填スルコトトセリ

備考 二、昭和十年度總豫算の大體及其の前年度豫算に對する増減

區分	昭和十年度豫算額		前年度豫算額		比較ノ差	
	増	減	増	減	増	減
臨時	八五七、八二六、四五	〇	九六四、九七〇、九〇	〇	〇	〇
經常	一、三三五、五七、八四	〇	一、二四八、五四三、五〇	八七、〇四三、三三	〇	〇
臨時	八五七、八二六、四五	〇	九六四、九七〇、九〇	〇	一〇七、一六〇、六四	〇
二 利得税の財政的意義						一一

第一章 臨時利得税創設の事情

普通歳入	101,174,755	64,450,950	36,733,815	111
公債	749,651,680	881,108,453	0	131,456,773
前年度剩餘金繰入	7,000,000	19,427,688	0	12,427,688
合計	2,193,442,289	2,233,350,592	0	20,116,303

臨時歳出	1,293,082,841	1,247,666,571	45,416,270	0
合計	900,331,448	985,684,021	0	65,552,573
計	2,193,442,289	2,233,350,592	0	20,116,303

注意 一、前年度豫算額中本年度豫算額トノ對照上組替揚記シタルモノアリ
 二、前年度豫算額ハ第六十六回帝國議會ニ於テ成立シタル追加豫算額ヲ含ムモノナリ（以下各表亦同ジ）

備考 三、昭和十年度歳入豫算の内譯及其の前年度豫算に對する増減

科	目	昭和十年度豫算額	前年度豫算額	増減
經常部	租	828,741,889	775,263,333	53,478,556
	所得	195,888,036	155,076,534	40,811,502
	地	57,933,397	58,265,471	0
	營業	50,499,989	44,235,189	6,264,800
	資本	14,903,819	14,433,418	470,401
	利			
	子			
	稅			
	稅			
	稅			
稅				

科	目	昭和十年度豫算額	前年度豫算額	増減
經常部	租	828,741,889	775,263,333	53,478,556
	所得	195,888,036	155,076,534	40,811,502
	地	57,933,397	58,265,471	0
	營業	50,499,989	44,235,189	6,264,800
	資本	14,903,819	14,433,418	470,401
	利			
	子			
	稅			
	稅			
	稅			
臨時部	臨時歳出	1,293,082,841	1,247,666,571	45,416,270
	合計	900,331,448	985,684,021	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0
	計	2,193,442,289	2,233,350,592	0

相續業 酒 釀造 糖 飲料 清涼 砂糖 消費 織物 消費 取引 關稅 噸稅 印紙 官業及官有財産收入 森 賣局 專賣 配當金 刑務所 其 日本銀行納付金 雜 教育改善及農村振興基金 特別會計ヨリ繰入 二 利得税の財政的意義

第一章 臨時利得税創設の事情

海軍省	司法省	文部省	農林省	商工省	逓信省	拓務省	合計
三三、七五、六〇四	二、九六、二〇〇	一八、六三〇、九〇八	六〇、九一九、三三三	七、九六七、五〇〇	一一、九七七、六六六	一八、六三三、〇六二	九〇、三三一、四四八
二八九、一七三、一八三	二、五七七、六三二	二五、五五四、五〇七	一〇二、八二四、〇六八	八、四七二、六五三	一七、一〇四、八八二	二二、〇八一、五六六	九六五、八六四、〇二一
二四、五九三、四三二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二、二二三、五三〇、五九二
〇	二八一、五二一	六、九三三、五九九	四一、九〇四、七一五	五〇五、一五三	四、一七二、二〇六	二、四四九、五三四	六五、五三三、五七三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二〇、二六、三〇三

備考 五、災害豫算の概要

昭和九年に於て各地に起りたる災害等の対策に要する経費の總額は 二二六、〇七六、三四三にして内

昭和九年度計上額 七〇、六九一、二五九
 同 十年度計上額 六六、一〇五、一一六
 同 十一年度以降計上額 七九、二七九、九六八
 なり今茲に各省所管別内譯等を示せば左の如し

所管別	總額	支出年度割		
		昭和九年度追加豫算	同十年度	同十一年度以降
内務省	三三、七二、一七三	三六、九五〇、八二二	三、九四五、六九六	五〇、八二六、二九四
大藏省	二、六〇六、八六九	九八三、一三三	一、五五三、七二六	七〇、〇〇〇
陸軍省	五、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇
海軍省	五五五、〇〇〇	五五五、〇〇〇	〇	〇
司法省	三八〇、〇〇〇	二六二、四四二	一七、五五八	〇
文部省	一六、五八八、九一九	二、〇八八、四八九	四、七二五、三七七	九、七九五、〇五三
農林省	六八、二七三、一八〇	二四、〇三三、五八二	一五、六四九、九七七	一八、五九八、六二二
商工省	三五〇、〇〇〇	二五一、六七〇	九八、三三〇	〇
逓信省	一一一、〇〇〇	九六、七四一	一四、四六二	〇
計	二二六、〇七六、三四三	七〇、六九一、二五九	六六、一〇五、一一六	七九、二七九、九六八

第二章 臨時利得税原案の修正

一 立案より成立まで

臨時利得税法案が大體の立案を終えたのは昭和九年十一月初旬であつた。越えて十年一月廿一日、昭和十年度一般會計豫算案と共に休會開けの議會に提出され、廿六日衆議院の「昭和十年度一般會計歳出財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案」委員會に付託十九回に亙る審議があつて後、六項目の政友會の原案修正が成立するや、直ちに貴族院に回附されたのである。貴院では三月十四日より臨時利得税法案特別委員會を設けて質疑を續け、衆議院の修正案に再修正を行つたが、これに對しては政友會譲らず、こゝに貴衆兩院協議會の設立を必要とするに至つたのである。斯くして三月廿五日兩院協議會小委員會の最後の修正案を見る迄には、原案提出者たる政府と貴衆兩院との間に、原案修正者たる衆議院とその再修正者たる貴族院との間に、幾多重要な論議が交はされたのである。

政府原案の概要及び之に對する兩院の修正並に再修正等に關する一應の説明を加へておくことは、本税の實用方面には關係少ないかも知れぬが、文獻として無益の業でないと思ふ。先づ政府原案の概要より紹介する。

二 臨時利得税原案の概要

(二月四日矢吹大藏政務次官の衆議院赤字委員會に於ける説明)

臨時利得税法案は本會議で説明致しましたが、委員會に於て少し詳しく御説明申上げたいと思ひます。本税は近時一部の産業界が時局の好影響を受けて活況を呈し、收益の増加しつゝある情勢に鑑みまして、國庫收入の増加に資するの趣旨を以て、是等産業に對して臨時の新税を設け、其の増加せる利益の一部を納付せしめんとするものでありまして、其の法案の主要なる點に付説明致しますれば、

第一、本税の納税義務者は大體税法施行地に住所又は居所を有する者と致しました。本税を課税すべき利得は所得税法に依り算出したる營業所得を基本として、算出することに致しましたので、納税義務者も亦所得税と同様に致した次第であります。

第二、本税は法人の利得と個人の營業の利得に對して課税することに致しました。右は時局の好影響を受けて收益の増加を示して居りますものは、主として軍需品工業、輸出品工業等を初めとする各種の營業部門でありますので、營利法人の利得と個人の營業より生ずる利得を以て、本税の對象と致したのであります。

第三、課税利得の計算は、法人の利益又は個人の營業利益より、昭和六年以前二年間の平均利益を控除して算出することに致しました。右は時局の好影響に因り收益の増加したるものに課税するの趣旨に依りまして、一定期間の業績を基準とし、其間の利益を觀て其の差額を計算するの必要があり、而して此一定期間は本税の性

質と課税技術の點より觀まして、經濟界に現在のやうな情勢が発生する以前であること、及び出来る限り直近の時期であることを適當と考へます。我國經濟界が漸次恢復して参りましたのは昭和七年以降でありまして、爾來諸種の時局對策の實施等に伴ひ、一部産業界は今日の好調を來したのでありますが故に、大體此時期を以て適當と認められた次第であります。

第四、昭和六年以前二年間の平均利益が過少なる場合、又は新に營業を開始したる場合に於きましては、法人に在りては其資本金額の年七分に相當する金額を、個人に在りては三千圓を以て夫々當時の平均利益と看做すことに致しました。右は昭和五年、六年に於ける実績が過少である者、或は缺損である者に對して、前申述べました利得の計算方法を其儘適用することは、苛酷に互る惧がありますので此點を緩和した次第であります。新規開業の者に付きましても、右と同様の取扱をなすことに致しました。

第五、課税利得は法人個人共に年二千圓を越ゆる金額に限ることとし、尙個人に在りては其年の營業利益が六千圓未滿の者には課税しないことに致しました。右は其年の業績を昭和五、六年に比較して、苟も増益あれば其額の如何に拘らず、直ちに課税の對象と爲すことは本税の趣旨と課税技術の點より觀まして、適當ならざるものがありますので、此の程度の額を控除することに致した次第であります。又個人に限り營業利益六千圓未滿の者を除外致しましたことは、個人營業の實體に鑑みまして其の利益大ならざる者は本税の對象とせざるを適當と認められた次第であります。

第六、法人の資本金額が昭和五、六年當時に比較して増減ある場合は、現在の資本金額に昭和五、六年當時に

於ける平均利益率を乗じて算出したる金額を、當時の平均利益と看做すこととし、右の平均利益率が年七分に達しないときは、之を年七分として計算することに致しました。右は法人の利益は其資本の異動に伴ひ、増減するものが普通であります故に、資本の増減に適應した平均利益を算出することに致した次第であります。

第七、税率は課税利得の百分の十と致しました。現行所得税に於きまして、個人に對して累進税率を用ひて居り、又法人に對しても其の超過所得税に付、累進税率を適用して居りますので、現在の負擔をも考慮して此程度の比例税率を課するを以て適當と認められた次第であります。其他本税の調査、決定、納期、救済方法等は大體現行所得税に準することに致しましたが、本税に對しましては其性質に鑑み、地方團體の附加税の賦課を認めないことに致しました。尙本税は當分の内施行の見込でありまして、其収入は昭和十年度に於て三千三十餘萬圓の豫定であります。以上は本法案の大體の説明であります。

三 衆議院の批判と修正案並に附帶決議

三月十一日の衆議院第十九回「昭和七年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外一件委員會」の最後の討議に際し、政友會は委員松村光三君を送つて、原案に對する態度を明かにすると同時に、修正案並に附帶決議案を提出した。採決に入つて可決され、衆議院の修正案として確定、貴院に送られたのであるが、議會内絶對多數なる政友會に對して、民政黨は原案無修正通過を主張し、また國民同盟は独自の修正案を提案したが、何れも否決された。即ち衆議院の原案への批判並に修正案は左の如くである。

イ、臨時利得税原案批判

松村光三君 先づ本案の缺陷を簡単に指摘致し、次で我黨を代表して是が修正の動議を提出せんとする者であります。其缺點の

第一は、本案提出の趣旨目的甚だ不明瞭、且つ不徹底である。而して租税制度殊に所得税體系の本質を棄ることとは、財政上許すべからざる所である。又超過所得税との重複、法人相互間の配當課税の重複あるのみならず、個人の營業收益に關する課税技術上に付ても尙ほ難點がある。

第二は、負擔公平の原則に悖り法人各業種間に著しき負擔の不均衡となり、殊に發展の途上にある新興の産業に對する重税は、其運用を誤る時に動もすれば是等産業の發展を阻害する虞もある。我が貿易今日の盛運は固より爲替安の恩恵に基くものではあるが、而も是等新興産業の海外進出に原因するの多大なることは言ふを俟たず、然るに軍需景氣、爲替景氣と云ふ漫然たる名の下に、不均衡なる重税を課することは、我黨多年の産業國策より觀て十分なる検討を必要とする所である。

第三は、本税の使途に付て大いなる疑問、否寧ろ大いなる反對を唱へねばならない。現内閣が政治上、社會上の見地から、跛行的景氣を構成せんとするのであるならば、之を適當なる目的税たらしめることは、理の當然である、即ち其間接の被害者である農村其他の救済に之を充つべきは、必須の要件である。然るに其總てを擧げて、軍事偏重豫算の不足に充てる、所謂空廻り、盤廻しの財政である、是が爲に農村其他に聊かにも不平不満の聲を生ぜしむるが如きことあらば、爲政者は特に注意せねばならぬ。

ロ、修正案と附帯決議

△修正條項

修正第一、政府原案第四條第二項の次に左の一項を加ふ。

本法施行後資本金額に増加ありたる場合に於て其の資本増加が臨時利得税連脱の目的に出でたるものと認めらるるときは前項第三號の規定に拘らず命令の定むる所に依り其の増加したる資本金額に付前項第二號の規定を準用し其の平均利益を計算す。

修正第二、第四條第三項中「昭和六年十二月三十一日以前二年内に」とあるを「昭和六年十二月三十一日以前三年内に」と修正す。

修正第三、第六條第三項の次に左の一項を加ふ。

昭和七年一月一日以後本法施行に至る迄の間に資本金額を減少したる法人の各事業年度の資本金額は第四條第二項第三號の規定に拘らず命令の定むる所に依り減資前の資本金額に依り之を計算す。

修正第四、第九條第一項及四項中「昭和六年以前二年」とあるを「昭和六年以前三年」と修正す。

修正第五、第十四條を左の如く修正す。

第十四條 臨時利得税は左の税率に依り之を賦課す。

- 一、法人の利得 利得金額百分の十
- 二、個人の利得 利得金額百分の七・五

修正第六、附則第一項の次に左の一項を加ふ。

本法に依る臨時利得税の賦課は法人に付ては昭和十二年十二月三十一日を含む事業年度分限り、個人に付ては昭和十二年分限りとす。

△附 帶 決 議

政府は本法の施行に當り、産業の振展を阻害せざることに留意すると共に、速に窮迫せる地方財政補整の途を講ずべし。

四 貴族院の本案に對する態度

貴族院は本税に對し、所謂健全財政主義の立場より賛成であつた。貴院の態度に就ては、三月二十日貴院利得税法案特別委員會に於ける菅原通敬君の討論が代表的のものであると云ひ得る。これを紹介しておく。

菅原通敬君 私は本案に賛成するものであります。簡單に其理由を申述べやうと思ふのでありますが、此臨時利得税なるものに付ては、大分世論の紛々たるものがあるのであります。中には政府の會てなしたる聲明に反するものであると云ふやうな非難などを加へるものもあるのであります。而して此案の趣旨目的に付て、或は是は負擔公平の爲であるとか、収入増加の爲であるとか、或は健全財政の爲であるとか、公債漸減の爲であるとか、或は又社會政策の爲であるとか、思想緩和の爲であるとか、色々の測り方もあるのであります。其趣旨目的が徹底して居らぬと云ふやうな批評のありますことも、已むを得ぬことであらうと思ふのであります。

殊に私の感じますのは……茲に高橋大藏大臣の前で申上げるとは、甚だ衷心には忍びないことでもありますけれども、會ては一部の増税論に反對されました、此時局に際して大いに儲けた者があると云うて、それに對して増税をすると云ふやうなことは共產主義に導くものであるとまで極論せられたことや、或は五千萬や一億萬の増税をした所が、今の財政から見ても焼石に水のやうなものであるとまで論ぜられまして、反對されて居つた其事に顧みて見ますと云ふと……今は無論時世も變つて居りますし、まあ御心境の變化も起られたこともあらうと思ひますが、兎も角も顧みて見ますと云ふと、大いに今昔の感に堪へないのであります、或人は此戰時利得税は所謂健全財政と云ふものと赤字公債との混血兒であると批評した者もありますが、甚だ穿ち得た言葉のやうに思はれるのであります、又或人は斯様な税は産業の發達を阻止するものである、従つて是は早きに過ぐる。所謂尙早であると云ふやうなことにも論じて居る者もあるのであります、私は寧ろ時期は遅れて居る、さりながら遅れたりとも雖も所謂爲さざるに優るものである、又或は不徹底であるとか、混血兒であるとか云ふやうなものであります、無きに優ることは萬々であります、私は大體の財政計畫の上に於ては、多少意見を持つて居、又此案の内容に付ては、尙ほ不満足點も存するのでありますけれども、所謂健全財政、公債漸減と云ふ上に一步を進めて參ると云ふことの上に貢獻するものであらうと思ふのであります云々。

五 最後の修正案の成立

衆議院の修正は、(一)基準年度の延長、(二)個人の税率百分の二・五低下、(三)減資會社救済規定の挿入、(四)

脱税のためにする増資取締規定の挿入、(五)施行期間の制限(三年間)、の五項目に互るものであつたが、貴族院はこれ等に對して再修正案を作成しつゝ、兩院協議會の開會に及んだ譯である。今これ等修正の經過に就て詳述することを略するが、結局に於て、本税の主要部分たる、(一)基準年度、(二)個人の税率、(三)施行期間の設定、に關しては衆議院の修正が通り、貴族院は法人の控除金廢止の修正をせるに止まつた。

今右の如く政府原案に對して爲された貴衆兩院の修正案及び兩院協議會によつて爲された最後の修正の成立過程の一覽表を作れば左の如くなる。(下段の増減は原案による歳入見積と最後によるそれとの比較増減である)

臨時利得税法修正條項一覽表

項目	政府原案	衆議院修正	貴族院修正	兩院協議會案	兩院協議會小委員會案	兩院協議會小委員會案ニ因ル收入増減
基準年度	昭和五、六年	昭和四、五、六年	昭和五、六年	昭和四、五、六年	昭和四、五、六年	減 一、一二七、六八五
個人ノ税率	百分ノ十	百分ノ七・五	百分ノ七・五	百分ノ八	百分ノ八	減 一、〇八三、八七二
法人ノ控除金	二千圓控除	二千圓控除	控除廢止	控除廢止、但シ利得千圓未満ナルトキハ課税セズ	利得一萬圓以上控除ヲ廢止ス、但シ利益一萬圓以上ノ者ニシテ利得千圓未満ナルトキハ課税セズ	増 一、二一四、〇八〇
個人ノ控除金	二千圓控除	二千圓控除	二千圓控除	二千圓控除	二千圓控除	増 四六〇、二八〇
減資敷濟	規定ナシ	規定ヲ挿入	字句修正	貴族院通り	貴族院通り	減 一五四、〇八六

増資取締	規定ナシ	規定ヲ挿入	削除	貴族院通り
施行期間	期限ヲ設ケズ	三年	三年	三年

増減差引殘
減 六九一、三八三

備考 貴衆兩院に於ける本税關係委員會委員

▲衆議院「昭和十年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案外一件委員會」委員

- | | | | | | | |
|------------|-----------|---------|------------|-----------|------------|--------|
| 委員長 岡田 忠彦君 | 理事 松村 光三君 | 大山 斐瑳磨君 | 小笠原三九郎君 | 綾部 健太郎君 | 龜井 貫一郎君 | 伊豆 富人君 |
| 委員 忠彦君 | 理事 山田 又司君 | 森田 福市君 | 大口 喜六君 | 山本 厚三君 | 理事 岡田 喜久治君 | |
| | 堀川 美哉君 | 金光 庸夫君 | 理事 鷺野 米太郎君 | 前田 房之助君 | 後藤 亮一君 | |
| | 太田 正孝君 | 田邊 七六君 | 玉置 吉之丞君 | 矢野 庄太郎君 | 小川 郷太郎君 | |
| | 上田 孝吉君 | 廣瀬 爲久君 | 森 昇三郎君 | 理事 中村 繼男君 | 重松 重治君 | |

▲貴族院「臨時利得税法特別委員會委員」

- | | | |
|---------------|-----------------|-----------|
| 委員長 子爵 渡邊 千冬君 | 副委員長 男爵 深尾 隆太郎君 | 子爵 西尾 忠方君 |
| 委員 子爵 渡邊 千冬君 | 侯爵 中御門 經恭君 | 子爵 裏松 友光君 |
| | 侯爵 佐佐木 行忠君 | 男爵 赤松 範一君 |
| | 伯爵 酒井 忠正君 | 桑山 鐵男君 |

五 最後の修正案の成立

第二章 臨時利得税原案の修正

男爵松平 外與磨君
馬場 鉄一君
澁澤 金藏君

倉知 鐵吉君
森 平兵衛君

菅原 通敬君
松本 眞平君

西野 元君
野村 徳七君

二八

第三章 臨時利得税の目的

臨時利得税の目的に關しては既に前章に於て述べた所であるが、増税の動機が不明なる點より出發してゐるだけに、表面の理由、目的に對する理論的根據も極めて曖昧たらざるを得なかつた。従つてこれに關する論議の如きも、遂に其中心點を發見することが出來ず、結局、政府より「政治的に必要だつた」といふ、捉へ所のない理由の説明があるに止まつた。

一 利得税の税制上の意義

中島彌次君 日本の今日の税制の制度から考へて見ましたならば、不勞利得に對して課税する所の制度は極めて貧弱でありまして、僅か相続税と法人の超過所得税と、二つあるばかりであります。而して大正七年より實施されました所の戰時利得税がありましたけれども、是は現在の超過所得税に變形されました、此中に織込まれて來ましたから、此二つのみが不勞利得に對する所の、日本の現在の課税制度であります。顧みて見ますならば、現在の日本の國に在りましては、御承知の通り資本主義經濟組織でありまして、富める者は益々富み、貧しき者は益々貧しくなると云ふやうな状態でありまして、殊に昨年の災害があつて以來、農村と都會に於ける所の富の權衡は、著しく破壊されまして、一方に於きましては軍需景氣、爲替安に依る所の輸出貿易に依つて利得を得た所の人々、其外金山其他の鑛業の發展に伴ふやうな、斯の如き所の景氣に依りまして、非常に利

得を得て居る者が他の一方にあります。他の一方に於きましては、其日の生活に困るやうな状態でありまして斯の如き社会状態と云ふものは、之を革命的手段に依つて是正すると云ふならば、別問題でありますけれども、立法的手段に依ると云ふことに致しますならば、租税制度に依つて、之を富の分配の平均をして行くと云ふこと、不公平を直して行くと云ふことが、私は最も時宜に適する所的手段であると云ふことを考へる次第であります。加之是等の問題に付きましては、嘗に現在の日本の國に於きまして、税制の要求ばかりではなく、即ち税制に依つて富の分配と云ふことを、公平にして行くと云ふことの理由ばかりでもなく、一方に於きましては赤字が益々澤山出て参りまして、此議場に於きましても屢々論ぜられました如くに、如何にして公債の増發を止めて行くか、或は財源を得て行くかと云ふことは、又公債の將來がどう云ふやうになつて行くかと云ふことに付きましては、屢々此議場に於ても論ぜられました所であります。斯の如く歳入多々益々辨する時に當りまして、本臨時利得税を起すと云ふことに付きましては、私共は雙手を舉げて賛成する所の一人でありまして賛成すると云ふ所の理由は何處に在るか、賛成するに致しましても、政府がどう云ふ考に依つて之を作られたのであるか、又此税率の盛り方其他の點に付きまして、政府のやり方がどんな考を有つとるか云ふことに付きましては、十分私共は質問をして行つて見たい。

今日の景氣を考へて見ますると云ふと、屢々申されました如くに、跋行的景氣であります。即ち軍需品、軍需工業の景氣、爲替安の景氣、是等の景氣が主たるものになつて居りますが、どの程度に於て景氣が起つて來て居るか、そこに又どれだけの點に於て利得があるかと云ふことに付ては、是は詳しく研究して見なければ

ならない、景氣を測定致します所の係數から考へて見ますれば、金利の點からも論ぜられます。通貨の點からも論ぜられます。會社の資本の新設、増設計畫からも論ぜられます、東京取引所に於ける所の株式の取引高に依つても亦論ぜられます。手形交換高に依つても論ぜられます、爲替の點に於ても論ぜられます。是等の七點若くは八點に互る所の經濟界の景氣の趨勢から達觀致して見ますならば、昭和九年の景氣は何年前に於ける所の景氣に當つて居るかと云ふことを考へて見ましたならば、數字の上から見て見ましたならば、大正六年の景氣よりも餘程宜しくつて、大正七年の景氣に對しては少し足りないと言ふやうな數字の點に落付いて居るのであります。併ながら是等の細かい點に付きまして申上げると云ふことは煩雜であるから、私は申上げませぬが、今申上げました通貨とか、新設、増設、貿易、株式取引高、手形交換高と云ふやうな是等の點から觀察して見ますると云ふと、相當に昭和九年の景氣は出て參つて居ります、殊に法人の所得に至りましては、昭和八年は十億に達せすと云ふやうな状態でありまして、昭和七年の八億よりも更に二億だけ多いやうな状態でありまして、さうして一方から申上げますならば、製造工業家がどれ位の利得を得て居るかと申しますならば、昭和五年及六年に於きましては、資本に對する所の利廻が僅に四分乃至五分と云ふやうな程度でありましたが、昭和九年の下半期の統計を見て見ますならば、此統計は或る大手筋から手に入れました極めて正確なる統計であります、製造工業では資本に對する利益率が、約一割五分になつて居ります。全産業を平均致しますならば、一割七厘と云ふやうな程度になつて居りまして、本税を課けられる所の核心が何處にあるかと言つたならば、此製造工業でありますと、製造工業は一割五分の資本に對する収益率でありますから、昭和五年若く

は六年に對しましては、約三倍だけの収益率があると言うて宜しい、果して然らば茲に三倍に相當する所の不勞利得があると言うて宜しい、固よりは是は勞せずして取つた所の利得ばかりではありませぬ、實業家が努力奮闘して得たる所の利得には相違ありませぬが、時局の好影響即ち政府の政策及世界的の色々な變動、其他の原因に依りまして、此利得が生じたと申しますならば、不勞利得の分子が之に加はつて居ると云ふことは、是は當然の結果であると言うて私は宜しいと考へます。此意味から致しますならば、之に向つて課税をする云ふことは、是は當然のことでありまして、政府が今日之を提出することが遅いと言うても、私共は宜いやうな狀況であると考へる、前の齋藤内閣に於ても之をやるべきであつたと私共は考へます。然るに拘らず第六十五議會に於きまして、我黨の川崎克君から、軍需景氣に依つて金を儲けた人があつたならば、其點に付て課税したならば、宜しいではないかと云ふ所の質問がありましたに對しまして、高橋大藏大臣は、儲けた時に課税しなければ、損を致した時には減税をしてやらにやならぬと云ふことの御答辯があつた。此點に關しまして、本案は固より高橋大藏大臣の立案ではありませぬ、前藤井大藏大臣の立案でありますが、責任を以て此議會に提出された以上は、高橋大藏大臣は之に賛成致し、之を遂行する所の義務がある。尙且つ藤井前藏相は、所謂高橋財政を繼ぐと云ふ點に於きまして、高橋さんの精神を承けてやられたと考へます。果して然らば、高橋大藏大臣は、第六十五議會に於ける我黨の川崎克君の質問に對する所の答辯に付きまして、其時の心境と今日は御變りになつたのでありませうか、此點に付きまして高橋大藏大臣の明快なる御答辯を煩す次第であります。更に斯の如く致しまして本税は不勞利得が茲に生じて居る。兎も角も昭和五年、六年に對して儲があると致

しますならば、之に課税することが當然の結果であると云ふことを私共は考へるのであります。本税は政府に於きましては、斯の如く不勞利得に課すると云ふ意味を以て立案したのであるか、不勞利得に課すると云ふ意味以外に、更に歳入の必要に依つて之を課せんとするものであるか、此點に付きまして十分なる御答辯を戴きたい、而して前大藏大臣は、公債漸減の方策を執られて居つたのであります。本税は三千萬圓若くは四千萬圓と云つ所の少額でありますけれども、公債漸減の方針の一端として之を課する御考であるか、更に前大藏大臣は財政審議會と云ふものを作りまして、豫算に見積つてありました。今は削除してありますが、更に是から財政、行政、殊に税制の根本的整理を行はんとする其の端緒と致して、第一歩と致して、本税を立案したものでありませうか、高橋大藏大臣も亦之に従つて、其方針で將來税制の整理を行ふと云ふ御考でありませうか、此點に付きまして、國民の一部に於きましては疑つて居る次第であります。總理大臣は嘗て増税をしたと言つて置いて、増税を計畫したと云ふことを、政友會の人々から咎められたことがあります。此壇上に於きまして、松村君及其他の人々からも論ぜられたのであります。總理大臣は此點に付きまして、内政審議會なるものを設けられて、此審議會に於きまして、第一に増税をする云ふ事に付て審議するや否や、税制整理の點に付きまして亦其問題と爲すや否やと云ふことに付きまして、此壇上に於て明言せられんことを希望致します。(本會議)

岡田總理 中島君の御質問に御答致します、私は國民負擔の均衡を得せしめる爲め税制整理を致したいと考へて居ります。税制整理を致す場合には、此臨時利得税は同時に考へなければならぬ問題と考へて居ります。只今

一般的増税を爲す意思は有つて居りませぬ、又此臨時利得税法案は必ず御協賛を得ることが出来るものと固く信じて居ります。

高橋藏相 最初に私が嘗て六十五議會の豫算委員會に於て、川崎君の御尋に對して御答を致したことがある。其答辯を引いて、今日は私の考が變つたのかと云ふ御尋であります。其當時は不景氣が段々直り掛つて、儲かあの時の例に取りましたのは鋼管會社の事だと記憶して居ますが、此會社は嘗て鋼鐵業に付て國策を立てんとして研究をした當時から、此製鐵事業には大關係のある會社と見て居つた一つでありました。然るに段々打撃を受けて、一般經濟界の不景氣に連れて、或は減資をしたり、さうして相當な有價證券として、多くの人が安心して持つて居つたものが、殆ど無價値同様にまで下つたと云ふことを、其時分に記憶して居りまして、斯様な場合に於て、是は國家として有益な産業であるからして、國が何か補助でもするとか云ふことでもすれば、それが回復した時に、直ちに課税するも宜からうけれども、隨分其事業に關係して居つた株主と云ふものは、損に損を重ねて来て、漸く此一年ばかり稍見直さんかとする所に來て居るのに、それに直ちに税を課すると云ふのは、如何にも惨い話で、且つ折角伸びんとするものを沮喪させるやうなことになるからして、是は直ちに今直ぐ課税すると云ふ考は有つて居らぬ、特別の課税を今直ぐにすると云ふことは、餘程考ものであると考へて、其積りで御答をして居つたのであります。然るに今日では其以來益々繁昌して、今日の姿になつて居るのでありますからして、此六十五議會に於て御答辯をした當時と今日とは、大層有様か變つて居ると云ふことでもありますので、今日では私は特別の税を課すると云ふことに付て、何等異存は有たぬのですそれだけを御答

して置きます。

それから不勞所得と云ふやうなことで色々論じられましたが、申す迄もなく此度の臨時所得税は、一般の税制を是から整理すると云ふ、其第一歩として踏出したものではないのであります。それ故に之に續行して税制整理の考があるかと云ふ御尋であつたやうですが、税制整理の一般的の改正は、是は屢々申して居る通り、其時機來れば宜しき方法を選んでやらねばならぬと云ふことは屢々申して居る。今日未だ其時機に到らずと云ふことも申して居るのであります。此臨時利得税が、即ち今謂ふ所の一般的税制整理に一步を踏出したものだと、斯う御了解なされるのは、此税を設けた政府の考とは少し違ひます。税制整理と云ふものは、時が來たらば然るべき方法に依つて一般的にすると云ふことは、屢々政府の聲明して居る通りであります。

それで今度の臨時利得税を創設した所の理由に付て申上げますが、此理由は、今時局の好影響を受けまして一部の産業が活況を呈して居るのであります。而して其利益も隨分多く擧げて居るやうであります。それ故に其特別な事情の下に惠まれて、今日利益を擧げて居る者の其利益の一部を納税せしめて、さうして之を國庫の收入にしよう、斯う云ふ考に外ならぬのであります。又財政の健全なると云ふことは、是は何人も希望する所である。是は屢々私も明言して居る問題であります。それ故に此臨時利得税も、幾らか其國庫の收入を殖やすには違ひない、けれども内外の今日の情勢に依つて、此財政上の收支の均衡、即ち平衡を速に實現せんとすることは、極めて困難な問題であります。故に此利得税を以て此困難なる問題を解決すると云ふ目的で起したものでない、故に健全財政の策を立つるの第一歩なりと御覽下さると云ふと、私共の考とはそこに相違が起

つて来るのであります。

二 財源か、救済か、負擔均衡か

森田福市君 總理大臣が幸に御出席になつて居りますから、午前中大藏大臣に御尋した點を一點だけ總理大臣に御確めしたいと思ひます。此臨時利得税を新設になります理由は、本會議などでは餘り要を盡して居らぬのであります。負擔の公平を期する爲であるか、財源を得る爲であるか、其何れであるかと云ふことを一つ總理大臣から承りたいと思ひます。

岡田總理 臨時利得税を設けました理由は、觀方に依つては負擔の均衡と云ふやうなことにも見られると思ひます。併ながら政府としては單なる負擔の均衡と云ふだけの理由ではないのであります。負擔の均衡は將來大に政府はやりたいと思つて居ります。併し是が全部であると云ふやうな譯ではないのであります。けれども觀方に依つてはさう見得る點があるかも知れぬと思ひますが、政府の意思としてはさうではないのであります。

私は森田君の御問を簡單に取りまして、税を設ける趣意は收入を目的とするに違ひないのでありますから、收入が目的であると、斯う申したのでありますけれども、此税は種々なる意味が含まれて居るのであります。一方には農山漁村が非常に困つて居る。又各種の災害が各地に起つて居る、然るに一方には軍需工業其他で巨額の利益を得て居る者がある、人心の悪化を防ぐ爲にも、さう云ふ所からは相當の税を取つた方が宜いと、斯う云ふ考へも多分に入つて居るのであります。今は御承知の通り赤字公債を以て賄はなければ賄へぬやうな、

非常な状態になつて居るのでありますから、さう云ふ所から取るのも宜しい、斯う云ふ意味も多分に含まれて居るのであります。無論税を起すからは收入を目的として居るのであります。

森田君 今農山漁村方面が困つて居るのに、一方軍需方面は好況を來して居つて儲けて居るから、其方面から取ると云ふやうなことも、御答の中にあつたのであります。さうすれば軍需工業なり貿易事業なりで非常に利得して居る方面から取つて、さうして漁村なり農村なりの方面に持つて行つて、之を施す——と云へば語弊があるが、匡救事業であるとか云ふやうな方面の使途に考慮を置いて、此案を御出しになつたものと考へられるのであります。さうでありますか。

岡田總理 それは如何様に御考になつても差支ないと思ひます。一方は政府の收入として入つて来る、一方は政府の支出として出て行くのであります。收支の均衡が之で取れるのでありますから、此金が何處へ行つて居ると御考なさることも御自由だと思ひます。

森田君 此金は大體豫算には三千萬餘圓と今年は出て居る。來年度からは四千萬圓程度であらうと仰しやる、政府提出の参考書類に依ると、大體吾々の見る所では六千萬圓程度入るであらう。其點は追つて事務當局と質疑應答を重ねる積りであります。若し之に依つて相當金額の税收入があつた場合には、あなたの御話のやうに農村や漁村の方面、即ち今日困つて居る所に此金を使ふ財源に振當てる御考がありますか。

岡田總理 私の伺ふ所では技術問題に入るやうに思ひます。使途を限定して何か收入を決めると云ふやうな事が今の日本の規則で出来ますか、そこは私には分りませぬ。

森田君 それはまあ規則と云ふより幾多も例があります。どの収入は何に充てると云ふやうなことは、幾多の従来例がありますが、私の言ふのは、此金を何處に持つて行くとか云ふやうな事ではない、此税を起す爲に生ずる財源を、凡そさう云ふ程度の金額を、農村なり漁村なりに新に振向ける考が御有りになるかないか、最初あなたの御話には、軍需景氣に依つて非常に儲けて居る方面から取つて、困つて居る方面に之をやると云ふ意味も、此新税と云ふものを起した一端である。あなたの最初の新税を設けた目的がです——はつきりはして居りませぬよ、色々はつきりせぬやうに仰しやつたけれども、其中の一端にあなたが此事を仰しやつたことは間違ありませぬ、隨て其意味に吾々は取つて宜いのか、詰り農村漁村の方面が困つて居ることは全くあなたの仰しやる通りで、其方面に此財源を振向けることに付ては御同感であるかどうかと云ふことを聽いて居るのであります。

岡田總理 私は先程の御答の時に、餘つて居る所から困つて居る所へやるとは申さなかつた、今世の中を眺めて見ると、困つて居る所もあり、餘つて居る所もあるのだから、餘つて居る所から一部政府の収入を求めると云ふことは差支ないと斯う申上げたのであります。やるとかやらぬとか云ふことは、其時の狀況に依らぬと、此處で何とも明言することは出来ないと思ひます。

松村光三君 今の總理と森田君の問題の關聯事項で簡単に總理大臣に伺ひますが、只今總理の御答の收入主義に依つて本税を取る、農村は災害が相踵いで困る、一方に利益のある所から取ることは人心の惡化を防ぐ意味にもなる。それ故に取れる所から取ると云ふ御趣旨であつたのであります。左様でありますならば、本年

度の豫算を概括致しますならば、全體の歳出は昨年度より減つて居る。而も軍事費は昨年度よりも九千萬圓内外増加して居る。總豫算の中軍事費のみが殊に膨大になつて居るのであります。然るに農村其他の災害は、臨時豫算で出して居られますが、農村救済其ものに對する充當費目が極端に減つて居ります。總豫算は昨年度より減つて居つて、軍事費のみが膨脹して居る。而して此税を收入主義に依つて取ると言はれますれば、それは全體の農村に對して、人心更に惡化の傾向を持來することがないかどうかと云ふことに付きまして、甚しく懸念を抱くものであります。只今の御答に付てもう一應軍事費其他の全體的の關係に付て御問をしたいのであります。

岡田總理 此御問は豫算總會でも屢々あつたと思ひます。成程昨年の豫算に比較して御覽になればさう見えるかも知れませぬが、目下の四圍の情勢に鑑みまして、最も適當とする所に按配したのであります。

高橋藏相 先刻から承つて居りますと、私と總理大臣との御答がちぐはぐになつて居ると云ふやうな仰せ、あなた方の言はれる所は、どうも私の言つた所を本當に諒解されて居らない、之を分り易く言へば、此新税を設けることに付きまして、先刻も申す通り是は税制整理、一般の増税とか、さう云ふ税法の方から論じて見れば總ての方面に是は關係を有つ、で財政の方から言へば是は收入に違ひはない、新税を設けて税を取る、財政的に言へば是は收入になる、それから他の色々な關係と云ふことは、是は政治的問題である、其意味で私は先般も今朝も申上げた、此新税と云ふものは、單に國家の收入を増すと云ふ一點から組立つたものではない、政治的に考へ、而して其結果はどうなる。財政的に言へば國家の收入を増すものになる、さうして國家の收入を増

したものは一般の収入へ入つて居る。それを今承れば此収入は政府の豫定よりは倍額にもなると云ふやうな御感想である。さうして之を、總理大臣は一時の景氣の爲に非常に恵まれて居る者から一部の利益を納めさして之を困つて居る者に與へるんだと云ふやうに言はれたが、是もさうでないことは、能く總理大臣の言はれたことを御調になつたら分る、決してさう云ふ意味ではない、それから今の御希望として斯う私などには解せられる、農村が困つて居る。軍事費と云ふものは非常に膨脹して居る。そこで軍需工業から取つたものは政府の豫定では三千萬圓乃至四千萬圓、此費途を限定して農村の方に使ふ考はないか、斯う云ふ御問のやうである。大藏當局と致しましては、國家の一部の歳入をさう云ふものに限定して行くと云ふことは餘程考慮せねばならぬと云ふのは若し此税の爲に農村が救はれる、それで農村に之を與へると云ふことならば、其外の財源を以て農村に與へる必要がないと云ふことが一方に起る、さう云ふ窮乏なことは出来なからうと思ふ。是だけは誤解のないやうに……

三 無産者不平鎮撫の必要

森田福市君 大藏大臣に此臨時利得税法に付て御尋申上げたいと思ひます。是は本會議で御尋申上げたことで、要領を得て居ない點だけを御尋申上げます。それは先づ第一に臨時利得税法を御起しになつた趣旨であります。即ち負擔の公平を期する爲であるか、財源を求むる爲であるか、其何れであるかと云ふことに付ては、本會なり豫算總會なりの質疑應答は拜聴致して居りますが、總理大臣も其點ははつきり致して居らなかつた點もあつ

たり喰違の生じて居る點もありますか、此點を明に一つ願ひたいのであります。

高橋藏相 臨時利得税を設けました趣意は、其關係する所から云へば、或は収入を圖つたとも言へませうし、又負擔の公平に關する事とも言へませう、けれども大體此税法を設けましたのは、必ず之に依つて此際一般歳入の不足を補ふと云ふやうな、さう云ふ眼前の目的から起つたものでもない、唯御承知の通り今日一方に於ては軍需工業、能く新聞などに出て居ります。是などは非常に繁昌して莫大な利益を得て居る。又斯う云ふものに付ては、課税するが宜いと云ふ議論も随分あつたので、殊に唯軍需工業ばかりではない、一般に増税をしると云ふのは、主に資本家目掛けての議論が多かつた。世の中は何となく資本家と云ふか、有産家對無産家の間に争を生ぜさせるやうな風潮にあつたのであります。其處へ持つて來て、如何にも軍需工業と云ふものが、獨り目に立つ程に繁榮である。是等はまだ第一に、資本家の爲の利益が多くして、他の一般の中流以下の者は苦んで居るに拘らず、資本家一人が利益をして居ると云ふやうな誤つた考を、廣く世の中に傳へるやうな風潮があつた。又政府に於て考へましても、斯様な風潮は逸速く絶やさなければならぬ、誤つた考を國民一般に有たせると云ふことは、政治上から考へても宜しくない。而して事實に於て軍需に關する工業のみが獨り目立つて繁榮して居ると云ふことは、是は争はれない事實である。故に之に就て、其營業がそれが爲に荒れるやうな程度に至らないやうに、極く軽い税を課けて、さうして斯様にして一方に於て之を羨しがつて僻んで居る人達の心を、幾分か之に依つて直すことも出来るだらうと云ふやうな考から、此税を設けたのであつて、それはもつと詳しいことを言ひたいけれども、私は是は前の大藏大臣から聽いて居るが、斯う云ふ席でさう云ふことを赤裸

々に前大藏大臣の意中を打明けることは、大變宜しくないと思ふ、まあ此邊で御了解を願つて置きたい。

四 政治的意味に重點を置く

小笠原三九郎君 此利得税案が提出せられました理由に付きまして、昨年十一月四日、此利得税の要項と一緒に、其當時理由書と云ふものが公表されて居るのであります。其理由書に依りますと、第一が、是は負擔の公正を圖るものだ、第二は、赤字公債を減額せしむる爲のものだ、第三は、災害對策に對する經費支辨を容易ならしむる爲のものだ、さう云つた事柄から、時局の影響に因つて利益を得て居る者に課税をするのだ。斯う云ふ風に書いてあるのであります。高橋藏相は此理由書を其儘、御認めになるのであります。如何でありますか、或は其中でどれが重く、どれが比較的軽い理由と云ふ風にでも御考になつて居りますれば、其點も承りたいと思ひます。

高橋藏相 何處に一番重きを置いて居るかと云ふやうなことは、箇條々々に付ては述べ難い話なのであります。それ故に昨日來申述べました通り、此臨時利得税法は、第一に是は政治的に考へて出したものであると、斯う私は思ふ、それでは収入を圖らなかつたのかと云へば、さうではない、財政的に云へば、是は新税を設けて税を取る以上は、収入を圖つたに違ひない、さう考へるより仕方がなからうと思ひます。どうも此臨時の利得税に付て、一般の税制に關する有ゆる方面から之を問質したならば、是は双方色々の所に打突かつて、眞面目な本當の答辯は出來なくなるだらう。私正直に申上げると、是は政治的に出來たものである。而して財政的にど

うだと言はれれば、是は矢張収入を殖す爲である、其殖した収入と云ふものは、有ゆる方面に影響を有つことは當然な話である。

第四章 臨時利得とは何か

臨時利得税に於ける臨時利得とは、法人と個人で各々内容を異にしてゐる。先づ

一、法人の臨時利得 現事業年度たる昭和十年一月一日以降に於て終了する各事業年度の利益が、既往年度たる昭和六年十二月三十一日以前三年内に終了せる各事業年度の平均利益を超過する場合、この超過額を以て利得金額とする。但しこれが年千圓未満の時は本税を課さない。(本法第四條)

右の法人利益とは所得税法に於けると同様「各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依り、保險會社に在つては各事業年度の利益金又は剩餘金に依るのである。従つて臨時利得も亦左の如き規定を受ける。

イ 本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の利益は本法施行地に於ける資産又は營業に付ても右のやうな規定に準じて計算する。

ロ 法人が事業年度中に解散し又は合併に依りて消滅したる場合に於ては、其の事業年度の始より解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做す。

ハ 法人は前事業年度より繰越したる益金又は損金は其事業年度の利益計算上益金又は損金に之を算入せず。

ニ 營利を目的とせぬ法人にして所得税法其他の法律で所得税を課せられぬ者は免税さる。

二、個人の臨時利得、營業收益税法第二條に掲ぐる營業(鑛業又は砂鑛業を含む)に因る個人の利益が昭和六年

以前三年の平均利益を超過する場合の其の超過額を以て利得金額とする。(本法第九條)但し個人の利益が一萬圓未満の場合は右の超過額中二千圓を控除した金額を以て利得金額とし、又利益が一萬圓以上のものであつても、この利得金額が千圓未満なる場合及び利益金が六千圓未満の場合に於ては本税を課せぬ。右に於て個人の利益とは、所得税法並に營業收益税法中の「利益」と同様「前年中の總收入金額より必要なる經費を控除したる金額に依り、前年一月一日より引續き爲したるに非ざる營業に付ては其年の豫算に依つて計算する」のである。従つて法人と同様の意味で左の如き規定を受ける。

イ 相續したる營業に付ては相續人が引續き之を爲したるものと看做して其利益を計算する。

ロ 個人が自己の收穫した農産物、林産物、畜産物若しくは水産物の販賣又は之を原料とする製造の利益に付ては本法を適用しない。但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造の利益に付てはこの限りでない。

ハ 所謂必要なる經費とは仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は營業に係る公課、雇人の給料其他収入を得るに必要なものに限る。家事上の費用及之に關聯するものは控除せず。

一 基準年度(昭和四、五、六の三年)の意味

初め原案では基準年度(法文中では既往年度)に就て政府は五、六兩年とした。これに對し衆議院の三年間とすべしとの主張が通つた譯であるが、この意味に就ては修正案提出者たるものの説明に依る他はない。

松村光三君 原案は昭和五六年を基準と致しますが、其當時の世界的不況は、所謂定期的不景氣循環の外に、産

一 基準年度(昭和四、五、六の三年)の意味

業機構の大變革が重なつて起つたのである、是は昭和四年の春に始り、秋の米國の株式大恐慌から、延て全世界に波及したのである、殊に我國に於ては、昭和四年七月濱口内閣の金解禁聲明に依つて、直に金融産業界の不振を惹起したるものであるから、少くとも昭和四年の後半を加ふることは理の當然である。唯半期計算が課税の技術上不便あるからして、勢ひ昭和四年全部を加へて、昭和四、五、六の三年を基準と爲すべきものと思ふ、現に國際聯盟及び我國多數の統計が昭和三年、即ち千九百二十八年を基準として統計を取るが如きは其理由に外ならぬ。態々恐慌のどん底たる昭和五、六年を強て採用することは不合理なるのみならず、甚だ過酷なる課税と言はなければならぬ。況や之を各國の戰時利得税に徴するも、平均二年主義を採用せるは僅に二三の國に過ぎない。亞米利加、佛蘭西、丁抹は三年平均を採り、英吉利は三年の中納税者の自由に二箇年選擇を許して居る。獨逸、澳太利は五年の中、最高最低を除いたる三年平均主義を採つて居る。是等各國の先例を見ましても、三年平均は、固より當然と考へるのであります。尙ほ此際留意すべき事柄は、所謂非常時局の利得なるものは金再禁止後に於ける貨幣價値の變動、即ち貨幣の購買力の減少を最大原因として惹起されたるものであるから、金解禁當時と今日とを直に比較して其差額に課税すると云ふが如きは、純理の上から申しても、大なる矛盾ありと言はねばならない。況や基準の百分の七と云ふが如きは、昭和五、六年の法人の収益の率が當時百分の四乃至五であると云ふ大藏省の會社統計に基いたことであるが、抑々此大藏省の會社統計なるものが、其作成方法が根本的に舊式且つ不備である。斯る根本的に舊式不備なるものを基準の基礎とすることは、甚だ誤謬と言はねばならない、是等の缺點を補はんが爲に、敢て基準年度に昭和四年を加へて三箇年の平均と

修正したる理由であります。

二 時局に影響を受けない利得

前田房之助君 臨時利得税は時局の影響を受けて利益を受けたものに對して課税するのである、それが課税標準だと云ふことは、過日本會議に於て高橋さんが申して居るのであります、それに違ひないと思ひます。而も實際問題から考へますと、随分時局に直接間接の影響がなくして、相當各自の努力に依つて、或は他の事情に依つて相當の利益を擧げて居る者が少くないと思ふのであります。私色々例を承知して居りますが、さう云ふものに對しまして、矢張斯う云ふ臨時利得税が課りますと云ふと、法人の超過所得と重複するやうな嫌があるのであります。是は法律の精神から申しましても、どうも妥當を缺いて居る。斯う云ふものに對しまして、何か特別の取扱を爲すと云ふ御考があるのでありますか、ないのでありますか、是は徵稅技術の上から云へば甚だ面倒の問題であります。併し面倒であるが故に、さう云ふ妥當でないものにまでも課税をすると云ふことは、立法の精神にも反するやうな嫌があるのであります。此點に付て御所見を承つて置きます。

石渡主税局長 只今御尋の點に於きましては、案を起します時にも十分に考へました問題でございますが、何處から何處までが時局の影響を受けたのか、軍需品の利得に依つたのか、是が極めて判然致しませぬ。随ひまして先づ今日産業の好況を示して居る原因は色々ございませうが、それ等の時局に於きまして好轉を致して居りますことも、矢張自分の努力と云ふことも入つて居ると思ふのであります。隨て今回の利得税法に於きまし

ては、影響と云ふことだけに限定致したのであります。其中に於きまして相當の儲けがありますれば、是は其原因を區分致さないと云ふことに致してございます。又それであるならば超過所得税と重複するのではなからうかと云ふ御疑でございますが、併しながら是は今度の臨時利得税は、昭和五、六年の當時と比較致しまして、儲けの多い分に付きまして課税致すと云ふことに致して居りますので、其當時より儲けが少くても課税を受ける所の所得とは、重複致さないと見て居るのでございます。唯一面儲けの殖えました會社に於きましては、一面に於きまして超過所得税を負担し、又臨時利得税も負担することとなりまして、それ等の負擔等を考へました結果、臨時利得税の税率を比較的低く致して居りますやうな次第でございます。

三 増差税たることが不均衡負擔の本質

中村繼男君 新設會社で、當時七分以下の儲けしかなかつたものは、總括して考へて見て、負擔の能力は弱いと云はなければならぬ、其當時二割も儲かつて居つた、一割五分儲かつて居つた、今もそんなに儲かつて居ると云ふものは、其負擔力は強いと言はなければならぬ。其負擔力が違ふ、其違ふ所に同じ一〇%の税率を適用して行かうと云ふ所に、益々以て負擔の均衡を紊つて居ると云ふ結果になつて居る。そこを六、七年と云ふものを基準に取つて、それから儲かつて居るものに課税するのだと云ふ政府の建前を立て、さうして不均衡を成べく緩和して行かうと云ふことの爲には、茲に税率に於て加減をすると云ふことが極めて適切ではないかと考へる。即ち茲に負擔力の査定の上に於て階段を設ける。さうすれば此間から喧々囂々として攻撃されて居る所

の負擔不均衡の問題も、餘程緩和し得るものではないかと思ふのでありますが、政府の御考は如何でありますか。

石渡主税局長 中村さんの御考は矢張普通の所得税と云ふことを深く御考へ下さつて、さうして儲けの多いものが少い負擔をする。詰り資本金に對して八分にしか利廻が當らぬものが本税を負擔する、さうして一割五分も儲かつて居るものは負擔しないと云ふ點がをかしいぢやないかと云ふ所から、出發して居られるやうに思ふのであります。是は私は如何にも一國の税制と致しまして、所得の大きなもの、或は儲け率の大きなものが重き負擔をすると云ふことは、所得税法でやるべきものであると云ふことが根本であつて、普通の状態に於きます一つの税制と致しましては、私は尤な制度だと思ふのでございます。今度の此臨時利得税は増差額、増差額と云ふものゝ大きさに依つて課税致して行かう。斯う云ふ法でありますので、隨て其増差額の大きなものは、其割合に負擔をする。増差額の少いものは負擔が少くて済む、又は増差額のないものは負擔しない。斯う云ふことでもありますので、此税金の建前から行きますれば、何處までも増差額を見て行くべきものであらうと私は考へて居るのであります。それで只今仰しやるやうな普通の儲けの割合の多いものに付て餘計負擔をし、斯う云ふことは、是は普通の所得税の問題でありまして、此問題とは別に考へるべき點ではなからうかと存じて居るのであります。

これを要するに今度の此税の擔税力は、利益が増加した、其増差額と云ふ所に今回は租税の擔税力を認めて居るのであります。隨て増差額の大小と云ふものが擔税力になつて居ります。是も普通の場合に於きまする所

得の大小に依る所の擔稅力と、又別個に茲に一つの擔稅力があると思ふのであります。かるが故に戰時利得稅法に於きまする法制と同様に、今回も此増差額と云ふものを根據と致しまして、本稅を立案致した次第であります。此點は斯う云ふ増加稅と云ふものに於きましては、其事が財産増加稅であらうが、外の増加稅であらうが、總て此増差額でやらざるを得ぬと斯う思ふのでございます。

四 獎勵金、助成金と新稅

前田房之助君 大藏大臣に御伺申上げたいと思ひますが、本法の適用を受けまする事業會社の中で、隨分巨額の利益を得て居る會社があります。而も其會社が政府から莫大た獎勵金の交付を受け、又補助助成をされて居る事業も少くないと思ふのであります。一體私は斯う云ふ特別の稅金を課せられる以前に、さう云ふものがありましたならば、寧ろ是より先にさう云ふものは整理をされまして、さうして國費の節約をされると云ふことが、順序でなからうかと思ふのであります。どう云ふ事情がありましたか、まださう云ふものゝ法律の改正は出て居りませぬが、少くとも私は矢張同時にさう云ふものに對して、適當なる整理を爲さる必要があらうと思ふのであります。之に對しまする大藏大臣の御所見を伺つて置きます。

高橋大藏大臣 私今能く分つて居りませぬ。それはどう云ふ會社にどう云ふ補助をして居るか、調べたら分るであらませうが補助して居るに付ては、法律でなつて居るのでありませうから——是は會社の事業に依つて皆決つて居りますから、其方の政府委員が居れば分ると思ひますが、今の御話は御尤だと思ひます。先づ十分に此

實際利益が擧るものを、其上補助すると云ふことは宜しくないと思ひます、實際に於てどうなつて居りますか私に分りませぬ。

賀屋圭計局長 只今の御尋に付て、個々の一々の補助に付きましては、私も全部承知致して居りませぬ。概括的に申上げますと、此會社が成立たないから補助すると云ふ風な、一般的の補助は恐らくないことゝ存じます。或は特殊の研究を其會社に依頼致しますことが非常に便利である爲に、其研究に付ては、特に會社として犠牲を拂はなければならぬと云ふ場合の補助でありますとか、特殊の新しい製品、それを日本の國內に於て造りますことが、國策上必要であると云ふ場合に於きましては、會社としては算盤が採れないのであります。強て之を行はしめると云ふ風な場合に補助を致しますことを多少承知致して居りますが、大概さう云ふ種類のものであります。必しも一般的に會社が會社の利益を増加し、或は損失を防ぐと云ふことの補助はないものと存じます。

第五章 法人の平均利益率

本税は法人の昭和四、五、六の三事業年度に於ける平均利益率の最低を七分とし、左の如き場合はそれぞれ別に規定してゐる。

- 一、平均利益率ゼロ乃至は七分未満なるとき——何れの既往年度に於ても利益ないとき又は既往事業年度の平均利益が既往事業年度の平均資本金額に對し年百分の七未満なるときは、既往事業年度の平均資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を以て既往事業年度の平均利益とすること。
- 二、基準年度以降設立した新法人なるとき——法人の第一次の事業年度が昭和七年一月一日以降に於て終了したときは、現事業年度の資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を以て既往事業年度の平均利益とすること。
- 三、平均利益と現利益とに於ける資本金額に増減ありたるとき——現事業年度の資本金額が既往事業年度の平均資本金額に對し増減あるときは、既往事業年度の平均資本金額に對する平均利益の割合を現事業年度の資本金額に乗じて算出したる金額を以て既往事業年度の平均利益とすること、但し年百分の七未満なるときは前項の如く百分の七として計算すること。
- 四、現事業年度と既往事業年度と異るとき——現事業年度の期間が既往事業年度の期間と異るときは、現事業年

度の月數に應じて、月割を以て既往事業年度の利益を計算すること。(以上何れも本税第四條)

一 平均利益率七分の算定基礎

小笠原三九郎君 第一に御伺したいのは、法人に對する算出の基準が七分とせられて居る理由は、どう云ふ點で七分とされて居るのでありませうか、戦時利得税、超過所得税も一割即ち百分の十となつて居るが、之を百分の七とせられて居る根拠を伺ひたいと思ひます。

中島彌國次君 法人の利益率は戦時利得税は一割を引くことになつて居ります。さうして今度の利得税に付きましては、七分を引くと云ふことになつて居ります。是亦此間に大なる差異があります。兎も角も戦時利得税當時に於きましては非常に儲けが多かつた、今度よりずつと儲けが多かつたから一割引く、今度は儲けが少いから七分引くと云ふことであるかも知れませぬが、此七分と云ふ意味に付きまして、何處を標準として七分と算定したのであるが、先に申しました如くに、昭和五年、六年に於ける所の法人の平均の營業利得と云ふものは、是は五分であります。大體五分であります。私は此處に約千以上の法人に付て計算をした所の利益を持つて居りますが、資本に對して大體四分乃至五分と見たら宜しい、其四分乃至五分に對しまして二分だけの即ち二三分の「マージン」を見てある。さうして一方に於きましては戦時利得税の時には九分の儲けがあつたものを、平均之を一割の儲けに見て居る。此間一分ほか開きを見て居ない、戦時利得税の時程今日は景氣が出て居ないから「マージン」を餘計見なければならぬと云ふ理由なら、七分にした理由が立派に立ちますが、そ

ここに於て問題となりまする點はどの點であるかと申しましたならば、同じやうに非常に儲けた法人と儲けない法人がある、試に擧げて見まするならば、硝子製造工業の如きは三割九分の平均の儲けを有つて居ります。さうして其他に於きましても、一割七分から二割五六分からのものもあれば、九分から七八分のものもある。甚しいものは四割以上に上つて居るものもあります。是等の點を一律一體に七分控除すると云ふことに付きましては、私は意味を成さぬと考へる、此點に付きましては少くとも大なる資本の法人に付ては五分だけを控除し、小なる資本の法人に付ては七分だけを控除すると云ふが如くに、是亦資本課税の觀念を入れまして茲に控除率に付て差異を設けると云ふことが、立法上適當でないかと私は考へる。(本會議)

石渡主税局長 法人の昭和五年、六年に於きまする事業年度の平均の利益が、七分以下であつた場合には七分と見る、其七分とする根據は何處にあるか、斯う云ふ御尋でございます。百分の七と之を致しましたと云ふことは、是は一つの目安でございます。如何なるものを以て此目安としたかと、斯う云ふ御尋でございます。是は先般差上げました、あの會社表の數字(註二)を御覽下さいませしても御分りになります通り、昭和五年、六年當時に於きまする總ての會社の資本金、積立金、是の合計額に對する利益金と云ふものは、四分又は五分三厘と云ふやうな數字でございます。大體は四分と五分の間にあつたと思ふのでございます。随ひまして其當時の數字と致しましては、四分、五分でも宜いのかと思ひますが、其當時の經濟狀況に鑑みまして、其數字を直ちに採りますことは如何と思ひましたので、茲に百分の七と致しまして、其間に多少の餘裕を見まして、幾らか餘裕を取りました次第でございます。是は一般の金利の關係もあるのでございまして、一般の金利經濟に付

きまして、戰時利得税の施行當時とは大分模様が變つて居るかと思ひます。戰時利得税法施行の時に於きまして、大正元年、二年の平均に於きましては、其當時の利廻と致しましては八分、九分の間にあつたと思はれるのであります。それで多少餘裕を置きまして、一割と致しましたやうに存じて居ります。

(註一) 法人の拂込資本金額、積立金額、繰越金額の合計に對する収益率調(大藏省發表)

年	収益率	年	収益率
大正元年	〇・〇八一	大正九年	〇・一五三
同 二 年	〇・〇八〇	同 十 年	〇・〇八七
同 三 年	〇・〇七五	同 十一年	〇・〇七七
同 四 年	〇・〇八二	同 十二年	〇・〇七四
同 五 年	〇・一三一	昭和五年	〇・〇五三
同 六 年	〇・二〇七	同 六 年	〇・〇四〇
同 七 年	〇・一三九	同 七 年	〇・〇四七
同 八 年	〇・一七四	同 八 年	〇・〇五九

二 年度利益九分九厘の場合

小笠原三九郎君 平均利益率を七分と云ふ風に一律に査定をせられる結果と致しまして、反對に一割も二割も儲けて居つた者でも、利益が特別に増加して居ないと云ふと、此臨時利得税は課せられない、斯う云ふことにな

るのであります。又一割以上儲けた者は、超過所得税を取るではないかと云ふやうな御説明があるかも知れませんが、併し九分九厘儲けた者は、超過所得税も取られないし、臨時利得税も取られない、斯う云ふことになつて、永久に七分と——假に九分九厘なれば、二分九厘の差と云ふものは——此法人は特別の恩恵に浴する、斯う云ふことになるのであります。是等の點に付ては、どう云ふ風に御考へになつて居りますか。

石渡主税局長 儲けが多くとも超過して居なければ課税を受けないではないかと云ふ御尋は御尤でありまして、それは此税法自體が所得の増加致したと云ふものに對する課税でございますので、随ひまして斯う云ふ臨時税法を起しました次第でございますので、儲けの殖えて居らぬと云ふものに付きましては、利廻が多くとも、其分に付ては課税致しませぬ。

小笠原君 其あとの九分九厘儲けて居ると云ふのは、どう云ふことになりませうか。

石渡局長 前に昭和五六年當時に九分九厘儲けて居つた、今でも九分九厘儲けて居ると、其者の所得は増さない斯う云ふものには課税致しませぬ。

小笠原君 九分九厘前に儲けて居つた、併し今度は一割五分儲けた、斯う云つたやうな時には七分の場合であります。今のやうな課税を受けますが、其二分九厘分だけは得をすると、さう云ふやうに私は見るのであります。其點を御伺して居るのであります。

石渡局長 只今の御尋は、昭和五年、六年當時に於ては九分九厘儲つて居つた、今度は一割五分儲つて居る。さうすると其五分一厘と云ふものに對して課税を課けます。

小笠原君 私の言ふのはさうぢやないので、九分九厘儲かつたものは、超過所得税を拂つて居ないのであるからもと九分九厘儲かつて居つたものが、一割五分儲かつた。斯うなると、此ものは何を拂ふかと云ふと、五分一厘だけ拂ふと云ふことになる、所が七分儲かつて居つたものが一割五分儲けると、どう云ふことになるかと云ふと、是は丁度八分拂ふことになる、其點がいかにぢやないかと云ふのです。是は必ず主税局長も首肯せざるを得ない點であらうと思ひます。

石渡局長 只今の御話であれば、仰しやる通りであります。前に九分九厘儲かつて居つた者が一割五分分儲ければ、五分一厘に對する課税を受ける、七分儲かつて居つた者は、八分に對して課税を受ける、其通りであります、それでそれは要するに儲かり歩合が大きいのでありますから、随ひまして其大きな金額に課税を受けることに相成ります。

三 同盟罷業等による非常時の利益率計算

小笠原三九郎君 昭和五六年が課税の基準年度になつて居りますが、御承知の如く昭和五六年は、所謂濱口内閣に依つて極端なる「デフレーション」政策を執られた結果、賃銀等の引下が各所に行はれて、随分それが爲に同盟罷業其他のことが頻發して居るのであります。そこで此税率を査定するに當りまして、斯う云つた同盟罷業期間中の作業して居ない其分も、利益率を計算する、場合に於ては、其期間を控除して、作業して居るだけの期間の利益率で算定せられると云ふことでないと公平を得難いと考へるのであります。或は此事は法文に

入れました方がどうかと思はれますけれども、併しそれは非常な煩瑣を強ゆることになりまますので差控へてあるのでありますが、政府に於ても能く斯う云ふ事實を認めて、本税査定の場合には十分其邊に手心を加へられんことを希望致す者であります。政府の御所見は如何でありますか。

石渡主税局長 同盟罷業其他に依りまして、昭和五年六年當時の利益率が、それを原因として殊に低かつたものに付て之を何とか考へたらどうかと云ふ御尋でございます。是は其當時の利益の低かつたと云ふ點に付きましては、色々様々な原因があらうと思ふのでございますが、只今御尋の同盟罷業と云ふやうな爲に利益の減つたと云ふやうなものは、相當同情すべきものと思ふのでございまして、實際上法規の許す範囲内に於きまして、出來得る限り同情を有つて取扱ひたいと考へて居ります。

四 戦時利得税に於ける基準利益率

松村光三君 戦時利得税に於ては一割の外に完全に又其二分を「マーヂン」として全部の法人に認めて居るから、一割二分である。今回は七分の外に僅か二千圓であるから、大藏大臣が説明された如く、此二千圓は小さい會社を救済する趣旨であるから、大きな會社は問題でない、果して然らば比較は一割二分と七分の差五分が、戦時と今日の間にあると云ふことは否定すべからざる事實である。偶々二千圓と云ふ滑稽な數字があるから、是は全部除外して差支ない、議論の上から言ふならば除外すれば正しい結論が出る。さう云ふことを考へるときに、私は今のやうな——先に一割二分まで認めたのに、今度は七分しか認めないと云ふ論據がはつきりしな

5。

石渡主税局長 七分と云ふことを決定致しました主な論據は、先程も申しました通り昭和五六年當時に於て、四分乃至五分の間にあつた所の利益率と云ふものに多少の餘裕を置きまして、其利益率を七分に致した、四分五分と云ふものを標準とすることは此處にある。斯う云ふことから致しまして、そこに多少餘裕を置いて七分に致した、其上にもう二分、即ちあなたの仰しやる所の一割二分と云ふものゝ限界を認めた。此二分といふ認め方を致してゐる立法例はどうも見當らない。其限界は今回提案致しました通り、二千圓とか、三千圓とか、千圓とか、さう云ふ單一の數字で切つて行くと云ふのが普通である。

第六章 資本金と利得税との関係

資本金は年度利益率計算の基礎をなす所から、これが大小、増減は本税に於ける重要な技術的問題となつてゐる。本税法には資本金の厳密な計算方法として

法人の各事業年度の資本金額は各月末に於ける株式拂込金額、出資金額又は基金、積立金額の月割平均を以て之を計算することと規定してゐる。この中の積立金額とは積立金その他名義の何たるを問はず、法人の利益にしてその留保された金額を抱括してゐる。

次に本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の各事業年度に於ける資本金額に就ては、

總資産価格に對する臨時利得税法施行地に於ける資産価格の割合を、總資本金額に乗じて計算すること

次に昭和四、五、六年に比し七年一月一日以降に於て正當なる理由で拂込株式金額又は出資金額を減少した法人の現事業年度の資本金額は、その減少がなかつたものとして計算する。但し拂込株式金額又は出資金額中損失の補填に充てられざる金額に付てはこの限りでない。この減資規定は政府原案にはなかつたが、眞面目な減資をしたものが、それだけ差増率が多いといふことになるのは不公平であるとして特に修正追加されたものである。

一 増資の利得計算

小笠原三九郎君 本法第四條第二項第三號は法人の資本の増減の場合に付ての條文であると思ひますが、此減資の場合、増資の場合に付て、私共に分り易く御説明を願ひたいと思ひます。

石渡主税局長 第三號に付て御説明致します。此第三號の規定は、資本の増減になりました場合でありまして、例へば昭和五年、六年當時に、百萬圓の資本で十萬圓儲けて居つた、此會社が現在は一千萬圓の資本金である。斯う云ふ場合には、其前に百萬圓で十萬圓儲けて居つた割合、即ち一割と云ふものを、詰り今度の一千萬圓の資本に付て百萬圓に該當致しますので、百萬圓と云ふものを昭和五年、六年當時の儲けとして、それを超過したものに對して課税を致す。斯う云ふことに規定致しました條文でございます。減資の場合も、それと同様の積りでございます。それから終ひの方の「此の場合に於て第一號の規定の適用に付ては」と云ふ條項は、若し最初百萬圓の會社が五萬圓しか儲けなかつた。其率は百分の五であると云ふ場合に於きましては、それを百分の七まで見て行く、斯う云ふこととございまして、即ち今資本金額が一千萬圓の場合に於ては、七十萬圓までは元の率が百分の五であつて、即ち五十萬圓と云ふものを見て行くのではない。七十萬圓までは元の昭和五年、六年當時の平均の利益と見て行く、斯う云ふ計算を致す積りでございます。

二 内部積立金（秘密留保金）と減價銷却

小笠原三九郎君 銀行や保險會社と云ふやうな所では、競つて銷却を餘計して、自分の財産の評価の低いと云ふことを自慢にして居る。それは物には程度がありますから、例へば四分利公債が八十五圓位のものが七十何圓

二 内部積立金（秘密留保金）と減價銷却

臺迄なつたことがあつても、さう云つたことは差支ないと思ひますが、さう云ふ程度まで銷却することは、一種の利益の隠匿にもなつて、考方に依つては、實際上脱税をして居ると云ふやうに見られぬでもない。此點をどうも手心でおやりになると云ふと、どの邊まで手心を御加へになるのであるか、是は餘程徴税上の問題でありませうが、公平を缺く場合が甚だ少くないので、斯う云ふ風な臨時利得税でも取つて、税金増收の目的に充てようと云ふやうな場合には、銷却と云ふことに付て餘程手心をされて、世間が見て餘り銷却をし過ぎるではないかと思つた程度まで、之を利益外に置き、銷却せしめて行くと云ふことは如何なものかと考へるのであります。けれども銀行に付ては、或る程度まで信用の維持と云ふこともありますから、或る程度まで銀行、保險會社は認めて宜いやうでめりますが、程度を越すとさう云ふ弊害が非常にあるやうに思ひます。

其次に伺ひますのは、内部積立金と云ふものが各所にありますが、斯う云ふものはどう云ふ風な御取扱になつて居りますか。

石渡主税局長 銷却の點に付きまして色々御注意を戴きましたが、十分不公平の起らぬやうに致したいと存じて居ります。其次に御尋のありました内部積立金と云ふものを、どう云ふ風に扱ふかと云ふことは、詰り考課狀に載つて居らない所の、所謂秘密留保金と吾々の方で言つて居るものと存じますが、是等に付きましては、矢張普通の積立金と同様に扱つて行く積りであります。

三 不良資本切下と有價證券評價減の取扱ひ方

中村繼男君 近頃の税務署邊りで能くやつて居ることで私がどうも面白くないと思ふ事柄があります。是は單り利得税に關する問題ばかりでありませぬ。所得税に付ても盛に氣違が薙刀を持つたやうな恰好で振廻して居ることがある。それは丁度繰越缺損と云ふものは今期缺損と認めないと云ふことを、勅令事項で御作りになつた。それが淵源を成して居つて、所謂實質上缺損、或は缺損に近いと云ふやうなものを、資産勘定などで繰延ばして來て居る場合、それを不良債券の切落としとか、有價證券の値下り等をやると、それはすつと前に不良になつて居るぢやないか、有價證券の値下りは前に値下りになつて居るのぢやないか、隨て今期の損だとは認めない。それならば何時の損かと言ふと、それは兎に角大正十五年以前の損だと云ふことを言うて、さうして不良債券、或は有價證券の評価減と云ふことを認めないで、税金をどん／＼と取る、利得税が起つて來ると、此問題が又餘計に社會の問題になるのぢやないかと思ふ。私が知つて居るものだけでも一つや二つだけではない。あつちこつちに被害者が多い、是は裁判になつて居るものもあるらしいが、是はどう云ふものでせうか。有價證券の評価や不良債券を何時振落すかと云ふやうなことは、是は會社當事者の主觀に委して置けば宜いぢやないか。それを税務署から行つて、是は疾うの昔に缺損にして置かなければならぬぢやないかと言ふやうなことは、是は謂はゞ少し出過ぎると云ふやうなことになるのぢやないかと、斯う思ふが、大藏省は如何に御考になりますか。

石渡主税局長 中村さんの御尋の不良資産の切下、並に有價證券の評価減、此問題に付きまして大體會社の主觀に委したらどうだと云ふ御意見は私も御尤だと思ふのであります。先づ大體論と致しましては、會社の主觀に

委せるのが本當だと思ひますが、場合に依りまして不當だと思はれる場合——其會社の資産からして不當だと思はれるやうな場合があるやうにも思ひます。是は主として同族會社の關係だと思ふのであります。普通の會社に於きましては洵にあなたの仰しやる通りの方針が大體の方針としては宜からうと存じて居ります。

四 持株會社への重複課税

松村光三君 法人相互間に此頃持株會社が多いが、此所得税と超過所得税が既に法人持株の上に於て重複する處があるのであるが、今度の臨時利得税は法人持株の上に於て又重複課税になる處なきや。

石渡主税局長 持株會社と申しましたが、是は普通の法人でございますので、此點は今日に於きますと同様、格別區別して課税する積りではありません。

松村君 それは持株會社が株を持つて居るのであるから、それが各種の形に於て變るのであるから、過去の戦時利得税に於ても重複したのであるから、今度の臨時利得税に於ても重複すると云ふことはいろいろの問題であるが、それをも御否定なさいませうか。

石渡局長 會社の所得の計算に付きましては、其ものが配當であらうと利子でありませうと、其會社に入つて來ます所の所得であります以上、其源泉を區別して居りませぬから、従ひまして其會社の儲の多い場合に於きましては、他會社の配當に向ひましても課税するのは、已むを得ないものと存じます。

松村君 只今重複をはつきり御認めになつたが、かるが故に外國でやつて居るが如くに持株配當の重複課税を控

除することが妥當ではないか。

石渡局長 是は只今松村さんの仰しやることは、寧ろ一般所得税の改正の問題であらうかと思ふのでございませう。之を控除致すのもございませう。又控除致さない點もございませう。各々其やり方に依りまして異なる所があるだらうと思ひませう。

五 法人合併の場合の計算

小笠原三九郎君 本法案の第七條に依りますと、法人合併の場合には其既往事業年度の平均資本金額及年平均利益は命令の定むる所に依つて之を計算することとなつて居り、さうして過日御示しになりました所の命令要綱の第二を見ますと、「法人合併を爲したる場合に於ける臨時利得税法第七條の平均資本金額及平均利益の計算は、(一)合併後存続する法人に付ては合併に因りて消滅したる法人の既往事業年度の資本金額及利益を算入せず、(二)合併に因りて設立したる法人に付ては合併に因りて消滅したる法人の既往事業年度の資本金額及利益を其の資本金額及利益に算入して計算すること」となつて居るのでありますが、申すまでもなく所謂吸収合併と新設合併とは、單に商法上の手續の相違だけでありまして、其權利義務の繼承の關係とか、或は營業状態の存続、さう云ふ點に付て見ますと、何の區分もないのでありますから、是は兩者とも同一に取扱はれて、合併前の法人の既往事業年度の資本金額及利益を算入計算せらるゝことが當然だと思ひますが、之に對する政府の御所見は如何でありませうか。

石渡主税局長 御尋になりますことは、理論上洵に御尤だと思ふのでありますが、此點が果して實際上如何相成りまするか、實は戦時利得税法の施行の時に當りましては、只今勅令案に御示したやうな扱を致したのであります。今回は之に法律的の根據を置きたいと存じまして、法律に規定を設けて、勅令に譲つてさう云ふ命令を決めたいと思つたのであります。只今の御趣旨に依りまして、政府と致しましてはもう一應篤と考慮致して見ます。若し御趣旨のやうに致しました方が、納税者に於ても相當有利の計算に相成ると云ふ場合が多いと致しますれば、或は御説のやうに取計ひたいと思つて居ります。

六 産業資本と金融資本との負擔不均衡

中村繼男君 此前私が本會議でも質問致しました金融資本と産業資本との不權衡、御承知の通り金融の方は、利益の割合は割合に動搖しない。動搖しないのであるから利得税と云ふものゝ負擔が非常に軽くなる。産業資本の方は、殊に昭和五六年の國家の政策に依つて被害を受けたと云ふものは、今當り前になつて來て居る。其時は被害の絶頂であつて、今は當り前になつて居るから、今税金を取られる、斯う云ふ缺點も已むを得ない。斯う云ふことに矢張行かなければならぬと云ふ結論になるやうであります。それは多少の缺點は已むを得ないと云ふことは、是は税制の技術上、或は仕方がないかも知れませぬ。其點に付ては已むを得ないが、缺點はあるのだと云ふことを御承知でありませうか。

石渡主税局長 本法案は一切金融資本たると産業資本たるとを問はず、昭和五六年當時と比較致しまして、其差

額を見出すのでございまして、政府と致しましては別段是が金融資本を擁護するものとは考へて居りませぬ。中村君 それは政府が金融資本を擁護されると云ふ風に私は言ふのではない。此税法の適用の結果がさう云ふ風になる。斯う言ふのです。さう云ふ缺點がある。是は新設會社と既設會社、或は金融資本と産業資本、さう云ふものゝ間には此税法を其儘適用すると云ふことになれば、避くべからざる缺點がそこに起つて來るのだ。それは已むを得ない。即ち業態別にやる譯には行かないから利益主義でやるのだ。其位の缺陷は已むを得ないのだ。斯う云ふ風に御考になつて居るのかどうかと云ふことを聽いて居るのであります。

石渡局長 金融資本に對して此課税が特別に緩く實際上當るものだと考へて居りませぬ。唯利益の歩合が減つて参りますれば、其結果は産業資本であらうと金融資本であらうと、從て課税を受けない場合が生ずるかも知れませぬ。本案に依りましても相當金融業者も負擔を致す見込であります。

第七章 個人の平均利益

個人の既往三年間に於ける平均利益金計算は左の規定による。

- イ、平均利益が三千圓未満なるとき、又は平均利益なき場合は三千圓を以てその平均利益とすること。
- ロ、營業の期間が一年未満なる場合は、本税を課すべき年の營業の期間の月數に應じ月割を以て昭和六年以前三年の利益を算出し以て平均利益を計算すること。
- ハ、營業を繼續し又は營業繼續と認むべき事實ある時は、納税義務者の申告に依り前營業者の昭和六年以前三年の平均利益をその平均利益と看做すこと。

一 平均利益年二千圓の意味

前田房之助君 個人は一律に三千圓を控除する。法人は現今の資本が増すと、それだけの率が丁度控除すべき分が殖えることになる。私はどう考へても是は不公平だと思ひます。そこで只今御説明を聴くと、個人にはどうも資産調が出来ぬから、已むを得ず大體其邊で置いたのだと云ふ御話でありますけれども、既に不公平だと云ふことが明に分ります以上は、此三千圓の金額に付ては、相當考慮されるべき餘地があるのではないかと思ふのです。或は個人に付て多少無理があると云ふならば、此三千圓を少し上げることが必要であると思ふので

ありまするが、大體政府は不公平ではあるが、個人の資産調が出来ないから、大體三千圓の程度で止めたのだ。三千圓としたのだ。斯う云ふことでありまするか、もう一度はつきり御説明を願ひます。

石渡主税局長 個人に付きまして資本金の計算の實行上不可能になることは、十分御諒察願へると思ふのであります。隨て今日の課税が個人に付きまして、所得税にしても、營業收益税にしても、皆其絶對額を標準に致しまして、其増減に依り課税致しますことは御承知の通りと思ひます。隨て法人の課税と個人の課税と、其點に於て趣を異にして來ることは、是は已むを得ぬものと思ふのであります。必しも個人に酷であり、法人に寛であると云ふことは言へないだらうと思ひます。隨ひまして只今御尋の三千圓を控除すると云ふことが酷ではないかと云ふ御尋でありまするが、此三千圓に付きまして、如何に此標準を置いたら宜いかと云ふことに付ては、可なり考究致して居ります。それで先づ個人に付ては、第一に六千圓の免稅點を置きまして、將來六千圓以上の決定を受けなければ本税は課税しない。併しながら將來六千圓の決定を受けても、其元の所得が非常に少ない場合に於ては、其少ない金額を引いた差額に課税すると云ふことでは、非常に不利ではなからうかと云ふ考から致しまして、三千圓より低い決定を昭和五年、六年に於て受けた場合に於ては、三千圓だけは少くとも引いてやる。隨ひまして此三千圓を控除致しまして、さうして其殘額に付て見ると云ふやうなことを致しましたので、此程度で大體個人に對し苛酷に當ると云ふやうなことはないとと思つて居る次第であります。

二 資本増加を認めない個人所得の計算

森田福市君 法人は資本を基準として此課税をする。個人では課税の標準がない。其結果昭和五六年の平均所得と、昭和十年の所得と云ふものに對して課税するのであるが、設備が倍になつて居つて、利益が昭和五年の倍になつて居れば同じことではないか、さう云ふものを持つて行つて課税すると云ふのでは、臨時利得ではないか、今政府では言はれるやうに、軍需工業や貿易事業に依つて臨時の、世間の人が羨んで居るやうな餘分な儲をせぬ他の事業の方面でも、此法律は適用になつて居る。而も個人が設備を倍にし、三倍にし、五倍にして居るものでも、矢張其割合に非常な増税を課することになるのであるが、戦時利得税は税率を變へたり、或は二割と云ふやうな其間に裕りを見てあるから、是よりは公平なものであつたらうと思ひますが、此點が私はどうしても個人と法人と一律にはいかぬ。若し一律にするならば、同じやうに資本の基準を以てやつて行かなければならぬ。斯う云ふものに對して、今あなたの仰しやつた儲のない個人に、三千圓を最低として抑へると云ふやうなことでは要領を得ませぬ。設備を倍額、三倍、四倍にして居つて、それが爲に三倍、四倍の利益がある者に對して課税することは不公平である。臨時利得でないではないか、それから法人でも個人でも特別な關係がある。即ち同盟罷工をやるとか色々な事情で、事業を中止して居つた爲に儲からなかつた。或は非常に儲けが薄かつたと云ふ場合には、矢張税の年七分と云ふものを以て抑へて行かうと云ふのでありますから、此點を承りたい。

石渡主税局長 個人の利得を算出して、それに依つて課税する場合に、個人の資本金の大きくなつて居る部分に不公平があるまいか。斯う云ふ御尋でございしますが、如何にも法人と個人と相對立致しますと、其間に差別

がございします。随ひまして法人の計算と個人の計算とは、同じ風には行かないのであります。個人の資本金計算と云ふものを致しますことは、實際に於て非常に難かしい問題でありますので、随ひまして今日營業収益税の課税標準に於きましても、所謂資本金額と云ふものを用ゐて居りませぬ。隨て昭和五年六年當時の資本金額を、今日から算出致すことも不可能でございしますので、是は戦時利得税法當時と同じやうな考を持ちまして、戦時利得税法の當時に行ひましたと同様、個人の利益金額と云ふものを基準に致しまして、其間の比較をして行つて居る次第であります。それで個人の所得が餘りに少いと云ふものに、之を基にして計算致しますことは氣の毒な場合がございますので、昭和五年、六年當時の平均の金額を三千圓と見て行かう。斯う思つて居る次第でございします。それから昭和五年、六年當時の事業年度に於きまして、利益が非常に少かつた。例へば同盟罷工等に於て利益が非常に少なかつたと云ふ場合に於きましては、それが資本金額の七分以下の利益であつた場合に於きましては、七分に引下げて行く、七分以上でありましたら勿論其額で行く、斯う云ふ譯でございします。法人も原則から致しますれば、絶対額で比較して行く譯であります。併ながら其資本金額に移動のあつた場合に於きましては、其移動のあつた資本金額で行く、斯う云ふことに相成つて居るのであります。併ながら此個人の方は、御承知の通り資本金額を見ると云ふことは、税務の實際上不可能であると思ふのであります。随ひまして此個人の方は、所得の絶対額で見に行くより外に仕方がない。斯う云ふ風に考へて居る次第でございします。随ひまして資本金の増減を見ませぬから、資本金が餘計ありまして、或は此税金を負擔することがあると思ひます。是は今日の税法上已むを得ないことだと思ひます。

三 個人に過重負擔を齎す

森田福市君 大藏大臣の御答に依ると、唯軍需「インフレ」に依つて儲けて居る、一部のさう云ふ會社にのみ之を課税させる爲に、設けた増税法であると云ふことであつたのであります。さうすると私は大藏大臣の御説のやうに、軍需關係工業者方面なり、爲替關係に依る貿易關係方面からのみ、其意味で御取りになると云ふこと、或は結構であるかも知れませぬが、此税法に依つてはさうはならぬと思ふ。是は必ず貿易關係も、軍需關係も、其他の商工關係も、皆此法律に依つて入つて來ると思ふ。此兩者以外のものが入つて來るものとすれば、私はそこに非常に不公平な點がありはしないか、今度は税率を一緒に爲さつて居る關係上、法人は其方面から論じて行くなれば、此軍需景氣にも、貿易にも關係の全然ないものが、此増税の負擔をしなければならぬと云ふことになりはしないか、即ち個人の昭和五六年に營業をやつて居た時と今日の利益の差を比較して、其差に持つて行つて一割を課けると云ふことになりましたならば、昭和五六年にやつて居る自分の營業の範圍、具體的に假説を設けて御話申上げれば、昭和五六年頃に機屋が百臺の機を設備して打つて居たものが、今度はそれを倍に増設した。隨て利益も昭和五六年の平均の倍になつたと云ふ時には、矢張此方面にも利得税の一割を課することになつて居るのであります。金を借りて來たにせよ、どう云ふ方法を執つたにせよ、本を殖して居る。法人の方で云へば、拂込資本に依つて、それが緩和されることになつて居るのであります。個人の方はそれがちつともありませぬから、今大藏大臣が御話になつたやうに、軍需「インフレ」に依つて儲けた工業

會社、貿易業者と云ふやうなもの以外の其他のものにも、今申したやうに此法律は入つて行く、二者に限つて居らぬ一般に之を適用することになるのでありますから、軍需「インフレ」に依り、爲替の下落に何等關係のない業者の人々が、大變負擔して行くやうになるのでありますから、今御話のやうに兩者以外の者にも、此法律を此儘適用して行けば、法人は資本に依つて多少の加減は付けてあるけれども、個人には少しも付けてない。隨て昭和五六年には五千圓の利益があつた。昭和十年には一萬圓の利益があつた。さうすると其差五千圓の中から二千圓を控除した三千圓の一割を課税して行くことになる。併ながら昭和五六年の設備よりは倍の設備をして居る。斯う云ふやうな時には、決して臨時利得税ではありませぬ。是は平常の利得よりも減つて居るかも知れない。でありますから、さう云ふやうな今の政府の御話は、軍需關係の工業會社と貿易關係業に限つて、何か課税しやうとする御考があるのでありますか。

石渡主税局長 只今の森田さんの御質問に對して御答致します。軍需工業、輸出工業と云ふやうな、或る一定の營業の種目を規定致しまして課税することも、相應であらうかと思ひます。是は一應考へたのであります。如何なる物品が軍需品であるか、又輸出品であるかと云ふやうなことの限界は、判定致しますのに極めて困難であります。随ひまして是等の限界を致しませず、營業一般に課税致すことに致しました次第でございます。それから今御尋にございました、昭和五年、六年當時より資本が増して居るものに付ては、不公平ではあるまいかと云ふ御尋でございますが、是は如何にも御説の通り、法人でございますれば、當時の利益の少いものは、只今の資本金額の七分に相當するものを當時の利益と致しますが、個人の營業に付きましては資本金の計

算を致して居りませぬ。随ひまして資本金を基に致しまして、其増額を致した分に付て多少見て行くと云ふことは、實行不可能でございますので、所得の大小に依つて、之を見て行くより外に仕方があるまいと思ふのでございます。随ひまして個人に付きましては、昭和五年、六年當時の所得の少いものに付きましては、少くとも之を三千圓に見て行くと云ふ、一つの標準を取りまして、其當時の所得の少いものは、三千圓を其當時の所得と致して行きたい。

備考 個人ノ營業種別臨時利得税納税見込人員調

種別	納税見込人員	種別	納税見込人員
物品販賣業	二、八二一	印刷、出版業	五八
物品貸付、金銭貸付業	三六八	旅人宿、料理店業	一六三
製造業	二、五〇七	周旋、代理、仲立、問屋業	六五五
運送業	四八	鑛業	四七
請負業	三七七	其他業	四〇

第八章 免税點と控除額

法人、個人の免税點及び控除額は左の如くである。

△法人——臨時利得千圓未満のものは課税せず。控除はなし。

△個人——利益六千圓未満のものは課税せず。利益一萬圓迄のものの差増(即ち利得)は二千圓の控除をなく、

また一萬圓以上でも利得が千圓未満なる時は課税せず。但し一萬圓以上の利得は控除なし。

そも政府原案によると、法人、個人を問はず控除額は二千圓であつたが、修正案によると利益一萬圓未満の個人のみ通用する丈けとなる。左の質疑(一)は、政府が原案に於て兩者に二千圓を控除せんとした理由を止むるのみ。

一 法人及個人の控除額

森田福市君 個人に付きましては二千圓を控除すると云ふことになつて居りますが、戦時利得税に對しまして非常に違つた點であります、戦時利得税は二分の一を控除すると云ふことになつて居ります。是から考へて見まするならば、此税と云ふものは何時も定額主義を採つて居りまして、戦時利得税は定率主義を採つて居ります。定率主義と定額主義との利害得失如何、何故に本税に限つて定額主義を終始一貫御採りになつたのである



か、定率主義を排斥されたのであるかと云ふ點に付きまして御答辯を戴きたい、此個人に付て二千圓を控除すると云ふ所の理由如何、個人の營業收益税を、課せらるべき所得が大體平均致しまして、二千五百圓乃至三千圓位になつて居ると云ふ點を御探りになつたかも知れませぬが、二千圓の根據は私共解するに苦みます。此點に付きまして御答辯を戴きたい。(本會議)

高橋藏相 控除額を法人、個人共に區別なく二千圓としたのはどう云ふ譯か、大利得者に對しても二千圓を控除致しまするのは、主として少額利得者の負擔を緩和すると云ふ其目的に出て居る。もう一つは臨時税のことでありますからして、税務の實際上に於て、官民相互の煩瑣を避けると云ふのも一つの考であります。それ故法人に付ても一樣に之を二千圓だけを控除すると云ふことに致したのであります。元々小利得者の爲に設けられたものであります、併ながらそれが爲に大利得者には之を引かないで宜いと云ふ譯には行きませぬから、矢張之を除外せずに差引くことに致したのであります。

二 個人免稅點六千圓の理由

中島彌圓次君 免稅點の件であります、戰時利得税に付きましては、免稅點が三千圓になつて居るのであります。即ち個人の利得の戰時利得と平時利得との差引残額が三千圓なる時には、戰時利得税に於ては税金を課けないことになつて居ります。本税に於きましては個人の利得が六千圓を以て免稅點として居りまして、六千圓以上の利得のないものは、絶対に是は課けない方針である。六千圓以上のものに向ひまして此税金を課するこ

とになつて居りますが、戰時利得税の時と建前が違つて居る戰時利得税の時には戰時利得から平時利得を差引いた残つたものが足らなければ、之に税金を課けないと云ふ方針になつて居りますが、本税は頭から六千圓以下のものは、之に税金を課けないと云ふ所の方針になつて居りますが、何故に六千圓を標準としたか、此六千圓は非常に意味があります、恩給法に於きまして六千圓を以て一つの限界と爲して居る。更に所得税法第十五條に於きまして、六千圓以下の所得の時には、勤勞所得にあつては二割を差引くと云ふことにして居りまして、六千圓と云ふ點に付ては立法上先例が多いのであります。斯う云ふ先例を追つて作つたのであるか、又中商工業者の所得の上から如何に見たのであるかと云ふことを私共聴きたい、中商工業の一般の利得を政府は六千圓と見たものであるか、若し六千圓と見たものならば、六千圓に課すると云ふことは、是は中商工業の私の壓迫となると思ふが、さうでなくて三千圓若しくは二千圓位の程度のもを中小工業と見ましたならば、此六千圓は高きに失して、免稅點が五千圓でも宜ければ、四千圓でも宜いかも知れませぬ。之に付て中商工業に付ての利得如何、其利得の標準をなんぼに見たかと云ふことに付きまして、中商工業者に對する保護政策を、政府はどう云ふやうに考へて居るか云ふ所のことを、私は明にされたいと考へます。六千圓を以て中商工業とするのであるか、それ以下を以て中商工業と取扱つたのであるか、それ以上を以て中商工業として、其點を以て境目としたのであるか、此點に付きましては政府は中商工業者に對する利得の最高限度を、どう云ふやうに見たかと云ふことに付て伺つて見たい。(本會議)

高橋藏相 個人の免稅點を六千圓と爲したることに付て、政府は中小商工業者の利益をどう見るか云ふ御問の

やうです。個人營業者の全部を課税の對象とすることは、本税の趣旨より見まして適當でないものがあるのであります。故に個人の營業者の中、利益の大ならざるものには此税を課けないのであります。而して中小工業者とは、どの程度までを中小工業者と見るかと云ひますと、是は中々正確に數字を以て言ふ譯には行かないのであります。それ故に先づ凡そ六千圓、其以下の者には此税を課けないと云ふことが、穩當であらうと認められたのであります。

三 免稅事業ない所得稅 (大藏省發表)

公共團體以外の營利法人並に個人に就ては、所得稅法その他の稅法で免稅されてゐる事業であつても、利得稅だけは免稅されない。従つて左の事業にも當然課稅されるのである。(但し〇印のものだけは免稅)

一、左に掲ぐる重要物産の製造業(開業の年及其の翌年より三箇年間所得稅及營業收益稅を免除す)

- (一) 金、銀、鉛、鉛亞、鐵又はアルミニウムの地金
- (二) 鐵の條、竿、テーパー形アングル形類、軌條、板、線及管(鑄製管を除く)
- (三) 銅の合金の條、竿、板及管
- (四) 汽罐、原動機(機關車を含む)及動力を以て運轉する鐵製の機械
- (五) 燐、曹達灰、苛性曹達、石灰窒素、燐酸アムモニウム、硫酸アムモニウム、硝酸(アムモニア酸化に依るもの)、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン

(六) 製紙用バルブ

(七) 板硝子

(八) コンデンスドミルク

(九) 絹、亞麻又は毛の織物(動力を以て運轉する機械を使用し幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上の織物のみを製造する者に限る)

二、製鐵業獎勵法の免稅規定に該當する製鐵事業(開業の年又は設備増設の年及其の翌年より十五箇年間所得稅及營業收益稅を免除す)

〇三、外國船舶の所得稅免除に關する法律に該當する外國船舶の所得又は純益(所得稅及營業收益稅を免除す)

四、左に掲ぐる營業の純益(營業收益稅を免除す)

- (一) 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- (二) 度量衡の製作、修覆又は販賣
- (三) 自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣
- (四) 新聞紙法に依る出版
- (五) 本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
- (六) 法人の漁業又は演劇興行

〇(七) 個人の自己の收穫したる農産物、林産物、畜産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造、但し特

三 免稅事業ない利得稅

- に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く
- 五、貯蓄銀行業（營業收益稅額の二分の一を免除す）
 - 六、保險相互會社（營業收益稅を課せず）
 - 七、鑛業權者の鑛業（營業收益稅を課せず）
 - 八、國際決濟銀行に租稅を課せざることに關する法律に該當する銀行の所得又は純益（一切の租稅公課を課せざること）
 - 九、所得稅法の施行に關する法律第七條に該當する朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に於て所得稅を免除する各當該地の製造業（所得稅を免除す）

第九章 利得稅の稅率

政府提出の原案では、本稅の稅率は法人、個人共に百分の十であつた爲、議會の議論はこの點を重視し、法人、個人はその負擔能力異なるにも拘らず一率にせるは不均衡なりとの非難が盛であつた。石渡主稅局長は委員會で

先づ斯う云ふ種類の稅法と致しては比較的稅率が高くないと思ふ、此稅率を一律にしたことは、法人の利得個人の利得、各々算出の仕方は相違して居るからで、其利得金額に對し稅率を適用する場合に異なる稅率を用ひると云ふことに成れば、其異なる理由を何處かに見出す必要があると思ふのである。然るに先づ今日の負擔狀況から見ると、法人は普通所得稅、超過所得稅と云ふやうなものもある關係上、それを見合せて區分する必要はないと云ふ所から一律に致しました次第である。決して超過所得稅の稅率を平均致し、倍になると云ふやうな計算を致した譯ではないが、其超過利得稅の負擔も考へて、法人の方を重くすると云ふことも如何かと思つた次第である。

とて説明に努めたが遂に容認されず、稅率は

法人——利得の百分の十

個人——同 百分の八

一 超過所得稅との二重課稅

となつてしまつた。税率を異らしめるに際して衆議院は最初個人を七分五厘とし、貴族院に於ても之を賛成したが、これでは歳入に相當響くとあつて政府案と歩み寄り、遂に八分で妥協が成立したのである。

右に就ては政友會の修正理由を紹介するのみに止める。

松村光三君 第十四條法人利得を其儘として個人の利得を特に百分の七・五に引下げたる理由は、個人は法人に比して概して擔税能力の弱いものである。而して第一、法人は増資に依る控除があるけれども、個人は是がな
い、第二、個人は資本金以外自分の勤勞を中心として仕事を爲すが、之を資本金としても亦報酬としても十分計算されて居らない。第三、個人は營業上必要な各種の經費の控除が十分でない、是等個人に關する特殊の三理由に基きまして、各國共に個人の税率を多少低くすると云ふことが寧ろ原則と思ふ、曩の我國戰時利得税が此點を參照して、法人の四分の三程度の低き税率に止めて居る。政府は、或は言はん、此點は個人に關する免税點及控除金額の引上に依つて多少緩和をして居ると、併し、斯る免税點及控除金の引上のみによつては其緩和は十分ならざるものと信するが故であります。

一 超過所得税との二重課税

小笠原三九郎君 其次に御尋しますが、今度は一割以上儲けて居るものは、此場合でありますと超過所得税と臨時利得税と、兩方の課税を受けることになりませんが、如何でありますか。

石渡主税局長 一割以上儲けて居るものに付きましては——臨時利得税の賦課を、一割以上儲けましても、御承

知の通り臨時利得税の賦課を受けないものもあるかと思ひますが、臨時利得税の賦課を受けますものに付ては臨時利得税と超過所得税と、兩方重なることに相成ります。

中島彌圓次君 超過所得税と是が重複する所の虞なきや否や、日本の所得税法の中には超過所得税がありまして、御承知の通り法人の資本に對しまして一割以上の儲がありましたならば、四分乃至二割迄の累進税率を課けることとなつて居ります、七分と云ふ點を標準として参りますと云ふと、此法人の超過所得税と重複して参りまするが、此點は政府はどう云ふやうに御考になつて居るのでありませうか、超過所得税は法人だけではありませんから、個人にはないではないかと云ふ議論も立つて來ます。然らば超過所得税の税率の改正を致し、さうして個人に於ける所の營業收益六千圓以上の者に對して、此税と同じやうな税率を課けることに致しましたならば、即ち個人の營業收益税と法人の超過所得税の改正に依つて、此臨時利得税と同じやうな目的が、達せられるのぢやないかと私共は考へる、觀念上に於ても重複する點がありますが、其點は政府はどう云ふやうに御考になつて居るのでありませうか。此點を明確にして戴きたい。(本會議)

高橋藏相 法人に付ては、寧ろ現に行はれて居る所の超過所得税の改正をした方が宜くはないかと云ふ御尋であります。法人の超過所得税は、何業に拘らず法人の利益が一定の資本の利廻を超えたる場合に、一般的に是は課税するものでありまするが、本税即ち此一時の所得税は、時局の影響に依りまして、増加したる其利益に課税するものでありまして、課税の根本觀念が違つて居るのであります。即ち超過所得税の納税者の中には、時局に依る所の増益を受ける者もありませうし、又受けない者もある。或は利益の却て減つて居る者もありません

う、斯う云ふ者に對して一般的に超過所得税の増徴を爲すと云ふことは、どうも適當でないのであります。畢竟税の本質を異にして居るのでありますから、決して是が重複課税とはならぬのであります。(同上)

石渡主税局長 其點に關しましては、此臨時利得税を起す當時に於きまして、草案と致しまして色々考へて見たのでございます。今日の超過所得税の一割と云ふものを、今日の金利等が下つて居るなどの點より致しまして、もつと大きく下げまして、七分と云ふやうな點迄引下げまして、超過所得税を増率したならば如何であらうかと云ふやうなことも考へて見たのでございますが、是は矢張超過所得税と臨時利得税と根本的に精神を異にする所がありますので、詰り此時局の好影響に依つて殖えた、増したと云ふ所の利益を抑へて行くと云ふことに致しますれば、どうも此超過所得税の増率では是が當嵌らない。此超過所得税の税率を例へば倍に致すと云ふことに致しますれば、或は時局に依つて却て影響を受けない、儲けの減つて居ると云ふ者にも矢張重課を致す。と云ふやうな結果に相成るので、それ等の點を考慮致しまして、此超過所得税の増率と云ふことを致しませぬ。寧ろ茲に新税を起しまして、増加致したと云ふ所得を標準と致しまして、課税して行くと云ふことが適當であらう、と考へました。

第十章 利得税の施行期間

政府は本税の施行期間を『當分の内』と定めて限定することを欲しなかつたが、修正されて『三ヶ年』となつた。當局が期間を明示するを避けたのは、後章に説くやうに、脱税行爲を刺激するからだといふ。本法は昭和十年度四月一日より施行するが個々に就て言へば

△法人——一月一日を含む事業年度分より昭和十二年十二月卅一日を含む事業年度限り

△個人——十年分より十二年分限り

此の際これに關聯して臨時利得税廢止後は如何の問題に關する質疑を紹介しておく。

一 臨時の意味と廢止後の税制整理

中島彌團次君 本税は臨時でありますから、經常的のものでありませぬ。是が廢止された時に於きましては、超過所得税の中に再び織込まれて、而して超過所得税の税率を増加し、或は個人の場合は營業收益税に付きまして營業收益税の累進的税率のものゝ中にでも之を織込んで行くのであるか、法人の場合は超過所得税の中に織込んで行くのであるか、即ち戰時利得税が超過所得税に織込まれて行つた如き運命を本税が辿るのであるか否や、此點に付きましての政府の御觀測を承りたい。(本會議)

中村繼男君 臨時利得税は暫定的のものか、税制整理の前提であるかと云ふ問題であります。中島君も臨時のものであるかどうかと云ふ點に付て御尋がありました。併し之に對する御答辯は頗る不得要領であつた、總理大臣は臨時利得税は所謂臨時である。即ち一時的のものであると云ふ風に御答辯になつて居るのであります。そこで臨時的一時的のものだとするならば、其歳入は臨時の歳出に充つるのが當り前ではないか、然るに臨時應急の費用に充てないで、所謂普通の恒久財源と同様に、豫算の辻褃を合せる財源に充當されてしまつて居る。是は所謂臨時と云ふ性質に鑑みて、其歳出の仕方が悪いのぢやないか、又は適用期間の點に付きましては、當分は當分であつて、當分以上には答へられぬと云ふ只今の大藏大臣の御話でありましたが、是ともどう云ふ時機を見て之を改廢するのであるか、それ等の御考はなくてはならぬ筈だと思ふ。何でも當分は當分で通すと云ふことではいかぬ。どう云ふことをしたいと思ふ。其時には是はどうするかと云ふやうなことを見せて、國民に安心を與へて置くと云ふことは、頗る必要なことではないかと考へて居るのであります。又其適用を廢止せられたる後に於ける所の歳入の缺陷は、如何にして補填せんとせらるゝか、大藏大臣は明確なる御答辯をされて居りませぬ。私は斯様に考へる。成程臨時利得税と云ふ名前は、臨時には違ひない。併しながら其因つて得たる所の歳入と云ふものは、假令臨時利得税と云ふ名前は廢されましても、其歳入額までも同時に失つてしまふと云ふことは、現下及將來の財政上に鑑みまして、到底是は不可能なことではないかと考へて居る。然らば何等かの形で歳入だけは——其増徴額だけは之を失はざるやうに御努めになることが當然だと思ふ。さうであるならば臨時利得税と云ふ名前はこゝで一時的で御廢めになりましたも、歳入の點から考へて來た場合に於

ては、臨時利得税は所謂臨時に非ずして、恒久的の租税に變革されて行く性質を有つて居ると云ふことは當然と云はなければならぬ。此點から見ます時は、臨時利得税と云ふものは、所謂臨時でなくして、税制整理の前提を爲す。前提を爲す。斯う云ふ風になつて來なければならぬと私は思ふ。然るに拘らず政府は——是は當初から總理大臣もさうであります、臨時的だ、一時的だと言つて、而も其金額も三千萬圓とか、四千萬圓とか、非常に小さくて、而も一時的であるかの如く、鉦太鼓で宣傳せられると云ふが如きは、是は一種の國民に對する欺瞞ではないかと私は考へる。隨て利得税の創設は、實質上の税制整理の前提であるとするならば、それは所得税法の改正で行くのが一番宜かつたのではないか、此點であります。勿論所得税だけを改正して、他の租税は其儘に抛つて置くことはいけないかと云ふやうな御議論はありませう。併しながら税制改革の如き、國民經濟に至大の影響を與へるものに付きましては、之を漸進的に行ふと云ふことは、是は豫て高橋大藏大臣も其御主張のやうであると思ふて居ります。それは結構である。即ち斯う云ふ國民に至大の影響を與へるものに付ては、漸進主義で行く、其爲からするならば、どかりと一遍に根本的に税制を引繰返すより、段々と行くと云ふ意味に於ても、臨時的など、云ふ胡魔化しの言葉を使はないで、所得税の改正と云ふことで堂々と行つて、所得税の目的を達すると云ふことが精巧であり、都合が好かつたではないか。(本會議)

岡田總理 中村君に御答へ致します。私は昨年増税をしないと申したことは、是は確に言ひました。私の考へでは、一般的増税の意味であつたのであります。其後多額の國費を要することが起りましたので、相當多額の利益を得て居らるゝ方面から、臨時利得税を徴することに致したのであります。只今是は恒久的のものではない

か、斯う云ふ御質問であります、是は此名の如く臨時利得税であります。臨時のものであります。又増税の前驅でもありません。一般的負擔均衡の前驅でもないのであります。是は見様に依りましては、一部の負擔均衡とも見えるかも知れませぬ。又政府は國民負擔均衡の爲の税制整理はやりたいと思つて居ります。併し税制整理の如き、時機と方法があるのであります。殊に増税は其時機を擇ばなかつたならば、國富の進展を阻害するやうな悲しむべき結果を生ずるのであります。何れ税制整理を考へます時には、臨時利得税の問題も同時に考へなければならぬものだと思つて居ります。

高橋藏相 御答を致しますが、大體に於て只今總理大臣より御答を致したので盡きて居ると思つて居ります。細かなことになりますと云ふと、是は税務の技術にも大關係を有つて居りますからして、委員會に於て政府委員より、さう云ふ點に付ては詳しく事務的に御説明を致したならば御諒解下さることゝ考へて居ります。承つて居る中に少しく……抑々此案を出しました精神に於て、前大藏大臣は健全財政を主張して、それを早急に實現せんと欲して、さう云ふ理想を有つて居る。其理想の爲に斯う云ふものを出したのだらうと云ふやうな、御疑念があつたやうでありますが、私も此臨時税に付きましては、能く前藏相から其考へも聽いて居りますけれども、是は其人の考へにして、公に其人からしないものを、内輪で聽いた私が、此處で公にすることの出來ないことは當然であります。併しながら其話を聽きますと、是は其當時のことを考へて見ますと、隨分思想の上にも影響を有つたことゝ考へるのであります。何分にも此軍需工業と云ふものは莫大な利益を得て居る。人の羨望の的となつて居る。斯う云ふものに税を課けぬのはどう云ふ譯かと云ふ説が起つて居つたのです。それ故

に如何にも——事態を見ますと云ふと、一方には非常にまだ景氣回復に浴せない部類が多くあるのであります。そこに又改めて災害が起つて來たのであつて、國民中苦む者、困難を感じる者が益々殖えて來た。そこへ一方には著しく目立つて、工業の或る部分は非常な利益を擧げて居る。而もそれは何かと云ふと、國が赤字公債を出し、それを元として事業を起す。其事業を興す方に其資本が向いて行く、さう云ふ部類に當つた者は非常に利益を擧げて行くと云ふやうなことがあつて、さう云ふものに向つて此際臨時の利得税を課すると云ふことが、正に此時勢に適した方法ではないか、で此事は別に取離して、一般の税制整理と取離して御考へを願ひたいのであります。

また先刻の御話の中に、収入の見積方が洵に少い。或は五千萬圓、六千圓と云ふやうなものになるだらう。さうなつて來ると云ふと、是は臨時にして何時の時か之を廢めると云ふ譯には行かなくなると云ふやうなことからして、是は臨時と云ふものではないと云ふやうな御考のやうに受取りましたが、勿論一般の税制整理を爲す時に於ては、納税者の負擔力に應じて不公平のないやうに課せなければならぬ。それに、種々地方の負擔のことも考へて改正をせにやならぬのでありまして、其場合に於て獨り此今日御賛成を願ふ所の臨時利得税の收入を減らしてはならぬと云ふやうな、さう云ふ小さな所に拘泥しては、一般的の税制の整理は出來ないことゝ私は考へて居ります。それ故に其御懸念に及ばないやうに思ひます。何れ税制整理をする時には、其時の國民の負擔力、さう云ふやうなものを考へ、成べく負擔の公平を圖ると云ふことで、税制を改正するのであります。而して此税制の改正に付ては、先以て軍部豫算の見透しが付かなければ増税の時でないと思ふ説は、是は

御尤で、私などももう考へて居るのです。凡そ此國費の將來に付て見透しが付かなければ、税制の整理を一般的に爲さんと欲しても出来ないこととあります。又十分に國民に諒解させると云ふ爲には、凡そ今日最も多く豫算の上に現れて居る所の國防豫算のことに付ても、先づ今後此位と云ふ見透しが付かぬといかないのであります。さうして又一方には財界の繁榮が益々繁昌して來ますれば、税制を整理する時に於て、基準とする所も大に變つて來ることがありませう。だから此問題を以て、直ちに此税制整理、將來如何にするかとか、何時するとか、それとの關係はどうだとか云ふことを詳しく御質問になりました。是は即ち臨時のものであります。此臨時のものを將來永く此通り續けて行くか、行かぬかと云ふことの見透しは付かない。恐らく之に拘泥して居る必要はなからうと思ふのであります。又今日此臨時利得税は一時の利益を擧げる者に對してやるのでありますから、假に只今のやうに國防費と云ふものを餘計要せず、隨て軍需工業と言はれて居るものが、それ程の仕事が無くなるとなれば、此臨時利得税を起した對象物が無くなるやうなものになるのであります。それはそれを考へて見ますと云ふと、今日の時勢の推移に依つて、税制のことは十分に廣きに互つて考へにやならぬのでありますからして、適々此臨時利得税法案が出たからと云つて、それに一般的税制整理の問題を擔込んで御質問になつても、十分に御答の出来ないことも多々ありませうし、又政府の考へは、決して是は他日行はんとする税制整理の前提として設けたものでもないのでありますから、どうか左様御諒承を願ひます。

第十一章 利得税の施行區域

本税法はそのまゝ朝鮮、臺灣、關東州、樺太には施行されないが、これと略々同様な特別の臨時利得税法が、それぞれの外地に於て實施されることとなつてゐる。即ち實質的には内外地共に本税は課せられるのである。朝鮮は個人の所得税が施行されたのが昨年で、關東州は未だ施行されてゐないので、個人分の利得税はないことになつてゐる。但し法人に付ては別である。

一 朝鮮、臺灣、樺太及び關東州に於ける利得税

森田福市君 此法律では、外地に住居を有して居つて、内地に店を有つて居る者には税金が課かります。又内地に住居を有つて居つて、外地で取得をして來た者には全部課ります。然るに外地に住居を有つて居つて、外地で儲けた者には一文も課かりませぬ。此點は公平を缺いて居ると思ふが、主税局長は是でも公平だと仰つしやるのでありますか。

石渡主税局長 今の内地、外地の問題でありますが、内地に住居を有しまして、外地に支店を有つて居ります分、之には課税致します。それから外地に住居を有しまして、内地に營業所を有して居ります分にも課税致します。それで其法律のおしまひの方に二つ三つ條文が置いてございますのと、それから各外地に於きまして各

々法令を制定致しまして、さうして内地と略々同様な課税を致すことに相成ると思ひます。唯申上げて置きますことは、臺灣と樺太は、此方と同様な税法を法人も個人も施行致しますが、朝鮮と關東州とは、是は法人は此方と同様な税法を施行致す積りでございますが、關東州は第三種の所得税はございませぬので、随ひまして昭和五年、六年當時の所得を決めることは難づかしいことと思ひますから、是は個人の分は施行致しませぬ。それから朝鮮は昨年より個人の所得税法を施行致しましたので、個人の分は施行致しませぬ。左様御諒承を願ひたいと思ひます。

二 一般の外地と南洋

中島彌次君 本税の施行区域の問題でありますが、是は内地は固より臺灣、關東州及朝鮮に於て施行せれることになつて居ります。朝鮮に於きましては法人の場合に於て施行致し、個人の場合に於ては施行がない。其理由は朝鮮に於ては個人の所得税及營業收益税が昭和五、六年になかつたから、標準がないと云ふ理由であります。何等か茲に標準を設けて課する所の必要があらうと思ひますが、朝鮮に於きまして是等の點に付て如何に御考になるか、茲に南洋に於きましては此税が施行されぬことになつて居ります。隨て此時局の莫大なる利益を得た所の南洋興發株式會社と云ふものが本税から除外されることになりす。是等の點に付きまして、一會社の問題でありますけれども、兎に角大なる儲のある會社が除外されると云ふことは、是は所謂他の會社に對する公平の上から考へましても、南洋に對して何等かの方法を以て本税施行の方法を講ずるの意思

ありや否や、是等の點に付て御答して戴きたい。(本會議)

兒玉拓相 臨時利得税は臺灣、樺太には、法人、個人とも施行する積りであります。而して臺灣に於きましては法令に依り、樺太に對しましては法律の委任に依りまして、之を施行する積りであります。朝鮮に於きましては、法人のみに施行する積りで居ります。而して朝鮮に於きましては法令に依りまして之を施行することになります。南洋に付きましては、今回は之を施行せざることになつて居ります。而して南洋に施行せざる所以のものは、御承知の通り帝國が委任統治を受けましてから、今日まで僅に十二年であります。其産業開發の中途にあるのであります。保護助成を要すべき時代にあるのであります。隨ひまして現在に於きまして、營業に關しまする課税の制度もなく、又収益に對する所得税の施行もありません。斯の如き理由を持ちまして、南洋には之を施行せざることに致すのであります。隨て御尋になりました南洋興發會社に對しても、此意味の課税は受けなことに相成るのであります。御承知の通りに、南洋興發の南洋に於きまして、事業の最も重要性を有つて居ります砂糖に對しては、可なり大なる負擔を出港税と致して居るやうな事になつて居り、且つ内地に於きましては資産營業に付ては、課税されることは勿論であります。朝鮮に於きまして此臨時利得税の課税の基礎であります昭和五六年に於きましては、個人に關する所得税の施行がないのであります。又營業税はございませぬけれども、内地の營業收益税とは稍々趣を異にして居るやうな事になつて居ります。前年施行されました戦時利得税に於きましての先例もありません。今回は法人のみに止めまして、個人の所得は暫く之を見合はすことに致して居ります。殊に朝鮮に於きましては昨年、昭和九年に於て初

めて個人所得を施行したのであります。負擔の軽減を圖りまする爲に、昨年に於きましては其半額を徴収することに致しまして、今年即ち昭和十年度に於て、初めて全額を負擔すると云ふ事態になつて居るのであります。本年度に於きまして、初めて個人所得が全額徴収される朝鮮に於きまして、之に直ちに臨時利得税を課すると云ふ事柄は、如何にも朝鮮の事情に適しないと認めて居るのであります。此理由を持ちまして差當り朝鮮には、個人に對する臨時利得税を施行せすと云ふことに致して居るのであります。

三 利得税法第三十一条の準用規定

大口喜六君 臨時利得税法第三十一条の「大正九年法律第十二號第二條及第三條ノ規定ハ臨時利得税ニ付之ヲ準用ス」とありますが、大正九年法律第十二號の第二條を見ますると、「朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得税法第三條第一種何々ニ付テハ所得税法ニ依ル所得税ヲ課セズ、」と云ふ——之を準用されると云ふのであるから結局朝鮮臺灣關東州又ハ樺太には、今回の臨時利得税法を掛けないと云ふことであらう。さう解釋して宜いのでありませうか。

金森法制局長官 只今御尋になりましたことは、法律の解釋としては、其御趣旨の通りに解すべきものゝやうに考へます。

大口君 さうすると一つの疑問が起るのでありますが、此大正九年法律第十二號と云ふものは、所得税法の除外例ですね、所得税は掛けべき筈のものであるのを、是だけのものには掛けないと云ふ所得税の除外例を設けた

法律なのです。それを此臨時利得税法の方に準用すと云ふのは、少しはおかしいのですけれども、法制の建前上斯う云ふ例がありますか、斯う云ふことは宜いのですか、例へば所得税法を準用すと云ふならば宜いのです。所得税法の除外例を——其除外例を臨時利得税に準用すと云ふのは、偉い人が——法律家が見たら分るのでありませうが、素人が見たら分り悪いのですが、どう云ふものですか。

金森長官 準用と申しますのは從來私共の考へて居りまする所は、或る規定を其大體に於て採用し、現に當嵌めて居る部分の必要な制限に従つて變更して行く、即ち必要な制限を加へて當嵌めて行く、斯う云ふ趣旨に準用と云ふ意味を解して居ります。隨て今回の此利得税の場合、丁度今御示になりました大正九年法律第二條、第三條の如きものを書き加へて見まして、さうして是が其新法律の爲に出來て居ると云ふ趣旨に讀み直して解することが出來れば、此準用の目的は達する譯であります。隨て所得税法除外例の規定を、此利得税の場合に準用致しますれば、矢張利得税を除外する其大正九年法律第十二號第三條の、趣旨に相應する意味に於て、利得税の特例を爲すと云ふ意味に、十分讀めるものと思つて居ります。

大口君 それならば分り良く何故朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太に本店又ハ主たる事務所を有する法人の臨時利得税は——本法に依る臨時利得税は之を課せずと、何故はつきり御書きにならぬでせうか、是だけをむづかしく準用すと書かれて、第二項はさうではない。準用してはない。第二項にも準用すべきものがあるのです。大正九年法律第十二號には此第二項に當るものも準用すべきものは第五條にあるです。然るに此處だけを準用すとされて後を斯う書かれた、此立法の精神は何處にあるでせうか。

石渡主税局長 成程此第二項は準用と云ふことが書いてありませぬので御不審だと思ふのでございますが、實は此第二項は法制局に於きまして、可なり吾々と致しまして、御相談致した所であつたのでございますが、實は此第五條の條文は準用出來ないのでございます。それは此上に朝鮮と云ふ文字がございますので、朝鮮に於きましては個人の利得に付ては課税致しませぬ。随ひまして朝鮮の個人の營業者でありまして、内地に於きまして營業致して居ります者、此者の内地の營業上より生ずる所の利益に付きましては、内地で課税致します。免税致しませぬ、臺灣、樺太に於きましては向ふに住所を有して居ります者は、臺灣樺太で課税致しますから、内地の支店、出張所の分に付きましては、課税致しませぬので、條文が要るのでございます。それで第五條は其儘準用致すことを得なかつたものでございませぬから、茲に特別に規定を書下しました次第でございます。

大口君 さうすると前の第一項も矢張同じやうに、私が申すやうに書いたら宜ささうに思ひますが、何故斯う云ふ法律の作り方をせねばならぬでせうか。

石渡局長 第一項は法人の規定でございまして、法人に付きましては、朝鮮に於きましても、朝鮮に本店を有する所の會社の分は、内地の支店分も、出張所の分も課税致しませずに、朝鮮に於て總て其本店に合算致しまして、課税致します。随ひまして此法人の點に關しましては、臺灣も朝鮮も樺太も同様でございます。個人の場合には朝鮮、臺灣、樺太は同様でございます。それでありませぬので、法人に關する規定に付きましては、所得税と同様な條文を持つて行けば宜いのでございませぬから、之を準用致しました次第でございます。

四 朝鮮の個人に本税を課せぬ理由

前田房之助君 本法は朝鮮の個人には適用されて居らぬ。其理由を承ると、昭和五年、六年頃には、朝鮮には標準とする税金が無かつたと云ふことであります。課税基準が無いと云ふことが、朝鮮の個人に之を及ぼさない原因でありますか、それを一つ御尋申上げます。

石渡主税局長 朝鮮に於きまして、御承知の通り所得と云ふものは、昨年から之を基準に致しまして所得税法を施行致して居りますので、其點に比較致しまする所の基準を見出し難い。隨て課税致し兼ねる、斯う云ふことであります。

前田君 私は少し考が違ふのであります。寧ろ朝鮮に之を及ぼさないのは、朝鮮は御承知の如く營業收益税は昭和九年度からやつたと思ひます。九年度から營業收益税を取つたのであるが、其後間もない今日に於て、斯様な臨時税を徴收すると云ふことは、負擔の過重を意味するのである。負擔の過重の上から朝鮮に今之を及ぼすと云ふことは困る。斯う云ふことであれば結構であると思ひますけれども、課税の基準が無いから之をやらないと云ふことは、どうも私は承服が出來ないのであります。基準が無ければ、基準は私は別途の方法で拵へ得ると思ひます。何も五年、六年を基準としなくても、他の方法で相當な基準は附くであらうと思ひますが、恐らく私は兩方のことが原因ではないかと思ひますが、改めて伺ひます。

石渡局長 前田さんの仰しやる通り、一面に於きましては、昨年より第三種の所得税を施行致しまして、隨ひま

して營業者に所得税を賦課すると云ふことになりましたことも、確に一つの原因でございまして、昨年營業所得に課税を致して、今年更にそれに所得税を課けると、一般に非常に過重な感じを與へると云ふことも、確に一つの原因でございまして、私其點を申し遅れましたことを訂正致します。

第十二章 配當と利益計算

一 配當よりも利益率

松村光三君 個人の場合に於て生活の最小限度を認めると同じやうに、臨時利得税に於ては會社の生活即ち或程度まで其當時の社會通念に依つて必要と認められる配當を可能ならしめるやうに控除する方が、合理的ではないか、即ち金利とか配當とか色々のものを控除すると云ふが、大體會社法人の生活權とも言ふべき最小限度の配當を、可能ならしむるやうに控除する方が合理的ではないか。

石渡局長 一應御尤のやうに思ふのでございますが、どうも配當と申しますものは、資本金の變化に依りまして、如何様にも變化し得るものでございますので、是は我國の此前の戦時利得税の場合に於きましても、又其他の國の立法例を見ましても、又今回に於きましても總て會社の利益率と云ふものを元に致して計算致した方が宜からう。斯う云ふ考から利益率を見て斯う云ふ風に致しましたが、仰しやる通り決して此爲に合理的な配當が、出來ないものであるとは考へて居らぬのでございます。之に依りまして相當合理的な配當は、出來得ると思ふのでございます。

即ち配當率を考に入れますことは、其會社の内容、資本金の如何に依りまして、配當率と申しますものは、是は多少語弊はございますが、如何やうにも變更致すことが出来るものでありますから、一定の利益率と云

ふものを決めた方が宜いと思ふのであります。さうしてそれを目標にして法律の組んだ方が宜いと思ふのであります。又只今生活権と云ふ御話がございましたが、是は松村さんも能く御存じの通り、我國の所得税にございますが、是は個人の所得税の問題でありまして、法人の所得税には一切免稅點はございません。

二 利益率計算方法と配當

小笠原三九郎君 會社の實績が四分何厘、五分そこそこであるからと云ふことで、所謂臨時利得の基準とせられることは、少し根據が乏しい。是は矢張金利の點も御考慮になつたことが主たる點と考へるのでありますが、御承知の如く、是は私が申すまでもなく利益率と云ふものと、配當率と云ふものと違ふのでありまして、七分と云ふ利益率は、配當の方から申せば、五分位の程度にしか配當が出来ない。今の株の利廻其他から見ましても、大體六分以下の利廻では會社を造る者もないし、又株の市價と云ふものも、拂込以上に維持出来るものもありませぬ。ですから此七分と云ふことは、實際非常に低きに過ぎて、甚だ私は穩當でないと思ふのであります。少くとも積立金とか、或は役員賞與金とか、さう云ふものを頭の中に入れて考へて見ると、控除されるのは八、九分程度で控除なさらぬと、金利の低下其他の上で御考になつて居る點に達しないのでないか、八九分程度と云ふ所まで之を引上げて計算する必要があると云ふ風に考へるのであります。此點に對する御所見はどうでありますか。

石渡主稅局長 資本金に對しまする利廻と申しますることが、多少語弊があると思ふのでございます。それで成

程拂込済の資本金額だけに對しまして七分と云ふことであります。仰せの通り配當は五分しか出来ぬ。六分しか出来ぬ。斯う云ふことに相成るかと思ふのでありますが、此持つて居りまする資本金額と云ふ言葉は、積立金を含めて居りますので、随ひまして積立金を含めました資本金額の七分と申しますのは、相當餘裕のあるものと思つて居ります。随ひまして七分と見ましても、積立金を含めました資本金額の七分と云ふことでありますから、其中には七分の利廻であつても、一割も、一割五分も配當の出来る會社もござります。

三 金利、配當と利益率

松村光三君 戦時利得税の時の控除額が一割及「マーチン」を更に百分の二、大體一割二分を控除したのであります。今回を七分として先の戦時利得税の一割二分控除したと云ふことは、共に兩者は其當時の法人の利益率を基礎としたと云ふやうに御説明がありました。此控除の標準はやはり金利低下、當時の社會が認める通念に依る配當の標準、さう云ふものを基礎とすれば合理的ではないか、恰も個人の場合に於て生活の限度を所得税の控除額と各國共にして居るが如くに、法人所得に於ても其會社の生活標準、即ち其株を社會通念に依つて多くの人が持ち得る最低限度の配當及び金利を基礎として決める方が合理的ではないか、戦時利得税に於て一割「プラス」其二分、一割二分の「マーチン」を置いたと云ふことは、今回の場合と較べると大體五分の開きがある。今回の法人所得は七分だけであつて、後は二千圓と云ふ殆ど議論にならないやうな無意味の引方であるから、大體一割二分と七分の、五分の開きがある。あの戦時利得税は當時と今日に於ては金利に於て五分な

どい云ふ相違は断じてなく。

石渡主税局長 日本銀行の金利に致しましても、大正七年八年當時と今日に於きましては、大分下つて居ります。其下り方は餘程多いやうで、半分位下つて居るかと思ふのでございます。其當時の國債を抵當とする貸付利子及び國債の保證とする手形、割引率歩合、是が大正七年の十一月には一錢八厘、大正八年の十一月には二錢二厘、昭和八年の七月には一錢一厘と思ひます。尙ほ五分の開きと仰しやいましたが、其當時と今回と比較なさる數字は、一割と七分と云ふ數字を比較願へれば宜いので、其當時の戦時利得税の二分を引いたと云ふ所は、一體何處から來て居るのか、に付きまして是は色々各種の立法例も調査致して見たのでございますが、此戦時利得税に何割の増加率を引くと云ふやうなことを致した立法例は、見當らないのでございます。それで其當時の此一割に對して、もう二分だけの増加率と云ふものを引いた。さう云ふことを、我國に於て大正七年に行ひましたことは、其當時の物價の非常なる騰貴率と云ふものに關係してであらうと思ふのでございます。即ち三倍にも相成つた所の一般の物價騰貴の増加率と云ふものを見て、そこに或る程度の限界と云ふものを置いた方が宜くはなからうかと云ふ所から、出發して居ると思ひます。今回一律に二千圓を控除致します此二千圓の控除の趣旨と其趣旨に於きまして相似たる所があると思ふのでございます。それに其當時の物價騰貴の異常なる趨勢を加味致しまして、私は茲に二分と云ふものゝ控除を認められたものと解釋致して居ります。

四 當局の配當制限と新税との矛盾

森田福市君 先日本會議でもちよつと申上げたのに對して、大藏大臣の御答辯はあつたのでありますが、所謂砂糖會社なり銀行なりの配當に制限を加へる點の問題であります。而して又先般豫算總會の席上で陸軍大臣からも、軍需工業などに關する會社に對しては、配當の制限をしようと言はれたのか、關係するやうに言はれたのか、何か新聞紙なり其方面にさう云ふ風に傳つて、相當それが影響を及して居る。私は此點に付て現在の、此國家の財政状態を見て行きますと云ふと、本當に財源に困つて居る時代ではないか、即ち増税をしようと思ふことも、高橋大藏大臣が先程御話になるやうに、負擔の一半に、財源の一半に此税に依つて入る金を用ひよう、さうでなくても赤字公債を多額に發行して居るのでありますから、現在の財政状態が困難であることは御承知の通りであります。然るに砂糖會社、銀行に配當の制限を加へてある爲に、政府が相當収入になるべきものが、収入にならずに居るものが多額にある。又軍需工業會社などに、さう云ふ風な制限を加へようと云ふことになつて行くとは亦政府の税收入に大變な影響を及して來るのではないか、國には財源が要る／＼と唱へて居りながら、一面には其財源となるべき、収入となるべきものを少くして行かうと云ふやうな御考は、どう云ふ點から出て來るのであるか、大藏大臣の御話に依ると、銀行と云ふものは預金者に迷惑を掛けちやいかぬから、内容を良くして置かなければならぬ。隨て配當に制限を加へて、内容を良くするのである。砂糖は砂糖會社の内容を良くして、旨いものと云ふことは決つて居るかも知らぬが、良いものを國民に供給させようと云ふやうな意味でありましたか、兎も角もさう云ふやうな意味である。軍需工業に對して、さう云ふことをどうするかと云ふことは、是から陸軍大臣の具體的の御答を俟つて分るのであります。

一、銀行の配當制限——私は何れも銀行の如きは、殆ど大銀行に小さな銀行は買収されたり。併呑されたりして、大銀行になつてしまつた。地方に在ると中央に在るとを問はず、大きな銀行は何れも基礎は確實であります。殆ど是等の銀行はどう斯うと云ふ心配もなし、のみならず今回の斯う云ふものは、一つも關係して来ないと思ふのでありますが、軍需「インフレ」と云ひますか、何と云ひますか、此方面に於きまして證券が莫大なる値上りをし、公債の如きも、何れも八十圓程度で計算して居つたものが、百圓以上になつて居ると云ふやうなことから考へて見ても、銀行などの利益は非常に増して居る。随て或る程度の配當をしたからと云ふて、それが爲に銀行が預金者に迷惑を掛けるやうな今日ぢやない、隨て相當の配當をさして行けば、あの點が、大藏大臣が一人監督をして居られるのに、銀行局と主税局との間では非常に開きがあると私は思ふ。税務當局の方では、尙ほ是も生きた財源と見て宜い、是も取立て、あれも取立てると云ふので、利益を大きく見ようとせられるし、銀行局の方では、是は一つ切捨て、も宜からう、あれも資産と見ぬでも宜からうと言はれるし、二重人格を御使ひになつて居ると吾々は考へなければならぬのでありますが、あの監督の方針を一定にせらるべきではないか、大藏大臣として一定の方針の下に、其何れに據るか、さうして行ふと云ふと、今日銀行の如きものが預金を中央に集中して、公債ばかり有たせるやうなことをするよりも、地方にあの預金を還元させて、産業資金に投資して行けば、政府の収入も色々な税金で増して行きはしないか。併ながらそれが直ぐ不可能としたならば、配當金として相當配當させて、株主に消費をさせて、さうして産業を興さすやうな方法を採る。

二、砂糖會社の配當制限——又砂糖會社はどうしても配當の制限をせらるゝと云ふならば、關稅の方面に於て引下げて——特別關稅を掛けて保護してあるのでありますが、あの關稅を相當に引下げて、國民の消費者にそれを相當に安いものを喰べさせてやる、さうでないならば配當をさせて、配當金を政府の第一種所得か、第三種所得として、稅收入の増額を圖り、一面には株主に配當したものが消費方面に振向けられるから、産業界方面が盛になつて行くのであるから、其何れかをやつて貰ひたい、砂糖會社の配當制限を止めるか、さうでないならば砂糖の特別關稅を引下げて、國民の消費者に持つて行つて便益を與へられるか、其何れかの中の一途に出づるべきであると云ふことを屢々申上げて居る。

三、軍需工業の配當制限——軍需工業に付ても、若し陸軍大臣が左様な御考があつたとするならば、斯う云ふ方面の事業は勿論又萎縮して行くであります。隨て資本關係は、産業資本家と云ふものは、金融資本家から一定の利子を拂つて金を借りて、事業をやつて行つて居るのでありますから、其間に何程かの經營利得がなければ經營出来るものではない。隨て其配當を若し制限して行かうとするならば、此方面から入つて来る稅收入、即ち第一種所得及第三種所得に相當又減額を來すのではないか、寧ろ儲けさせたものを配當をさせて、それに依つて第三種の所得なり、第一種の法人所得なりを十分取るやうにした方が、國家の今日の財政に適應する適當なる手段ではないか、政府當局は一面に於て財源がなくて困つて居ると言ひながら、一面には世の中の景氣を悪くするやうな、政府の歳入を減すやうなことを考へて行くのは、一體其何れを信じて宜いのか、公債は漸減したい、出る方は中々國防費などは減すことは出来ぬ。然るに稅收入として入るものは

入らないやうに抑へて行かう、其間に同じ政府でやるのに矛盾がありはしませぬか、此點をはつきりと兩大臣に御説明が願ひたい。

高橋大藏大臣 森田君の只今の御説は、一方に於ては一般財政の整理の必要上から、又税制の整理改正と云ふやうなことに關係を有つて居りますが、それは豫て申す通り、一般の税制整理若くは増税と云ふやうなことは、今日尙ほ其時機でないことと云ふことを申して居る。それには觸れたくない、唯茲にあなたの誤解がありはしないかと思ふのは、如何にも大藏省に於て銀行の配當を制限して居るやうに言はれたが、さう云ふことはない、唯銀行業者に対しては、度々はまだ銀行の基礎の十分に固く出来て居らない爲に預金者に迷惑を掛ける、隨て財界に色々な動搖を起して困るから、さう云ふことのないやうに、景氣の好い時に確つかりと自分の基礎を鞏固にすることに力を用ひて貰ひたいと云ふ注意はするのです。けれども制限などはして居りませぬ。唯特殊銀行に於て、未だ其整理すべきものがある所に向つては、今期に利益があつたからと云つて、配當を殖すなど云ふ考を有つことはいかぬ。何處までも整理を第一にしなければならぬと云ふやうな方針は執つて居ります。又特殊銀行であれば、必ず決算の時にはだけの配當をしたとか、斯う云ふやうにしたいと云ふやうなことは、是は大藏大臣の承認を求めて来る。是は別段の話である。併し普通の一般銀行に對しては、決して配當の制限を大藏大臣がする権能もないと私は思つて居ります。又私はさう云ふことをする考はない。唯注意は與へなければならぬ。

林陸軍大臣 陸軍の軍需品の會社に對しまする態度も、大體今大藏大臣の言はれた御趣旨と同様であつて、敢て

其配當を制限すると云ふ意味はありませぬ。併し其大なる利益金を處分する上に付て、此會社が國防の必要上益々其設備なり、或は生産なりを増大する必要があると思ひますので、さう云ふ方面に此利益の一部を、所謂研究設備とか、或は生産設備とか云ふ方面に投じて、さうして所謂軍需會社たる特質に應ずるやうに、其會社の設備と云ひますか、其會社を十分な形態を備へしむると云ふことに、餘程力を盡さしめなければならぬぞと云ふ意味で、監督なり、注意なりを致して居るに過ぎないのであります。

只今の御尋はどう云ふ手段方法を講ずるのかと御質問のやうであります。此技術なり會計の點に付きましては、それ／＼監督の制度があつて、其監督の制度を、今の監督官と云ふものを設けたり何かしまして指導して居ります。それから此利益は、全部さう云ふ方面に向けると云ふ意味では無論ないのであります。他の一般の方面にも無論分配をする。併し其比較的に云ひますと、國防上の必要から、さう云ふ設備の増大と云ふやうなことも相當に必要である。又研究と云ふことも絶えずやつて居らなければならぬと云ふ關係上、さう云ふ所に相當金を使はず、でありますから御心配のやうに配當をうんと切詰めて、其方面から擧げる所の利得と云ふものは非常に減少する、さう云ふやうなことはないと思へます。

五 配當所得の問題

中島彌團次君 本税に於きましては、唯法人も個人も共に營業の利得だけに限つて居る。隨て茲に除けられて来るものは配當の所得であります。配當の所得の如きは、本臨時利得税に付きましては、課税の範圍外になつて

居るのでありますが、御承知の通りに昭和五年六年に較べて、昭和十年に於ける所の、若くは昭和九年に於きましても、有ゆる配當が非常に増加して居ることは、是は確かであります。配當の所得を何故に此課税の範圍から除いたのであるか、營利即ち營業税に課せらるべき營利利得のみに之を限つたのであるか、此點に付て吾々は頗る疑問として居ります。固より配當所得と致しましては、株は轉換性があつて、之を調査するのは課税技術上から困難であると云ふことも一つの理由であります。又一方から考へましたならば、配當は一旦法人の利益として課せられて居りますから、課する必要がないと云ふ理由が立つて参りませうけれども、吾々は一の方に於きまして非常に儲けて、配當で利得を得て居る者があるにも拘らず、他の方面に於きましては、生活に困難し、農村の救済が叫ばれて居ると云ふ今日に於きまして、配當金を除外するが如きは社會通念上、私は許すべからざることであると云ふことを考へる、單に之を以て課税技術上の點から困難であると云ふやうな理由の下に、配當利得を本税から除外すると云ふことは、私共は斷じて承服が出来ない所の一點であります。

高橋藏相 個人の配當所得は時局の影響に依つて増加したのもありませう。併ながら此個人の配當所得税を、本税の課税の対象と致しますると、負擔の實情に副はざるものが起つて來るのであります。且つ是等の所得は、法人の利益として課税を受くるが故に、法人、個人を通じて之を見ますれば、相當の負擔となるべく、それ故に之を除外すると云ふことを、最も適當と認めたのであります。戦時利得税の例を御引きになりまするが、戦時利得税の當時に於きましては、所得税に於て其配當を個人に綜合課税すると云ふことにはなつて居らなかつた。其當時に於ても、個人には課税を戦時利得税に於てはしなかつたのであります。

第十三章 新興會社と利得税

一 新・舊會社とも利得計算は同様

森田福市君 即ち拂込資本に留保所得を全部加へたものを資本金として計算をして、今度の利得税を課税すればやはり超過所得税と同じやうなものになる。果してさうであるならば、新會社は工合が悪いと思ふ。舊會社は色々な別途積立金とか、後期繰越金と云ふものを相當有つて居る。然るに新會社はさう云ふ資本を有つて居りませぬ。さうすると既設の古い會社の方が税率が安くなること、結果に於て同じことになりはしないかと云ふことを氣付いたのであります。留保所得を超過所得のやうに資本に加へて計算するのでありますか。

石渡主税局長 それは只今御答致しました通り、積立金と云ふものは全部加へて計算致します。それでありませぬから、超過所得税の計算と同じやうな資本金の計算を致す見込であります。

森田君 臨時の利得と云ふことならば、拂込資本は對等に見て行かなければならぬが、古い會社ほど積立金、繰越金と云ふものを澤山有つて居ることは議論の餘地はありませぬ。新會社は儲かつて居つたもの、若は儲けて居つても、其七分に達して居らぬものは、昭和六年の平均利得を七分と見て計算するのであります。さうすると其後に出來た新會社は積立金などはあつても少ないとしなければならぬ。殆ど無いとしなければならぬ。さうすると非常に税率が變つて來ると同じ結果を生じて來ると云ふことに、御氣付にならぬでありません。

か、一方五十萬圓資本金を拂込んで居る會社が、五十萬圓積立金を持つて居ると假定すれば、それは百萬圓と同じことになる。即ち根柢の薄弱な新會社は重き税を受ける。併しながら今政府が説明するやうに、臨時の利得者に課税すると云ふ趣旨とは、今度は違つて來ると云ふことに當局は御氣付にならぬでありませうか。

石渡局長 要するに會社が割以上利益があるかどうかと申しまする點に付きまして、利益を見て行くと云ふことは、其會社が實際上運轉して居る所の金に對して幾ら儲かつたか、例へば拂込濟の資本金額五十萬圓、積立金五十萬圓ある。其會社は百萬圓の金を動かして、さうしてそこに幾割儲けがあるか、斯う見て行かざるを得ないと思ふのでございます。積立金其他は外して、拂込濟の資本金額だけで見て行く譯には、是は到底行かぬと思ふのであります。随ひまして今日超過所得税を計算する場合に於きまして、其會社が實際に動かし、運轉して居る所の金が幾らであるだらうか。それに對する儲け歩合と云ふものは幾らであるだらうか。斯う云ふものを見て行きますして、特に餘計儲かつた場合に於きまして課税を致すより致方がないと思ふのであります。また森田さんの仰しやるやうに、決して舊會社が必ず積立金を餘計に持つて居るものでなく、又新會社が必しも貧弱であるとも言へぬと思ふのであります。あなたの新設會社と言はれるのは、何時頃の會社を新設會社と言はれるのか能く分りませぬが、昭和七年以降に新設致しました所の會社、全く事業を新に起した所の會社に付て、其會社は百分の七だけしか決めて貰へないと云ふことが、不都合ではないかと云ふ御考があるのではないかと思ふのであります。新會社——全く新しく事業を始めました新會社と云ふものは、さう容易に利益が擧るものでもないと思ふのであります。それ等の會社に關しまして色々考慮は致しましたが、此程度に於て、

格別特に寛嚴はない見込でございます。

二 新興会社に對する當局の態度

松村光三君 七分と云ふ控除額をもう少し上げてやらぬ限りは、新設の會社は是は全部、人絹會社と云はず、非常に經營難に陥る虞あり、斯う斷定せざるを得ないのであります。之に對して大藏當局はどう見られて居りまするか。

石渡主税局長 之を七分と云ふものを押へたのは、低く過ぎるではないか、もう少し引上げるの必要があるではないか、斯う云ふ御尋であります。是は六分が宜いか、七分が宜いか、議論はありますが、兎に角斯う云ふ點に付きまして、吾々の方と致しまして、十分に考究致したのであります。先程も御説明致しました通り先づ昭和五、六年の利廻に對して此位の餘裕があつたならば、酷ではなからうと思つて此七分と致したのであります。此七分に依りまして、是は積立金を含んで居ります。即ち其會社の運轉致して居ります資本金に對して、幾らの利廻であるかと云ふことを標準に致したのでありますから、七分の利廻に於て、大體其當時のあの不況時に於きまして、六分六厘の利益を擧げ得る状態であつたのでありますから、此七分と云ふものは低きに失すると思はぬのであります。かなりの餘裕があることと思ふのであります。それから新設會社に對して酷ではあるまいか、斯う云ふ御話であります。昭和五、六年に於きます実績のありますものは、是は其當時の実績に對しまして、今日課税致すのでありますから、其實績との差額が七分以上でありますれば問題はない。

一方七年以降に設立したる會社に付きましても、色々研究は致して見たのでありますが、創立匆匆、二三年の會社と致しましては、先づ此邊の利廻を見て行きますれば、大體さう酷に當ることはなからう。斯う考へました次第であります。

松村君 新しい會社と云ふものは、種々な國家の必要に依つて起つて來るのだが、之を非常時など云ふ杓子定規の机上論で、千篇一律に課税すると云ふことは日本の産業を保護する経路から餘程考へなければならぬ大問題である。七分位をやつたら宜からうと言ふが、それは會社經營を知らざる無識の結果である。會社を經營するには七分では駄目だ、新しい會社を六分や七分では誰も株を持つ者はない、六分の配當をするには少くとも積立金を或る程度見るから、八分や九分の利益がなければ會社は起しても誰も投資しない。然るにも拘らず斯くの如きことをやると云ふことは、新會社に向つて苛斂誅求することとなり、新興日本の産業が阻碍されることとなつてしまふ。

石渡局長 新設會社に甚だ酷に當る、昭和五年以降數十億の資本が苛斂誅求を受ける、斯う仰つしやるのであります。既設會社が新資本として増加致しましたものに付ては既設會社の利廻で行く、斯う云ふことでございますので、茲に酷であるまいと申上げて置きますことは積立金でございます。其新設會社がここ二、三年、短少期間でございますから、それが七分の利廻以上に當りましたらでございます。是は課税を致しても、其七分を超過する額の一部を課税致しても宜いのではなからうか。斯う考へるのであります。それから其利廻の歩が低いと云ふことが新設會社に對して非常に酷であつて、既設會社に利益を與へるのであるから

もう少し高くしたらどうだと云ふやうな御意見かと思ふのでございますが、是は御承知の通り積立金を加算致しますから、内容の充實致しました會社は場合に依りましては二割配當致しましたが、一割配當致しましたも、場合に依つては課税を受けない——（それだから不都合だ）と呼ぶ者あり）それですから其率を上げると云ふことに相成りますと、内容の充實致しました會社が課税から免れる處がございます。随ひまして此七分の標準率と云ふものは低過ぎると云ふことは思ひませぬ（新會社はどうだ）と呼ぶ者あり）新會社と云ふ御話もございしますが、寧ろ内容の充實致して居ります會社が課税から遁れることがございます。此事だけ一言御含み願つて置きます。

次に一應御諒解願つて置きたいのでございますが、是はあなたの仰しやるやうな超過所得税を課けるに致しましたも、其結果は同じでございますので、斯う云ふやうな問題に付きまして、積立金を入れるか入れないかと云ふ問題が一つあるのでございますが、併し積立金を入れて計算致さなければ、そこに又色々の弊害が出て参りますので、拂込済資本又積立金の合計額に依つて、或る一定の利廻を見て行くと云ふことに致しますことは已むを得ない次第であると信じて居ります。

三 人絹會社と紡績會社

松村光三君 全國の大きな紡績會社を八つ取つて見ると、八つの紡績會社の資本金は二億である、積立金が一億七千八百萬圓、稍々資本金に近い積立金を有つて居る。合計三億七千八百萬圓になる、他方人絹會社は大きなも

のを五つ取つて、現在の拂込資本金は九千百萬圓積立金は九百萬圓、一割しかない、それ故に紡績會社と人絹會社の積立金を見るならば、紡績會社は基礎は固つて居り、古く儲かつて居るから、之を資本金と對照して、人絹會社に比して九倍有つて居る。九倍の積立金を有つて居るにも拘らず、其利益金は兩方同じ位であると云ふことに依つて課税しますから、どう云ふ結果になるか、非常に諄いやうだが、茲に大きなもの一二を拾つて見ると、先づ鐘紡に就ては、銷却を引くか引かぬかに依つて大變違ふが、銷却を引けば僅に二十六萬二千圓しか課税されない、東洋紡は十八萬圓と云ふ如き僅かの課税しか紡績會社は受けない。而も驚くべき積立金、資本金を有つて居る。之に反して新しく勃興した人絹會社はどうかと見ると、倉敷人絹は、若し大藏省が此積立金の銷却の査定を嚴格にするならば百三十萬圓の税金が課る、銷却を今日の通り認めるとしても五十六萬圓の税が課る、帝國人絹は三十四萬八千圓、旭「ペンベルグ」は四十六萬圓の税が課る、紡績會社は三億七千八百萬圓の資本金及積立金を有つて居るにも拘らず、軽い税を課けられる。東洋紡の如き一億一千二百萬圓の資本金と積立金を有ち、僅に十八萬圓しか税金が課らない。之に反してたつた資本金が千三百六十萬圓である。倉敷人絹は、若し銷却前の査定に由ると百三十萬圓の税が課る、斯の如き矛盾がある、紡績會社は全國併せて非常に軽い負擔である。人絹會社は非常に重い負擔である。只今のやうな資本金から見ても、積立金から見ても非常に低い所の人絹會社と紡績會社との間に斯の如き驚くべき矛盾があると云ふことを御研究なされたか。

石渡主税局長 一々の會社に付きまして實は此處で申上げることが私は差控へたいと思ふのでございます。それでありすが、只今御舉げになりました數字でございますが、一二私共研究致しました所を申し上げますれば、

倉敷紡績と云ふもの、儲は相當あの時には多かつたのであります。恐くは是は其當時に於ける所の新株の賣出しと云ふものがありまして、「プレミアム」が相當其會社に入つて居る成績ではなからうかと、斯う考へて居ります。随ひまして倉敷紡でございますが、是が今後に於きまして斯様な負擔をするのではないのではなからうかと、斯う云ふ風な見方を致して居ります。又只今鐘紡、それから東洋紡と云ふもの、負擔に付きましての御話ございましたが、是は私共の方の計算では必しも御話の通りの數字にはならないのでございます。是は全く御無理のないことでありまして、私共の數字は課税の基礎になる數字でありますので、もつと多少多い數字を示して居りますが、併し根本に於きましてあなたの御議論が、積立金の多い會社に付ては負擔は軽い、斯う仰しやることは、詰り法律の建前が其運轉資本に對する利廻と云ふものを見て居るのでございますから、隨て拂込済の資本金、積立金と云ふもの、合計額に對する利廻が多いものに付きましては、餘計に税金を負擔する詰り昭和五年六年に比較して餘計に儲が多く出る。利廻が多く出る。斯う云ふことに相成るのでありまして、さう云ふ傾向は本税に於きましては免れない傾向だと見て居ります。

四 減資整理した重工業會社

松村光三君 今まで苦心慘澹して資本を切下げ、辛うじて整理した真面目な會社に對して、一體課税の上に於て多少の手心か、或はそれを多少參酌されるのであるか、從來の如くそれは實際不可能であるか伺ひます。

石渡主税局長 減資を致しまして、さうして會社が小さくなつて居る。其時に其儲を見て行く、斯う云ふことは

どうも現状に於きまして其小さくなつた所の資本と云ふものを見て行くより外に、行き様がないと、斯う存じて居ります。

松村君 それであるから非常なる不公平の結果を來すと云ふことになる。私は實例を擧げて言ふ方が早い、特殊の會社を擧げるのではない、減資をした會社を皆表に拵へて見た。其二三の例を擧げて見ると、芝浦製作所は丁度昭和六年の五月に半額減資して、二千萬圓を一千萬圓にした。暫く赤字であつて、昭和八年下期より辛うじて少しの配當が出来るやうになつて、漸く形勢が良くなつた。私は個々の會社を擧げては甚だ悪いかも知れないが、實際だから是は仕方がない。而も左様に減資して、漸く命脈を維持しようとする時、今度の課税に依ると、直に一舉十四萬七千圓の税が課る、是は芝浦である。富士電機會社と云ふのは、一千萬圓の會社だが、大正十二年から滿七箇年間赤字が百三十五萬圓、七箇年間一遍も儲からない。十何年間、今日まで苦心して、まだ配當が出來ずに、漸く來年上期から配當が多少出来るやうに根本整理された會社であるが、此計算に依ると、今まで十何年間苦心慘澹して、赤字だらけの會社が、初めて配當する、其最初に七萬五千圓の税が課る、斯う云ふやうな例を澤山擧げて見ると、減資した會社は皆苦心慘澹して此難局を切抜いて來て、さうして中には十分の一にも減資した所の瓦斯電工、大阪製鐵のやうな會社が全國には澤山ある。苦心慘澹して減資をし、整理した會社が、今回の課税に依ると、漸く息を吹くと云ふ所に頭から直に税が課ると云ふやうなことは、一體擔税力の負擔から見ましても、租税の公平な原則から見ても、不公平だとは御考になりませぬか。

石渡局長 此租税の負擔の問題でございますが、是は既往の事情を考へ、其會社の成立を考へまして、色々考

慮致すと云ふことになりまして、甚た是は容易でないでございます。どう致しましても現在の擔税力に適應せしむべしと云ふ所から出發して行かなければ、實行上むづかしいと思ふのでございます。随ひまして本税の課税に當りましたも、元其會社が減資をしたかどうかと云ふことの事情は、之を考慮する譯には行かぬと思ふのであります。但し其減資會社が其當時非常に儲の少かつた。損をして居ると云ふものに付きましたは、是は七分の利益と云ふものを見て行くのでございますので、其點に於きまして大分緩和される所はあると思ふのでございます。又減資を致しました所でも、其減資會社の株主の爲に行はれると云ふことが、普通の場合かと思ふのでございますが、併ながら此株主は時々變ることが多いのでございまして、既往の株主と云ふものに付きました今日この會社の株主と變つて居ります場合に於きましても、之を課税上考慮を拂ふと云ふことはむづかしいのではなからうかと、思つて居る次第であります。

五 新興産業會社と減價銷却の問題

松村光三君 人絹會社と紡績會社の間に、苟も少しでも會社を研究すれば分る。紡績會社は銷却は既に十分行はれて居る。而して多數の積立金を有つて居る。利益は多いけれども、之を平均すれば今のやうな結果になるに拘らず、人絹會社は新興の會社であるから、利益は非常に多いが、併し會社の基礎は尙ほ薄弱である。今後幾多の競争も考へなければならぬ。斯う云ふ新興會社に對し大藏省は課税の比率に付て如何なる積立金及銷却金を認められる考でありますか、即ち新興勃興會社は機械も新しく、早く銷却してしまはなければならぬのだ

が、さう云ふやうな事業の根本的の性質に鑑みられて、紡績と人絹との間に、銷却を別にはつきり考へて居るかどうか。

石渡主税局長 銷却の問題に付きましては、大藏省に於きまして一定の内規を有つて居りまして、全國一律に此内規に依つて認否を決定致して居ります。然し人絹會社の機械、器具、建物と云ふやうなものに關しまして、どうも大藏省で認めて居る所の銷却の年數が長過ぎる、之をもつと短縮するの必要があると云ふことに就ては數年前より屢々各人絹會社から其要求を受けたことがございます。大藏省と致しましても、一應全國の各稅務署に命じまして其内容を調査して見たのでございます。昨年其數字が集りまして色々調査致して見ましたが、各人絹會社に於きましては、今日稅務署の認めて居ります限度迄銷却を致しますには、まだ餘程開きがあつたさうで、詰り稅務署の認めて居ります限度迄も銷却して居らぬと云ふ状態の會社が大多數でありましたので、此問題は將來の問題と致しまして十分考究致したいと存じて居りますが、其當時に於きまして、是は今少しく考究の餘地があるのではないかと云ふことで、今日としては改正されて居りませぬ。また今日政府の扱と致しましては、過去に於きまして銷却をし切れなかつた分に付きましては、今期に於て其分を銷却致すことも認めて居るのでございます。随ひまして今日迄日本の人絹會社に、古き當時に於きまして銷却し切れなかつた其銷却の残と云ふものが相當に残つて居りますので、随ひまして大きな銷却を致して行きましたも、尙ほ政府の認める所の程度に達しないと云ふものが相當にあるのでございます。併ながら今後に於きましては仰つしやる通り十分研究致して見度いと存じて居ります。

第十四章 合法脱税と當局の方針

詐偽其他不正の行爲によつて本税を遁脱したるものに就ては法人、個人共に本稅法第二十七條によつて處罰されるが、合法的脱税に關する當局の方針は左の如くである。

一 脱税防止規定を設けぬ理由

前田房之助君 本法が實際運用されますと、私どうも合法的の脱税が生ずる虞があらうと思ひます。無論不正行爲に付ては、相當處罰することになりませうが、現在の會社の財産目録と貸借對照表の作製の上から見ますと、可なり合法的の脱税の餘地があるではないかと思ひます。之に付てはどう云ふ御考を持つて居られますか。

石渡主税局長 合法的脱税と仰つしやいますと、先づ第一に考へられるのは、増資を致しまして、其増資した資本は、其増資された額に付て昭和五年、六年當時の利廻りを見、其利廻りの續いた場合には、増資をすることに依つて控除される金額が多くなると云ふことを以て、脱税——税金が少くなる虞がある。斯う云ふことが先づ此問題に付ては考へられるのではなからうか、斯う思ふのでございますが、此問題に付きましては、昨年より斯う云ふ點に付きまして色々言ふ者もございしますし、又戰時利得税を施行致しました時分にも、當時の議會

に於きまして御質問ございましたので、随分考へて見たのでございますが、何れに致しましても、一時の臨時税のことでもありますし、又本税法施行の爲に、産業界の當然の發達の途を妨げると云ふことも如何かと存じまして、此點に付きまして別に脱税防止の規定を設け得なかつた次第でございます。それから又戦時利得税法の施行の結果から見ましても、此一、二の臨時税を免れる爲に脱税を行ふ、其弊害の顯著であつたと云ふ事例に接しなかつたものでございますから、旁々此規定は設けなくても宜いのではなからうか。斯う考へました次第でございます。

二 増資による脱税は如何

小笠原三九郎君 減資の場合は極く合理的であります。増資の場合は、多くは詰り利益を少なくして、法人の超過所得税等を免れる爲に増資をする。此場合に詰り控除する基本を多く見ると云ふことになるのは、甚だ不都合だと思ひますが、何等の不都合はございませんか。

石渡主税局長 此税法が資本の増資を致しました會社に付きまして、税金が軽くなるのではないかと云ふ御尋でございしますが、如何にもさう云ふ點もございしますが、此點を防がうと致しますことは、矢張明年度の其増資を致しました時の金額に對しまして、之を控除して行く額は百分の七と見て行くと云ふやり方も、一つの行き方だと思ひます。さう云ふ方法に付きまして、随分論議致して見たのであります。どうも會社の發展と云ふものを妨げる嫌があります。又此税は臨時税でありますので、左程此爲に特別に脱税を企てるものもあるまいと

思ひまして、實は此前の戦時利得税法と同様の規定に致して、其點に關しましては別段規定を置かなかつた次第でありまして、此前の戦時利得税法施行の結果から見ましても、此點は脱税を致す爲に増資を行ふと云ふことは、先づなからうと思ひます。また是は増資と申しましては、多少語弊があると思ひますが、例へば其會社は積立金を有つて居る。其状態と、特に増資をしなくても、其會社が有つて居ります積立金を増資へ振替へましたのは、負擔額と云ふものは同じであります。随ひまして毎期積立てて行きます積立金に致しましても、例へば増資を制限しますれば、積立金も多少制限する必要があると思ひます。それ等に付きましては、實行上中々容易でない點があるやうに思ひましたので、實は斯様に致した次第であります。

三 不當増資に對する處置

中村繼男君 昭和五六年以後に、或は又本法が施行された後に増資をすると云ふことは、相當考慮しなければならぬ。増資に次ぐに増資を以てしたならば、利得税と云ふものはなくなつてしまふ。そこで之に對して本法の規定は何も取締的の協定がないが、此處で私は取締的の規定を設けて、國民を泥棒扱にしろと言ふのではありませぬけれども、本法施行後増資をするものに付ては、即ち増資でもして、脱税でもしようと思ふものは、必ずや過去に於て利益が多かつたものに限る、過去に於て二割とか、一割、或は一割五分と云ふ相當大きい利益を擧げて居つた者が、此増資々と云ふことに依つて、利得税の輕減を圖るであらうことは、想像に難くない。

5。

石渡主税局長 本税の税率は、比較的此種の税率と致しましては低い税率でもあります。負擔も左程重くもないのでありますし、それに短期間施行される租税であります。此前の戦時利得税の實行の經驗から致しましても左まで其弊害を感じなかつたのでございますから、脱税の爲に——脱税と云ふと語弊があるかも知れませぬが、税金を軽減する爲に、故意に増資をする者も先づなからうと、斯う云ふ考の下に、此規定を此前の戦時利得税法と同様に設けなかつた次第でございます。仰しやることは一應の理由ある御主張だと思ふのであります。色が、色々事情を考へまして、此條項は之を置かなかつた次第でございます。

中村君 今石渡さんの御話に、此種の税率としては餘り高くもない、随て又脱税する者は少からうと云ふことですが、さうあることを私共も衷心から冀ふのであります。元は超過所得は戦時利得税當時にはなかつた。今度は超過所得と云ふものが後に控へて居る。それも資本が大きくなれば今日の状態では負擔が軽くなつて、増資に依つて二重の作用をする、戦時利得税の當時には、戦時利得税だけは、増資をすれば免れることが出来たが一般の所得税はそれが爲に別に免れると云ふことはなかつた。所が今度の税法は超過所得と云ふものがあつて資本を元として税金を課して居る。今度は臨時所得税が起つて来て、又資本を元として税金を課して居るから資本が増大すれば兩方の軽減を圖ることが非常に易く出来る結果になる。それで増資に依つて負擔の軽減を圖ると云ふことは、矢張相當考慮しなければならぬと思ふ。同時に税率は一割ですけれども、此超過所得を以て即ち増資でもしようと思ふ者は超過所得の課るものに限る、其人の負擔を考へて見ると云ふと、普通は所得が五分課つて、其外に三割、超過でもあれば二割五分です、それに此一割が課つて、それに附加税が課ると、平

均四割の税金が取られる勘定になるから、臨時利得税だけが一割だから、此種の税金としては安いと云ふ御安心は私はどうかと思ひますが、如何ですか。

石渡局長 超過所得の今日の最高の税率が百分の二十でありまして、超過所得税の最高税率は、本税の倍であります。けれども、是は課け方は大分變つて居りますが、三割超過の金額に對しましては百分の二十であります。それに附加税の賦課も餘計課りますので、それから考へて行きますれば、本税の負擔は遙に低いのであります。まして、今日超過所得税の場合に於きまして、それでは此點を考慮して相當脱税があるかと申しますれば、どうもさう云ふ傾向も見られないのでありますから、随ひまして現行の超過所得の最高の税率より、遙に負擔の低い所の本税になりまして、格別さう脱税の行はれるものとは實は私は考へて居らない次第でございます。尙ほもう一言申上げたいと思ひますことは、若し此會社が同族會社でありまして、不當なる増資を致す、詰り不實なる増資を致すと云ふやうな場合に於きましては、之を適當に處理致したいと思ひまして、其方の條文は入れてございます。

四 外地に住所を持つて脱税

森田福市君 今まで脱税が行はれて居つたのは、斯う云ふ方法で行はれて居つたことは御承知であらうと思ふのであります。前の資本利子税でも、第二種所得税の如きものでも、内地と外地に依つて、巧く其處を利用をして脱税行爲が行はれて居つた。此法律でも、全部に施行出来るとか何とか同じやうな方法でなければ、朝鮮と

か關東州とか云ふ所に住居を置いて、此方に来て事業をして儲けても、資本が審かにならぬので、稅務當局は常に悩んで居られるのは御承知であらうと思ひますが、今の答辯では未だ十分に承知して居られぬのであります。あの點では實際課税をして居る者は悩まれて居る。そこで巧く之を胡麻化されて脱税をして居るのであります。それが今度もさう云ふ風に出來て居りますから、又同じ事を繰返して、合法的に脱税が行はれはしないか。

石渡主稅局長 洵に御尤な御尋ではございますが、今回の臨時利得稅は營業所得に限つて居りますので、脱税其他の取締は比較的容易ではなからうかと存じて居ります。只今大連又は朝鮮に居るのが、此方で商賣をして居つて脱税を働きはせぬかと、斯う云ふ御話でございますが、此方に於きまして營業致して居ります分、即ち内地から生じます所の利得に付きましては、此方で課稅致します、唯朝鮮關東州に於きまして生じた個人利得だけが課稅を受けない。斯う云ふことに相成る次第でございます。

五 期限と脱税との相關性

馬場鉄一君(貴院委員會) 利得稅に施行期間、年限があると云ふと、利得を隱匿し易いと云ふ。其理由は、どう云ふ風な方法で隱匿が出来るであらうと云ふ御見込なんですか。

石渡主稅局長 是はまあ餘程考慮を要する問題だと思ふのでありますが、此法律を二箇年施行する斯う明定いたしますれば、其二箇年だけの間に利益を隱匿すれば、將來利得稅が掛らないであらう。斯う云ふことの下に比

較的當事者をして利益を隱匿せしめ易き傾向を作るのではなからうか。斯う考へて居るのでございます。當分の内、斯う云ふことであります、いつ廢止になるのかはつきり分りませぬけれども、一年とか二年とか三年とか或る年限を決めますと、其間に其利益を出せば臨時利得稅の賦課を受ける、後日其利益を書出して、もう其時は臨時利得稅の賦課を受けない。斯う云ふ關係に相成りますから、其間に多少さう云ふ傾向を助長するのではあるまいか、斯う云ふ心配でございます。

第十五章 納期と減損更訂

法人の利得税は事業年度毎に徴収するが、個人の利得税は四期に区分して分徴する。即ち

△第一期 其の年七月一日より三十一日限り

△第二期 同十月一日より三十一日限り

△第三期 翌年一月一日より三十一日限り

△第四期 同三月一日より三十一日限り

右の他税額決定より徴収迄の納税に關する各種手続きは何れも所得税法のそれと變りない。(條文参照のこと) 又減損更訂に付ては、法人は實績課税であるから不要なれども、個人については、利得の更訂は利益金の更訂に他ならぬので、稍々煩瑣を免れないが、これに關しては左の如く取扱れる。

一 減損更訂は利益の二分の一

森平兵衛君(貴院委員會) 個人は所謂豫算課税で昭和九年度の實績で昭和十年度の所得を届けるのであります。

法人は實績課税を致して居るのであります。それが爲に營業收益税にしても多少の個人と法人との税率の差違があります。又此個人の營業收益税其他第三種所得税に致しましても、所謂豫算課税の爲に減損更訂は二分の一

一以下でなかつたならば減損更訂は出來ない。さうすれば二分の一迄に假に喰違ひが、減収があつたとすればそれだけ税金と云ふものを餘分に納めると云ふことになるのであります。個人と法人との税率に差違を設けると云ふことが至當ではないかと考へられるのであります。其點に付て臨時利得税は、個人は豫算課税、法人は實績課税と云ふことに考へて宜いのでありますか。

石渡主税局長 營業收益税を法人と個人とに区分を致して居りますことは、もとは是は同じ率であつたのでございまして、それが大正十五年に於きまして營業税を營業收益税に致します際に於きまして、法人を其當時に於きまして之を同一率に致すことは、法人の税率が著しく減つて個人と均衡を得ないのであるまいか、其當時の負擔の情況より致しまして、法人の税額が著しく減少すると云ふことより致しまして、立法上困難を感じました點が一點、其次の一點と致しましては、此營業收益税を資産所得重課の意味に於ての課税と致しては、是は法人の計算上資産所得と見るべき分子が多いのでありますから、資産所得の重課と云ふ意味の點からして、法人と個人との區別をして掛けるべきを至當と致しまして、其當時區分いたしましたことと、斯う存じて居るのでございまして、次に只今御尋の法人は必ず實績課税で行くの、個人は二分の一の減損更訂があるので豫算課税である。斯う云ふ御尋であるのでございしますが、是は豫算課税と言ひますか、實績課税と言ひますか、言葉は多少差違はございますが、實質と致しましては、即ち前年度の實績に依りまして、其年の利益が二分の一以下に下つた場合に於ては、それに更訂して行くと、斯う云ふことに致して居るのでございしますが、此點は今回の臨時利得税に於きましても、大體さう御考へ下さつて差支ございませぬ。唯減損更訂に付きましては臨時利得

の性質に鑑みまして、色々議論があるのでございますが、多少普通の減損更訂と變つた規定ではございますが減損更訂の規定は置いてはございます。

森君 只今主税局長の御話では減損更訂は、さうすると、矢張り四分の三と云ふことに、前の所得税に復活になるのでありますか。

石渡局長 一體此減損更訂を致すと云ふことの問題は、此臨時利得税臨時利得税と云ふものの性質として果して減損更訂を行ふ理由があるか無いかと云ふことは、ちよつとは考へものだと思ふのでございます。殊に現行の税法に於きましては、一箇年損があればそれが二箇年間税金を納めなくても宜いのであると云ふ結果に相成るのでございまして、此間の規定には少なからず苦心をして居るのでございしますが、併ながら今回の臨時利得税法に於きましては、條文にもあります如く利得の二分の一に付て更訂いたしません。利益の二分の一に付て更訂いたします。例へば昭和五年、六年當時に於きましては五萬圓の利益があつた。それが昭和十年の利益に於きまして十五萬圓あつた。さう致しますと其利得額は十萬圓でございます。其減損更訂いたします場合は、其十五萬圓が半額以下、即ち七萬五千圓以下に減つた場合に、それに伴つて其一方の十萬圓も變更して行く、其十萬圓自體に付て二分の一として減損更訂して行かない。例へば翌年其利得が十萬圓に下つた。斯う云ふ場合に利得としては半額に下つたのでありますけれども、元の利益が十五萬圓あるのでありますから、其十五萬圓が半減に行かないから更訂いたさないと云ふ。斯う云ふ規定を置いた次第でございます。

第十六章 利得税による歳入及び其算出の基礎

一 利得税収入の使途如何

杉山元次郎君 我國の状態を見ますに、富は一方に集注致しまして、此爲に社會不安を招くと云ふことは、過去の事實に於て見ましても疑なき事實であります。故に儲けて居る者から其一部を税金と致しまして徴收し、それを惠まれない方面、例へば農村のやうに困つて居る方面に之を振當てると云ふことは、政府としても當然に爲すべきことであるかと考へるのであります。吾々は豫算面を見まして、是等の税収入全部は軍事費に吸収されたのではないか。斯う云ふことを恐れるのであります。それでは益々軍需工業家と云ふ者を潤すのみであつて、其目的趣旨、之を創設致しました所の精神に相反するのではないかと考へるのであります。今中村氏より此税はまだ輕微であると云ふやうな話もございました。私共も此税は資本家に取つて、まだ輕微であると云ふやうにも考へるのであります。兎にも角にも今此臨時利得税の収入と云ふものは、國費に這入つたのであつて、何處に這入つたのか明に申すことは出来ないし總理の御答でありましたけれども、斯う云ふ費用は國民負擔の輕減と云ふ立場、社會政策的な立場からであると致しますならば、困つて居る所の農村、負擔の苛重に悩んで居る方面の輕減に振當てるべきではなかつたか、左様致されたか、致されなかつたかと云ふことを、もう一度はつきりと聴きたいと考へるのであります。(本會議)

岡田總理 此税は國費多端の折から一部の方面に多額の利益を得て居る者がありますから、其利益の一部を税として徴収するのであります。此税は國防費に皆入つて居るのだらう。斯う云ふ御尋もあつたと思ひます。は大分専門的のことになりますので、或は私が御答へしては不適當かも知れませぬが、私は國防費に皆入つて居るとは考へて居りませぬ。是は總ての費目に適當に按配せられて居ると考へて居ります。

高橋藏相 それからは總理大臣から既に御答になつて居りますが、此臨時利得税は、農村の方の救済に用ゆれば宜いぢやないか、之を矢張國防費などに加へることは不都合だと云ふやうな御意見のやうに拜聴しました御承知の通り、租税の収入は、一々區別を立て、用途を定めて居らぬのであります。矢張是は總て一般歳入とするものでありますからして、其用途を限らざる方が適正であらうと考へます。

二 税收入算定的方式

政府は最初本税による歳入を平年度四千百十萬圓、初年度は三千三十九萬五千圓見込んだ。然るに原案は、基準年度、個人税率の変更、控除金の規定廢止及制限、減資救済規定の挿入等の修正案成立と共に、其歳入も亦變動あり、差引初年度に於て六十九萬一千三百八十三圓の減額を見たので、十年度歳入は二千九百七十萬圓となる。政府は原案を基礎として其歳入を、一々稅務署の報告に依て計算したのであるが、原案修正による歳入の修正に當つては、最初の如き計算によつてする追なく、側面的各種の計數によつて増減を集計した爲、遂に修正案に依る算式を表示することは出来なかつたと、當局者は語つてゐる。従つて此處には、原案による歳入の算式と

修正による増減を、別々のものとして紹介するより他に、算出の基礎を説明する方法はない。尙修正案は初年度、平年度の分を廢し、唯昭和十年度のみを計算してゐるのである。

A 原案に依る新税の歳入算式

本税に依る十年及十一年度以降の歳入豫算は（單位千圓）

	法 人	個 人	合 計
△納 税 者 數	五、〇五九	七、〇八四	一二、一四三
△利 得 金 額	三五六、八〇六	五四、一九四	四一一、〇〇〇
△昭和十年度	二四、九七六	五、四一九	三〇、三九五
△同 十一年度	三五、六八〇	五、四一九	四一、一〇〇

を基礎として計算され、左の如くなる。

而して其算式は

▲法 人 の 場 合

第一、昭和八年八月一日以降九年七月卅一日迄の一年間、全國稅務署調査、本税を課税さるべき法人の所得決定額……………

……………五三一、五一六千圓

▲個 人 の 場 合

第一、昭和九年度分同上の所得

……………一〇六、二八二千圓

第二、十年度以降の景氣上向性を年三割と看做せば十年度に於ける法人所得額は………六九〇、九七一千圓

第三、昭和五、六兩年の平均所得決定額は………二九五、六二四千圓

第四、五、六兩年以後今日に至る迄新設された法人が一割ありたるものとすれば其平均所得額は………三二五、一八六千圓

第五、本税免稅者所得及び各法人に付き控除額二千圓を併せたるもの………八、一六二千圓

第六、第四と同様主旨に依り一割増加せるものとして
八、九七八千圓

第七、第二より第四、第六を差引きたるものが平年度法人利得である………三五六、八〇六千圓

第八、従つて平年度税額は………三五、六八〇圓

第九、初年度たる十年度税収入は、會計年度と事業年度との喰違ひより來る缺損を三割と推定し、それ丈け差引いた金額である。即ち………二四、九七六千圓

B 原案修正に因る税収入の増減

第二、十年度を五分増と看做し………一一一、五九六千圓

第三、同上………四二、三八七千圓

第四、個人數二分増加せるものとすれば………四三、二三五千圓

第五、同上………一三、八九〇千圓

第六、同上、二分増加せるものとして………一四、一六七千圓

第七、同上、即ち平年度の個人營業利得………五四、一九三千圓

第八、同上………五、四一九千圓

第九、個人は常に會計年度計算なれば平年度初年度の區別なし、

第一、基準年度變更に因る歳入減 ……一、一二七、七八五圓

第二、個人の税率を百分の八に引下げたことに因る歳入減 ……一、〇八三、八七二圓

第三、法人の控除金(二千圓)廢止、但し利得千圓以下のときは課税せざることに因る歳入増 ……一、二一四、〇八〇圓

第四、個人の利益一萬圓以上控除廢止、但し一萬圓以上なるも利得千圓未滿のものは課税せざることに因る歳入増 ……四六〇、二八〇圓

第五、減資救済規定を挿入することに因る歳入減 ……一五四、〇八六圓

第六、増減差引殘減 ……六九一、三八三圓

三 景氣三割増の根據

松村光三君 昭和八年から九年に掛けてのものを十年度は三割増すと云ふ論據は何處から出て來ますか。

石渡主稅局長 それは昨年來法人の見積に付きまして三割増して居ります。昭和九年度の豫算に於きまして、昭和七年度の決定額に對して法人の所得に付て三割増を見積りました。さうして昭和十年度の豫算に於きまして、昭和八年度の決定額に比較致しまして、其決定額の三割増を見積りました。随ひまして此三割増を見積ると申しますことは、法人の所得が相當増加致して居ると云ふ趨勢から致しまして、昨年三割増を見込み、本年も三割増を見込んだのでございまして、其一般豫算の方針と歩調を合せて、三割増を見込んだ次第でございませう。

す。詰り法人の所得が幾らか増大致すと、斯う云ふ所から致しまして見込みました数字でございます。

四 利得税収入の尠大化は必至

中島彌次君 本税歳入の見込を平年度に於ける所の四千萬圓、十年度三千萬圓と云ふのは、是は此歳入見込と云ふものが私は少額に失しはしまいかと考へる。少な過ぎる、何故低いかと申しましたならば、前に申しましたやうな工合に、本年、昭和九年の景氣と云ふものは、大正六年の下半年から大正七年の下半年の景氣と同じ数字が出て居る。同じ数字が出て居るから、同じ景氣と云ふ譯にも参りますまい。景氣不景氣に付きましては此数字の外に感じと云ふものがあります。大正元年、二年から、どかつと出た彼の大正七年八年の景氣と云ふものは、國民が痛烈な大きな景氣に遭つたやうに考へた。併ながら昭和五年六年から段々景氣が出て来て、本年度の景氣になつたことに付きましては、餘程景氣は出て居るけれども、國民は左程感じない、それは七年八年九年と、じく／＼起つて来た景氣であるからで、前に申上げましたやうに通貨の膨脹、會社の新設、株式取引高手形交換高と云ふ。是等の經濟界の推定の「バロメーター」の點から較べて見ましたならば、餘程出て居るのであります。殊に金利が安いと云ふことは不景氣を意味する、金利が高い時は景氣が好い。併ながら金利が低くて、而も是だけの利得があると云ふことは安い金利を使つて儲ける人は非常に儲けて居ると云ふ意味である。一般の金利の低いと云ふことは、即ち此景氣が悪いと云ふことの推定でありますけれども、個人々々を考へて見れば金利が安くて儲けて居ると云ふことは、金利の高かつた時の儲より多いと云つて宜しいのであり

ます。物價の點に付きましては、大正五年六年の平均したものが現在と大體同様の物價になつて居ります。物價は餘り騰つて居りませぬ。即ち外國から輸入したものは騰つて居りますけれども、平均したものは非常に騰り方が少い、隨て貨幣價値の變動は一割をこゝしか變動しない、大した變動はして居ない、是等の點から考へて、此歳入見込が多いか少いかと言つたならば、非常に少い。歳入は是よりもすつと取れると考へる、何故かと云ふと、第一に戦時利得税が起つた時に於きましては、政府の見積は初年度に於てたつた千八百萬圓であつた、驚いたです。提出の豫算が大正六年に於きましては、たつた千八百萬圓、それが決算に於てどれ位取れたかと云ふと、八千百萬圓取れて居る。是程見込が違ふ。斯う云ふ歳入の見積方も恐らく例がなからうと考へるのであります。當時の大藏當局は誰であつたか私は忘れましたが、八千百萬圓取れて居るものを、千八百萬圓しか見積つて居ない。此點から考へますと驚くべき数字の見込違である。更に大正八年が五千二百萬圓の豫算であつたものが、驚く勿れ一億六千二百萬圓取れて居る。五千二百萬圓に對して一億六千二百萬圓であるから、三倍以上の収入が取れて居ります。それは大正九年に於きましても、二千八百萬圓見積つたものが、三千四百萬圓取れて居る。さうして大正十年に戦時利得税は廢止されましたが、十年に廢止されて以來、十二年に至りますまで、十年が五百萬圓、十一年が九百萬圓、十二年も十三萬四千圓と云ふ工合に、合計致しますと二億四百萬圓の豫算に對しまして二億八千七百萬圓取れて居る。七割以上餘計取れて居る。七割だけ大きく取れて居るやうな狀況でありまして、甚しき時に至りましては、三倍も取れて居る年もある。是から考へますならば、此本税が三、四千萬圓では納まりはしない。是は少くとも平年度に於きましては六千萬圓、うつまり

すると七千萬圓まで行くかも知れない。私は斷言致しませぬが、そこに一つの、昨年度から今年度へ掛けまして、大藏當局が歳入見積に付て寛大であつて、而も相當に是が増加すべき根據のある數字を私は持つて居ります。即ち此超過所得税に付きまして、六百萬圓程昭和五年に取れたものが、昭和八年になりましたならば、一千一百万圓超過所得税が取れて居る。此程度から、此上り工合から見ると見るならば、本税と同じやうな主義性質を有つた超過所得税と云ふものが、六百萬圓取れたものが、現今は一千一百万圓、殆ど二倍取れて居る。是から考へますと、先々の歳入見積から考へても、本税の實績はもつと大きくなつて來るのではないかと考へる。更に法人の所得から考へて論じて見るならば、法人の所得が昭和六年に於きましては七億であります。昭和六年が七億であつて、昭和八年は十億であつて、昭和九年は何ぼか、私共の推算では恐らく十二億となります。假令十億と致しました所が、昭和六年の七億と、昭和八年の十億と差引いたら、三億あるから、其三億の一割取つたら三千万圓と云ふ見當が政府の見積りだらうと私は考へますが、十年に於きましては、恐らく十二億圓位に上つて來るのではないかと考へる。假に十二億と致しましたならば、昭和六年の七億と差引致しますと、五億だけ法人の所得が多くなつて來るのです。其一割を取つたら五千萬圓は、是は取れて來ると云ふことになつて居る。少くとも三四千萬圓以上と云ふことは是は確かであります。更にもう一つは課税技術と云ふものが非常に發達しまして、御承知の通りに大正七年、八年の頃の課税技術より非常に發達致しまして、苛斂誅求、巧妙を極めるやうになつて居る。是から考へて見ましたならば、本税の見積の平年度四千萬圓、初年度三千万圓と云ふものは、是は低きに失するのであつて、此點から考へて見ますと、本税は少くとも平年度六七

千萬圓、初年度四五千萬圓に行くのではないかと云ふ所の私共は觀察を下す次第であります。(本會議)

高橋藏相 臨時利得税の收入の見積が過小である。之に付て段々と戦時利得税の時などの、増税の初めて行はれた時の收入の豫想と、實收入とは大變な違ひがあつて、何時でも實收入が多いと云ふ御説明で御質問になりましたが、收入の見積を立てますのは、是は中々當局者として困難な問題でありまして、殊に新税に付てはさうであります。それではどうして此見積を立てかと申しますと、先づ全國の稅務署をしまして調査せしむのであるあります。其調査したるものに依つて、尙ほ今後經濟界の推移を達觀しまして、幾分増加を見積つて、是なら宜からうと云ふ所で積つたものでありまして、唯漫然と目當なしに積つたものではありませぬ。決して殊更に收入を過小に見積つたと云ふ譯ではないのであります。併し今後の經濟界の盛衰如何に依つては、固より先づ豫想よりは多くなる方に近からうと思つて居ります。けれども何分此増税に依つて、收入が幾らあると云ふことを豫算には積つて出さなければなりませんからして、今日に於ては出來得るだけ最善の方法に依つて認めたものであります。從來税の收入の見積に於ては、必しも何時でも見積より實收が多かつたとは限つて居らぬ。時に依ると云ふと減ることもあるのであります。之を又主管の省になつて見ますと云ふと、見積を見積つてそれだけの収入がなかつたと云ふと、是は申譯ないと云ふやうな觀念が中々強いのであります。故に多少用心深いと云ふこともないとは申し上げ兼ねる。

(註一) 戦時利得税の歳入豫算額及決算額表

第十六章 利得税による歳入及び其算出の基礎

年 度	豫 算 額	決 算 額	豫算ニ比シ増
大 正 七 年 度	一八、〇五三、一三五	八一、五八九、三四五	六三、五三六、二一〇
同 八 年 度	九二、六二五、三四九	一六二、二六三、〇五〇	六九、六三七、七〇一
同 九 年 度	二八、八一六、〇二八	三四、二九六、二三〇	五、四八〇、二〇二
同 十 年 度	〇	五、〇八六、五七四	五、〇八六、五七四
同 十 一 年 度	〇	九一六、四五二	九一六、四五二
同 十 二 年 度	〇	一三四、〇七一	一三四、〇七一
同 十 三 年 度	〇	一二七、二一七	一二七、二一七
同 十 四 年 度	〇	八六、五六八	八六、五六八
同 十 五 年 度	〇	二〇、九四八	二〇、九四八
同 十 六 年 度	〇	一六、六五八	一六、六五八
同 十 七 年 度	〇	二七、二二三	二七、二二三

五 利益金見積りに就て

小笠原三九郎君 其次に私は御伺致したいのは、此課税の標準、基準が、昭和五六年になつて居ります關係上、俗に言ひます所謂金解禁恐慌時代が、丁度標準になつて居りますので、最も悪い時節でありますから、其標準に基いて御取りになると、私共の計算でも六千萬圓以上、一億に達するであらうと私は見て居るのであります。どうも此税を御取りになる時分には、——歴代税を御取りになる方は、何時もさうであります、何だか

自然増収でもあると、自分の功の如く考へて、成べく税を低く見積つて置く、税収入を少く見積つてあると云ふ弊があるのであります。此問題に付ても、昨日戴いた表に依りますと、例へば昭和八年度の法人の利益(註二)と云ふものが、十億七千七百萬圓、約十億八千萬圓、今度昭和十年度分に、税を取る基準で御出しになつたのは、十億三千三百萬圓となつて、昭和八年度から比べて、尙ほ四千四百萬圓も減つて居る。私共常識から考へて見て、どうしても十二三億は、少くともなければならぬと私は思ふのであります。必ず十二三億はあるのであります。それを税を取る時分には、斯う云ふ風に低くして置いて、今度は税を取らずに、關係のないやうな表を拵へる時には、斯う云ふやうな表を御出しになる。是はどうしても、當局者として少し駈引があるのではないか、さうして自然増収と云つたやうなことで、國民の上に重い負擔を投げ掛けられると云ふやうなことになるのではないか、私は此點が國民が今日の税の中で一番恐れて居る所であらうと思ふのであります。能く聞いて極樂見て地獄など云ふが、本案などは恐らく實際にやられて見たならば、實際地獄になるのではなからうかと思ふのであります。初年度には三千萬圓取る、平年度には四千萬圓だと言はれて居るが、若しさう云ふことであれば、今後三千萬圓以上取つたら本年度は還す。四千萬圓以上取つたら還すと云ふ御約束を下さつて、税法中にさう云ふ御規定を御設け下さるならば洵に結構であります、恐らくさう云ふ規定を御出しになる御考はありますまいと思ひます。さうすると何時も稅務當局者のやり方は、どうも課税する元の基礎數字は少くして居る。斯う云ふことが窺はれるのであります。

石渡主税局長 只今の御尋の十億七千七百萬圓と云ふ數字と、それから昭和十年度の第一種所得見込金額の十億

三千三百万圓と云ふ数字は、昨日も森田さんから御尋がございまして、斯う云ふ紛はしき数字を御説明しないで差出しましたことは、甚だ恐縮でございますが、昨日も申上げました通り、此法人數、拂込資本金額、積立金額及利益金額調と申しまする表は、其年の一月一日から十二月三十一日迄に終りました。其會社の總ての拂込資本金額積立金額、利益金額の總體を合計致しました表でありまして、随ひまして稅務署で課税を致して居る所得に限つて居ないのであります。随ひまして之には製鐵業の所得であるとか、國債の利子であるとか、さう云ふやうな課税をしない所の所得一切を引括めました額でございます。それから一方の第一種所得見込金額と申します方は、是は課税を致しまする所得の實體でございます。随ひまして此方が減つて來ると云ふことは、是は當然ではなからうかと存じて居ります。然らば昭和八年度に課税致しました。第一種の所得決定のありました。其法人の所得は幾らあるかと、斯う云ふことは、もう一表出て居りまして、それは昭和八年度は七億八千八百万圓、斯う云ふ数字が出て居ります。本年の第一種所得税の見込は、昭和八年度に對しまして三割増を見込みまして、さうして十億三千三百万圓と、斯う云ふ数字が出て居りますので、此十億三千三百万圓に付きましては、見積が多過ぎやしないかと、斯う云ふ御尋のありました数字でありますので、随ひまして此十億七千七百万圓と十億三千三百万圓とは、數字の根據が違つて居りますので、其點は一つ御諒承を願ひたいと思ひます。

(註一) 法人數、拂込資本金額、積立金額及利益金額調 (大藏省發表)

年 度	法 人 數	拂 込 資 本 金 額 千圓	積 立 金 額 千圓	利 益 金 額 千圓
昭 和 四 年	五七、二〇七	一三、六四四、五七七	三、二九四、五一五	一、一四一、三四四
同 五 年	六三、五五三	一三、七六三、〇一四	三、三三〇、七〇二	九一三、三七二
同 六 年	七一、九六五	一三、九六六、七七二	三、三五三、七九五	七〇二、三九一
同 七 年	七七、七二九	一四、〇七五、四四四	三、四三四、四一三	八二九、〇四八
同 八 年	八三、一二八	一四、三八九、五五二	三、六五二、〇七二	一、〇七七、九四九

備考 毎年十二月末日現在ニ依リ調査ス

第十七章 利得税を繞る時局の前途

一九三五、六年の非常時局による利得の膨脹であり、この利得の上に出来上つた利得税であるから、この税を繞る時局の動きと、この税の及ぼす各方面への影響は、本税の將來に於ける大きな問題として考へられねばならない。軍需景氣の問題は暫く措いて、國際經濟、財界、地方財政その他との相互作用、關係に關して一應の検討をすることとする。

一 財界の前途と自然増収

小笠原三九郎君 本税が果して赤字公債を減額することが一つの目的であつたかどうかと云ふことに付てあります。是は私はどうも恐らく反對の結果を生じはしないかと云ふことを心配するのであります。勿論私共も赤字公債の増發は、喜ぶべからざることは能く承知して居ります。併し机の上で赤字公債漸減の方針と云つたやうなものを一つの鐵則として、稅收入を増す方針を建てると致しましても、是は能く高橋大藏大臣が申されます通りに、財界の實勢が或る程度に至つて居らないならば、案だけは通つても、増収の目的を達することは難しいのではないか、寧ろ能く言はれる言葉通りに、反對に好景氣の芽を摘んで、財界を萎縮せしめて、一方の自然増収の途を鎖すことになりはしないか、稅目や稅率は殖える。併し國庫の收入金が、それに依つて増加し

て來ない。斯う云つたやうなことがあるのではないか、現に此案が發表された當時に、株式市場を初めとして、非常な大きな「ショック」を各方面に與へまして、爾來と云ふものは、高橋大藏大臣が御就任になりました、此大藏大臣に對する國民的要望から、餘程財界は恢復して來ましたけれども、併し一言にして申しますと、何となく火の消えたやうな感じがするのであります。斯う云ふやうな情勢で、殆ど最近では事業の新規計畫などは起つて居りませぬ。さう云ふやうなことを私共考へて見ますと、本利得税と云ふものは、増収に依つて赤字公債を減額すると云ふ目的に對して、果して適應して居るものかどうか。無論此税は取ることも出来る——又私共も後から申しますが、此税はもつと餘計取られる、三千萬圓と云つたが、恐らく六千萬圓も、一億圓近くも取られると云ふことになるのでありませうが、他方では自然増収の方面が非常に減つて來ることになりはしないか。斯う云ふやうに考へるのであります。之に對しては大藏大臣は、屢々財界の實勢が其處に至らなければ、税を殖しても駄目だぞと云ふことを御示しになつて居りますので、矢張其御考で、此赤字公債漸減の爲におやりになつたことは、大藏大臣の御方針とは少し違ふやうに考へられるのでありますが、如何でございますか。

高橋藏相 政府が特別の斯う云ふ税を課けますれば、其方の収益が——所得が減るのであります。一方の所得の税の方から云ひますと、それだけ影響を受けて減ると云ふことは、是は理の當然であります。併しそれにも代へられぬ。國家の必要があると云ふことから鑑みて見ますれば、此臨時利得税と云ふものを、唯稅制の一方からのみ、どう斯うと検討する譯には行かない。先刻申す通り、矢張是は政治的に重きを置いた、先づ私などは

一寸目先を考へて見ますれば、一時は世間に増税論が盛になつた時分には、是は困つたものだと思つた。増税論ばかりに止まれば宜いけれども、遂にそれが餘計に収入を取る者を所謂羨む、羨むのが今度は憎む、此羨み憎むと云ふことが、今度變つて資本を憎む、恰も共產主義の方に向はんとするやうな形勢が見えたので、私は之を酷く心配をして居つた。併し實際一時の利得税、臨時利得税と云ふものが設けられてからと云ふものは、此増税に對して反對論が却て起つて來て、さうして今の私が思想の上に憂へて居つた増税論、それから資本を憎むと云ふ。此事が消えたやうに感ずるのである。それ故に私は此税法と云ふものは、矢張政治的に重きを置いて來たものだ、斯う解釋を致して居りますから、どうか諸君も其通り御解釋を願ひたい。

二 國際經濟時局に對する當局の見透し

小笠原三九郎君 私の御伺致したいのは、此軍需工業の點は姑く措きまして、爲替安に因る時局の好影響と云ふものは、何時頃まで続くものであらうかと云ふことであります。勿論此爲替安が、一方で日本のやうな國柄は輸入原料が高くなりますし、漸次國內の物價も高くなつて参りませうから、さう長く続くものではなからうと考へるのでありますが、高橋大藏大臣は、國際經濟に對する非常な見透しを御持ちになつて居りますから、此機會に日本の斯う云ふ時局に因る好景氣と云ふものが、何時頃まで続くかと云ふ御見込を承りたいと存じます。

高橋藏相 外國に對する貿易上の見透しと云ふものは、附けたいと思ふけれども中々附かない。と云ふのは、此

節でも御承知の通り、矢張亞米利加などは、輸出先としては我國の好得意である。けれども是は始終政策が變つて、矢張或は「コーターステム」でも、割當制度でも、あれに近い制度を行はなければならぬ。又困ることには亞米利加合衆國なら合衆國だけを見て、合衆國の貿易のことを考へて宜いかと云ふと、さうも行かぬ。それは中央亞米利加、南米、是等に對して日本の品物を買はずに、俺の品物を買へよ、其代り一方に於ては斯う云ふ便利を與へてやる、斯う云ふ蔭に於ての働きが始終ある。是等が成功すると、折角我國が南米や何かに安い物を持つて行つても、向ふは品物を國交の關係上買つて呉れない、自分の國との經濟關係、さう云ふ點に於て自國の消費者に取つては不利だけれども、國全體に取つては消費者の利益を見て居る譯には行かぬと云ふことであるが、併し國交の親善を圖る爲に、却て一般國民の利益を犠牲にすることは出来ないと思ふ。さう云ふ譯でありますから、私は初めから外國貿易は實に大切なものであるけれども、外がさう云ふ譯でありますから、外國貿易を十分に信頼することは出来ない。故に我國としてはやはり自給自足と云ふことに心掛けて、外國貿易のことは第二次に置いて考へなければならぬと言つて居るのであります。將來爲替だけ安いからと云つて安心して居る譯に行かぬ。今能く雜貨が出ると云つて、是も安心して居る譯に行かない。斯う云ふことは長く世界に續いて居る譯はなからうと思ふ。さう云ふことをやつて居る國は、皆双方共不自由をし、双方共に結局損になるから、長く續く譯のものではなからうと思ふ。併し一時目前の急に迫つて、どうも已むを得ぬから自分の方の國の斯う云ふものを犠牲にして、斯う云ふ方で利を得よう、詰り利の争であるから、中々見透しが付きませぬ。ですから當業者が自ら始終用心すると云ふことが一番大切になつて來た。資本家も、工業者も、

商賣人も、始終用心を自分でせねばならぬ。人頼みは出来なくなつて来た。それだけ申上げて置きます。

松村光三君 昨年の輸入超過が内地だけで一億一千萬圓、其中棉花、羊毛のやうな原料品關係を除くならば、顯著なるものは大部分軍需關係品である。鐵は三千五百萬圓、機械は二千五百萬圓、自動車部分品は千八百萬圓油が千四百萬圓、護謨が二千八百萬圓と云ふが如き、専ら軍需關係或は軍需に多大なる關係を有する所の輸入品であり。殊に銅の如きは今まで輸出國であつた日本が、驚く勿れ昨年は四萬七千圓の銅を輸入して居る。實に日本始つて以來の驚くべき顯著なる事實である。就中中間商業として輸出するものがあるから、差引國內に使ふものが二億二千萬圓餘、約千五百萬圓と云ふ銅の國內に於ける輸入は、要するに主たる原因は軍需工業勃發の結果であると云ふことは疑を容れざる所であります。更に本年度に入りまして、過去四十日間に早くも一億萬圓弱の輸入超過、其内容も等しく昨年と同じやうであり。殊に鐵は昨年の同期に比して三倍の輸入超過、油は三割九分、機械が二割八分と云ふが如き、専ら軍需關係の輸入激増であつて、それが延いて輸入超過を激甚ならしめたこと云ふことになつて居るのであります。此處で此輸入超過の現在の推移並に今後の状態及び近き將來の輸入超過の大勢に關しまして、何等か、唯大體の觀測で結構でありますが、大藏大臣に伺ひたいのであります。

高橋藏相 將來の外國貿易の輸入がどの位超過するかと云ふことの豫想は、大藏大臣と雖も是は吐くことは出来ないであります。併し正金銀行の如き、常に輸出入貿易に直接關係をして居る。爲替に關係をして居る。其當局者等から聽いて見ますと云ふと、嘗て新聞にも出たさうであります。昨年の九月でしたかの總會の時な

どにも、頭取としての意見が發表されて居ります。其後も時々聞いて居ります。此爲替を専ら扱つて居る金融機關の首腦部の豫想としては、今年の貿易に於て將來輸入超過は、超過として残るであらうが、爲替相場の上には非常なる悪影響を及ぼすやうなことはない。斯う云ふ考で居つたが、此頃益々其考を深くして、即ち今日はまだ輸入超過の季節であるが、もう既に此頃は稍々輸入爲替の方が減り氣味であつて、そろ／＼もう既に輸出爲替の方が殖えて来るやうな狀況を呈して居る。斯う云ふやうなことを聞いて居ります。此位のことほか私は申上げることが出来ない。

三 利得税の轉嫁關係

杉山元次郎君 商工大臣に御伺致して置きたい點は、臨時所得税の制定の爲に、産業資本家達は其負擔を勞働階級に轉嫁することはないかどうか。斯う云ふことであります。從來の情勢から致しますと云ふと、資本家達は利益が少しでも減少致しますと、特に課税などに依りますと云ふと、利益減少を理由と致しまして、或る者は勞働賃銀の低下を、或者は勞働時間の延長を要求致しまして、此資本家に課けられた所の負擔を勞働階級に轉嫁するやうな状態であります。今東洋經濟新報の調査を見ますと云ふと、其一例として紡績工の勞働状態を見て、其一面の消息は窺はれると思ふのであります。能率の方面から見ますと、大正十五年に十四棚を拵へたものが、昭和七年に二十二棚を造つて居るのであります。だから勞働者の生産増加割合と申しますものは、五割七分に當つて居るのであります。賃銀はどう云ふ状態にあるかと申しますと云ふと、大正

十五年に男工が一圓五十六錢であつて、女工が一圓十錢であつたものが、昭和八年上半期になりますと云ふと、男工が一圓四十錢に下り、女工は六十九錢に下落致したのであります。此下落割合を見ますと云ふと、男工の賃銀が一〇%三、女工は三七%二、一方に於て生産が増大して居るに拘りませず、賃銀を尙ほ引下げて居ると云ふやうな状態であります。好景氣の場合に於てすらも、斯う云ふやうな状態であると云ふことを考合せまするならば、若し政府が三千萬圓、四千萬圓の臨時利得税と云ふものを課けますると云ふと、之を口實と致しまして、相接に労働階級に其負擔を轉嫁するのではないか。斯う云ふことを考へるのであつて、多くの労働階級は、此點に付て非常に心配を致して居るのであります。であります故に、商工大臣からさう云ふ心配はないとか、若しさう云ふやうな不心得な資本家階級があるならば、商工省は斯の如き對策を執るとか、斯う云ふやうにはつきり、労働階級が此利得税の爲に不安に思ふて居る點を、一掃して戴きますやうに、明に御答辯を願ひますならば幸であります。

町田商相 杉山君は臨時利得税を設ける結果、多數労働階級等に轉嫁さるゝ虞がないかと云ふ御心配であります。併し直接税、就中純収入を基礎としたる直接税に於ては、之を轉嫁することのないと云ふのは、私から申す迄もなく租税の大體の見方であります。殊に相當な限度の利益をば除いて、時局に依つて特に普通營業以外に特別に利益を得たものに其十分の一を課すると云ふ、極めて緩和したる臨時利得税であります故に、事情から申しまして、租税の理論から申しまして、多數の第三者に轉嫁し得らるゝ性質のものでなし、轉嫁すべき事情の下にあるものでないと、斯様に確信して居ります。隨て左様な場合には私に對策を講ぜよ、如何

なる對策があるかと云ふ御尋であります。私は斯様に考へて居りまするが故に、左様な場合の對策を今此處で考へて居りませぬ。併し萬一社會の他の事情に依つて、此新に設けまする税法が、労働階級に悪影響を及ぼすが如きことが事實上ありとすれば、相當に其節には考を致すことは申す迄もありません。

四 地方税收入への影響

小笠原三九郎君 臨時利得税の附加税を許容すべからざるものであると云ふことは、本税の性質上當然でありますけれども、本利得税が損失として所得額及營業收益額より控除致しまする結果と致しまして、地方自治體に於ては、之に伴ふ附加税の減收を來すことになるのであります。私の調べた所に依りますと、全國を通じて約三百二十萬圓の附加税の減收を來すことになるのであります。地方自治體財政難の折柄、是は影響が中々少くないことと考へるのであります。之に付きましては大藏當局並に内務當局は、斯う云ふやうな事實に付て御考慮になつたことがあるかどうか、又御考慮になつたとすれば一應緩和策とか、或は救済策と云ふやうなものを御考になつて居るかどうか。此二點を御伺致したいと思ふ。

岡田内務省地方課長 臨時利得税の實施に依りまして、地方税の影響を受けまするものは、所得税の附加税と營業收益税の附加税とでございますが、御話の如く營業所得或は所得の損失に立ちまする結果、それだけ減收になる譯でありまして、其點は地方財政の上から見まして苦痛とする所であります。是等の減收を來しまするやうな團體は、大部分は六大都市であるとか、或は六大都市の所在地である府縣であるとか云ふやうな地方

でありまして、是等の地方に於きましては、最近經濟界も幾分好轉致しまして、或は此臨時利得税法を施行すると云ふやうな關係にもなりますやうな所でありまして、近來は稅收入に於きましても所得稅附加稅、營業稅附加稅等が、従前に比して多少の増收を見るやうな狀況になつて居るのであります。ですから、減收其ものは地方財政の上から申しますれば苦痛と致して居るのでありますけれども、從來の收入が減收すると云ふのとは違ひまして、増收になるべき分が幾らか減收になると云ふやうな狀況と考へまするので、さしたる支障はないと考へて居ります。随ひまして之に對する救濟緩和策に付きましても、特段に現在の所考慮して居りませぬ。

石渡主稅局長 大體只今地方局長から御答になつたと同じやうに考へて居ります。

第十八章 軍當局の軍需工業取締方針

軍需工業による景氣が今日の經濟界に重大役割を演じてゐるは周知の事實であるが、今後、何時迄軍需景氣が続けられるかの見透しは、一般經濟問題としてばかりでなく、利得税の前途に對しても考へておかねばならぬ。これは一に軍部當局の軍需工業に對する態度によつて窺知すべきであると云へる。幸ひ陸海軍當局は衆議院赤字委員會に於て、相當明瞭な態度を披瀝したが、この言明は、本委員會の副産物として意味深長である。

一 軍需工業會社の利得は果して尠大か

松村光三君 日本經濟界の現況を觀ますと、寔に跛行的である。此は何處から起つたか、曰く爲替低落から來る貿易の増進、軍事費の膨脹から來る所謂軍事「インフレ」斯の如き事が主たる原因であります。隨て此時局の利益を受くるものは専ら輸出業者、次には軍事關係者であつて、其他の者は寧ろ僅に其餘德を得るに過ぎぬのであります。而も農民大衆、勞働者の多數は、此軍事景氣、此跛行的なる貿易増進に依つて恩惠を受ける所は少い、のみならず或る意味に於きましては多少の被害者であります。是は今日物價の騰貴が主として輸入品に現れ、更に輸出品に現れ、國內商品が最も物價騰貴の惠を受けず、殊に農産物は賣る物は安く、高い肥料を買はねばならぬ。高い着物を着なければならぬ。斯の如きことを考へますならば農民大衆は此跛行的なる軍

事景氣の、跋行的なる貿易増進の間接の被害者であります。然るに今日は軍事費が増大して居る。軍事費が増大して居るから、公債を以て是りず、斯る新税を爲したと云ふ結論になります。換言すれば軍事費が軍事景氣を招いた、軍事景氣が臨時利得税を起した。此新税が更に軍事費の不足に充當される、所謂空廻りである。斯の如き空廻り景氣に依つて國民大衆は殆ど恩恵を受けないと云ふことは、詳しく説明を要しないのであります。然るに軍部大臣は常に國民生活の安定こそ國防の第一要素であると主張するけれども、何が故に此國民大衆、殊に農民中小商工業者に向つて之を救済することを強調せざるや、軍部大臣は蔭に於ては斯る主張を爲して居るけれども、何故に堂々として自己の信念を閣議に於て徹底的に主張しないのでありますか。之を軍部兩大臣に問ふのであります。若し軍部大臣が口にするが如くに、此國民大衆の生活の安定を主張し得ないならば、他方に此軍事景氣を是認し、之が課税の必要なることを軍部大臣自ら主張されて居る立場上から見ても、何故退いて大藏事務當局の主張の如くに、軍需品の單價切下を斷行しないのでありますか。軍需品の單價切下も出来ないならば、百尺竿頭、更に一步を進めて、軍需品の註文に方つて「コスト・システム」を採つて、是等軍需品の會社に向つて、暴利を取締ることを何故斷行しないのでありますか。私は此軍部大臣が軍事費を節約することが出来ないならば、今回の如き新增税の特別な使途に對して、深甚なる考慮を拂はれ、之を閣議に何故主張しないのであるかと云ふことを問ふのであります。(本會議)

林陸相 第一は軍需品の製造に依る利益を一部の者のみに止めず一般に及ぼさないか、第二の問題は、一部の軍需品の製造者の暴利の取締をして居るか。斯う云ふ御質疑のやうに承りました。第一の御質疑に對しましては

製造の設備であるとか、其他の關係上、一般に均霑すると云ふことは相當に困難でありますので、努めて中小工業者等をも潤すやうに、實際に於ては實施致して居ります。それから第二の軍需工業關係の工業は非常に廣汎でございます、其數は枚擧に遑ないと云ふ程であります、今關係して居る此會社の中で、製造數量の一分以上を陸軍の註文を以て占めて居ると云ふ會社に就て調べて見ました所、其最近の營業期の配當率は概ね八分以内でありまして、八分以上の配當を實施して居る所の會社は極めて稀れであるのみならず、中には今尙ほ無配當の會社さへ存すると云ふ實情であります。而して是等軍需會社は、時局前に於きましては無配當、又は極めて低率の配當を爲せるに過ぎないものであります、是等を考慮しますれば、之を以て必しも不當の利益を食つてあるとは斷じ得ざるものと信じます。併ながら陸軍としましては多額の軍需品の調達を爲すに際しまして、技術上並に會計上の監督官制度を設けまして、之に依つて軍需調達の適正を圖り、是等軍需會社をして不當の利益を食ると云ふことのないやうに、嚴密なる監督を致して居る次第であります。

大角海相 軍部が軍需工業會社に對する關係に付きましては、只今陸軍大臣より御答致した通りであります。本來此軍需品の單價問題に付きましては、昨年第二次補充計畫の御協賛を経ました時にも、色々御質問がありました。當時まだ單價が高いではないかと云ふやうな御質問があつた時に、吾々は切詰め切詰めてやつて居ると云ふことを申上げましたが、昨年四月に至りまして、御協賛を経ました所の豫算を以て或る造船會社に註文を致しました所、是では到底受けられない。さう云ふやうな押問答の爲に二三箇月遅れた實情であります。そんならばどう云ふ所が主に利益を得たかと申しまするに、製鐵、製鋼或は鉛、其他の原料品を製造する所は、

相當の利益があつたやうに聞いて居ります。それ等の材料商より材料を得て、それを加工し、政府に納める所の造船會社の如きは此材料高の爲に寧ろ苦しまれて居つたと云ふやうな状態であります。故にそれ等の會社が無法の利益を貪つたとは吾々はまだ信じて居ないのであります。只今陸軍大臣より何分以上の利益を得た會社があるとか云ふ話がありました。其工場に關係する點は、海軍と大同小異であらうと考へるのであります。尙ほ單價を成べく安くしなければならぬと云ふことに關しましては、十分監督其他の方法、又は一般の狀況を見まして、今日に於ても尙ほ新に註文する時には、其邊のことに關して考慮を加へて居るのであります。要するに或る工業會社が、豫期以上の利益を得て居ると云ふことに關しては、私共は極力注意を加へて居る次第であります。

二 軍需工業の統制方針如何

龜井貫一郎君 軍部も軍需工業統制に付て御方針があると思ひます。先程松村君との一問一答が稍々漠然と致して居りますから、本委員會の審議進行中、適當なる機會に軍部兩大臣の軍需工業の統制と、軍需工業勞働統制に付ての御所見と、利潤關係に付て具體的の御意見を御示し願ひたい、また私共の想像では、調辨價格の問題及勞働賃銀等の問題、併せて其及ぶ所の利潤の問題に付きましては、陸軍海軍共に監督官制度を非常に運用して居られること、信じますから、監督官が大體如何なる考で、軍需工業を指導して居らつしやるか、監督官が如何なる官制上の權限を有するか等の御見解に付き明瞭にして置いて戴き度い。

A 陸軍の統制具體策（林陸相言明）

イ、軍需工業の統制——軍需工業の目的として平戰兩時に於て軍需品の需要を充足すると共に、併せて經濟的な生産を爲すことを考へまして、今日陸軍の軍需品としては官業と民業、此兩者に依る生産を以て其需要を充足して居る譯であります。そこで官業と申しますのは造兵廠、千住製絨所、被服廠、糴秣廠、衝生材料廠等であり、是等に付きましては第一に作業上特に祕密を要する軍需品の製造の爲に、並に戰時急激に膨脹しまする膨大なる需要を充す爲に、必要な設備を平時から保留して置く、又之に必要な技術を平素より養成し保持して置くと云ふ爲に、平素から必要な機關の職工を持つて居ると云ふ必要等があるのであります。隨て平素から平時或る一定量の作業を終始維持して置くと云ふことが必要になつて來ますので、隨て官業の生産と云ふものに一定量の軍需品を充てると云ふことは考へなければならぬ問題であります。其外に民業に委する生産としては、絶えず民間に於て軍需工業の技術の培養が必要であります。常に軍需品生産に必要な設備の普及が必要であります。又經濟的に又生産を爲さしめて、有利なる調達を爲すと云ふことが必要で、大體此三點を顧慮して指導をして居る次第であります。そこで實際問題としまして、此軍需品を民間に調達致します場合に於きましては、次の三點に顧慮すること、即ち第一は大工業に依る軍需品の獨占的生産と云ふことになつては面白くない。此獨占的生産を排除すると云ふこと、第二には極力中小工業をも利用致しまして、是等をして生産加工をせしめると云ふこと、第三には大工業に註文をする場合に於きまして、努めて下請の工場を擴大すると云ふこと、それから次に此生産部門に於きましては、成べく品種毎に所謂分業的生産をさす。

之に依つて技術の熟練或は價格の低廉と云ふやうなことを招來するのでありますから、さう云ふ點に顧慮すること、又技術の普及に付きましては、軍需品の生産工場に對して、所謂軍需品の製作に關して、相當に指導を要しますので、所謂俗に言ふ教育注文、詰り技術者を派遣を致しまして指導教育をすると云ふ方法、並に技術監督官を派遣をして、各生産工業に付て直接の指導をすると云ふやうな事柄に依りまして、技術の普及を圖る、大體斯う云ふやうな事柄に依つて軍需工業大體の統制を執つて居る次第であります。

ロ、軍需労働統制——軍需工業の労働統制の方面に付きましては、官業の方は是は自然適正なる實施が出来ますが、民業の方になりますと其趣を異にして居りますので、一概には申述べ難い所もあります。大體民間の軍需工業労働者に對して執つて居ります統制の内容を申しますれば次の三項に歸すると考へます第一は労働賃銀の點に付きまして所謂監督官制度を設けまして、之に依つて軍需品の原價の調査をし、此原價調査を通じて其適否を検討する、又労働賃銀を適正ならしめるやうに指導をする。それから軍需工業の従業員の問題に付きましては、各年度の註文量を各會社に付きまして成べく大なる波動なからしめることに致しまして、隨て其従業員の数動搖を防止する、又成べく利用の工場範圍を擴大し、廣く労働に均霑するやうに著意を致して居ります。第三には生産技術の點に付きましては試験品の注文、又先程申しました教育注文、又民間會社の出願に依りまして、試験検査、或は教習、技術監督官制度等に依つて、軍需會社の職員以下の労働者等に對して、軍需工業の技術の指導監督、斯う云ふやうな事柄を致しまして、一面には技術の習得練磨を圖つて居ります。大體労働者統制に付きましてはさう云ふやうな方針でやつて居ります。

ハ、軍需品價格統制 軍需品の價格の統制、民間より調達します兵器、資材類は、指名競争契約、又は隨意契約の形式で購入をして居りますが、是が購入價格の適正を圖る爲に、豫定價格を決定致しますのに付きましては、先づ購入の軍需品に對する嚴密なる原價の調査を基礎と致しまして、之に對する物價其他の事情を斟酌致しますると共に、一方陸軍の官營工場であります造兵廠等に於きまして、製造致しましたものと同一家、又は類似の品物に付きましては、其製造原價を標準として價格の基礎と致して居ります。而して豫定價格の基礎となるべき原價の調査に付きましては、主要軍需品會社にはそれ／＼監督官の派遣を致して、會社の經營の内部に互つて詳細なる調査研究を爲さしめて居ります。昨日御話の如く、先般川島大將一行をして、兵器製造補給官衛等に付きまして檢閲を致させました。是は軍需資材の整備が能く軍の要求を充足し、且つ經濟的に實施せられて居るかどうかと云ふことを檢査致し、又爾後の資材整備上の資料を得るが爲にやつたものでありまして、其結果に徴しますと、兵器の經濟的調辨に關しましては、各長官以下が熱心に努力致して居る跡を認めて居ります。又其調辨價格も大體先程申しました方針を體しまして、適當な所に實施されて居るものと認めます。併ながら今後技術の進歩、工業能力の變化、其他各般の實情に伴ひまして、更に之に即應する如く、適正なる調辨價格を決定することに付きましては、一層の努力を致したい考であります。此處で一寸附言を致して置きますが、昨日の陸軍關係の軍需品製造會社の利益率のことで、軍需品製造會社三十八に對しまして、昭和九年度の上半期の利益率一割三分七厘と云ふ數字が出て居りましたが、是等の軍需品會社の中で數箇の會社を除きましては、軍需品の注文場なるものは同會社の生産上の五〇%以下のものでありまして、此利益の一

割三分七厘なる數字は、必しも軍需品の製造のみから受けるものではないと云ふことを附言致して置きます。

二、**軍需工場監督官制度**——工場監督官の制度に付て一言致しますが、先程申しました工場監督官は軍需品を民間工場に製造せしめ、又は購入する場合に軍需品の製造研究、工場の設備、又秘密保持、及經理に關する監督並に製造原價の調査、又は購入品の検査、或は下請工場の調査と云ふやうなことを爲さしめる爲に、設けて居る次第であります。此工場監督官の設定と云ふことに付きましては、只今までの所法律的の制定はないのでありまして、其方が結構と考へますが、現在の所では供給者との契約に依つて實行を致して居る次第であります。

B 海軍の統制具體策（大角海相言明）

イ、**軍需工業の統制**——軍需工業統制の目的は平戦時を問はず、軍需品の需要を充足致しまして、併せて經濟的なる生産を爲すことであります。我が海軍に於きましては多年民間工場の培養に努めて來ました結果、平時の需要に對しては官民施設の適當なる按排利用に依つて、圓滑に所要工事の遂行が出来るのでありますが、一朝事有る場合に於きましては、海軍以外の註文も激増することとなり、其能力は十分でないこと云ふことは想像に難くないのであります。特に兵器及機械に關する工業力に付きましては、一層其點を認められますので、一部のものに對して民間工業施設の増備改善を懇懇して、漸次是が整備を行はしめて居ります。又官に於ては、一般工業に依存し難い、の及軍の機密に屬するものに付き施設を完備する方針を執つて居ります。是が爲民間工場に對しては大工場は勿論、中小工場にも直接間接軍需品の註文を發して技術の培養と利潤の均霑を期すること

と致し、又是が製造は爲し得る限り同一種類のもの同一工場に於て行はしむる方針であります。尙ほ民間技術の培養に付きましては、海軍工廠に於ける技術指導講習、斯う云ふ場合の傍聽等を許し、又要望に應じ指導者を派遣しましたり。又民間技術者を加へたる研究会を開催する等、民間に於ける海軍特殊技術の普及向上に注意をして居る次第であります。

ロ、**軍需労働統制**——軍需工業労働者の統制、官の工作應に於ける労働者統制に關しましては、海軍工務規則と云ふものを整備致しまして、其規則に依りまして合理適正なる労働時間及賃銀を規定致し、勤勞制度の適正並に是が統制を圖つて居り、又共済組合を組織して、共済及健康保險の制を採用し、組合員及其家族の保護並に福祉増進を圖り、且つ生計に必要な物品等の購買配給を行ひ、生活の安定を期しつゝありまして、精神的には官業労働者の榮譽を自覺せしめ、一般職工の模範たらしむることを目標として指導しつゝあります。

民間工場労働者の統制は主として内務省の所管に屬して居りますし、各事業主體、從來の歴史なり、特殊の事情があり、一樣に是が統制を圖ること中々困難なる事情がありますが、海軍と致しましては、個々の労働事情を調査して必要と認むる指導を行ひ、努めて關係會社をして適正なる勤勞制度の確立を圖らしむると同時に各事業會社に對する註文品の適當なる按排、價格の合理的決定、技術的指導等に依り出来る限り労働賃銀を適正ならしめ、又職工の争奪を防止する等の努力を致して居ります。

ハ、**調辨價格決定に就て**——調辨價格並に監督の事ではありますが、契約に際しまして、先づ官の豫定價格を決定し、以て購入價格の適正に努めて居ります。豫定價格を決定するのには、常時調査せる生産原價を基礎として

之に契約當時に於ける物價勞銀等の騰落の状況、金融趨勢等を参酌して、最も適正な價格を決定して居ります。又契約の相手方決定に當りましては、資産、技術、工場の設備等生産能力を考慮する必要がありますので重要資材に付ては購買名簿委員會で審議致しまして、其處で決定致しました所の購買名簿登録者から購入することに致して居ります。又其登録せられた所の工場に付きましては、常に所在監督官又は關係諸官をして工場經營の現況、生産原價等を調査せしめ、價格決定の資料に供して居るのであります。監督官の任務は部内にそれ〴〵規定してありまして、技術監督官に關しては、其所屬長官である所の艦政本部長、又は航空本部長は、其造船造兵監督官令に基いて更に詳細の内規を決めて居ります。又監督會計官に對しては大臣より特に訓令を與へて、是が指導を行つて居りまして、其業務は圓滑に實施せられて居るものと存じます。技術監督官は私立工場に於ては、海軍關係工事物件の製作監督、製作指導及試験検査を行ひ、材料及製品の良否實用上の適否を判定することになつて居ります。監督會計官は契約履行の實際を監督し、私立工場の操業の實情調査、地方物價の傾向、其他購買價格決定に要する資料の蒐集等を爲して居るのであります。

第十九章 増稅理論としての臨時利得稅

一 國策の基調なき増徴

中村繼男君 根本的の考方からするならば、増稅或は稅制整理と云ふものは、國策の樹立に伴ふ所の財政計畫と相呼應して、之を實行しなければいかぬではないか、茲に申上げる所の國策とは、言ふ迄もなく國際情勢及國內的時局の現狀を能く認識を致して、其禍根を究めて、之を排除すべき所の内外不動の對策を指すのであります。國防、軍備も必要であらう。更に國內的には危機に瀕して居る所の農漁山村乃至中小商工業者の窮狀は、私が此處で改めて申す迄もない、其對策は焦眉の急務であると思ふ。此内外に互る所の時難を克服すべき所の國策の樹立が、正に今日の内閣諸公の最も大切なる重大なる眼目でなければならぬと私は考へて居る。此國策あつてこそ始めて財政計畫あり。茲に初めて行財政整理の問題も生じ、増稅乃至は稅制整理の問題も伴うて起つて來るのではないか。斯様に私は考へて居る。即ち端的に之を申上ぐるならば、増稅あつて然る後に國策がある云ふ譯ではなくして、國策が先づ出來て、然る後に其目的遂行の手段として、増稅があるべき筈だと私は考へて居る（拍手）然るに臨時利得稅の設けられたる所謂提案の理由、中島君をして言はしむれば、提案の理由が分らぬ。斯う云ふ風になる譯は一體どう云ふものであるか、何もそこに國策がない。私の見る所で言ふならば國策を背景とせざる所の漫然たる増徴だ。増稅と云ふよりは是は増徴だ、出たら目の負擔増加に過ぎぬ

ではないか。斯う云ふ風な考を持たざるを得ないのでありまして、歳出あつて然る後に歳入を計ると云ふ。此財政の根本觀念を引繰返して居られるのではないか。斯う云ふ風な感じがせざるを得ないのであります。即ち此増税案と云ふものは、單に十年度豫算の辻褄を合せんが爲に、又一つは藤井前藏相の所謂健全財政、公債漸減、此健全財政を装はんが爲に、鐵道、遞信、臺灣特別會計からの減債基金の繰入額の増加が一千七百餘萬圓ある。同じく鐵道、樺太、朝鮮特別會計よりの公債發行減額が千五百八十萬圓、所謂財源を出せ、財源を出せと言つて、搾り出した所の是等の金、斯う云ふものと同様に、十年度の豫算の辻褄を合せんが爲に、擬装に充當せられてしまつて居るのではないか。斯う云ふ結論になつて居るのであります。即ち昭和十年度豫算の官僚的擬装費用が一金三千萬圓也とありましては、是では國民は浮ばれぬと言はなければなりません。此點に關して總理大臣及大藏大臣の御所見を伺ふのであります。(本會議)

岡田總理 それから國防費の見透しが付かなければ國策は立てられぬではないか。國防費を如何に見るか、斯う云ふ御尋であつたと思ひます。政府は國防費を少くし、國民の負擔を軽減する爲に、國際的には協調平和の爲に努力をして居ります。又海軍の軍備縮小、之に付きましては一致したる國論の支持を得て、公正妥當なる主張を致して居るのであります。是は私は大きな國策だと思ひます。之に向つて政府は目下努力中であります。併ながら其結果を茲に豫想して申上げることの出来ないのは甚だ遺憾であります。

二 一般増税との關係如何

杉山元次郎君 此臨時利得税は最早公債發行の限度に達して來たから、所謂増税の尖端として現れたものではないか。どうか、今總理大臣は一般増税の時期ではない。又さう云ふやうにする考は有つて居らぬ。併し一部の増税は認めて斯う云ふやうにしたのであると云ふ御言葉でございますが、齋藤内閣が昭和九年度の豫算編成の方針と致しまして、財政の内容を強化し、成べく速に收支の均衡回復の素地を作り、努めて公債發行額を減少せんとする。斯く聲明して居るのに基きまして、齋藤内閣の延長であります所の岡田内閣に於て、藤井前藏相の所謂健全財政となつて現れたものではありませんまいか。當時の新聞の報道に依りますと云ふと、藤井前藏相は昭和十年度豫算案を立てるに當りまして、歳出總額を二十億二千八百八十萬圓と見込み、普通歳入總額を十四億一千萬圓差引六億一千八百八十萬圓の不足を見積つて、此不足の中五億圓を赤字公債に依りて賄ひ、残りの一億餘萬圓を増税に依らうとせられたやうであります。即ち臨時利得税から三四千萬圓、郵便料引上から三千万圓、鐵道特別會計からの繰入三千万圓、合計一億圓を得ようと思はれたやうであります。色々開議に於て相當の論議があつて後に、後の方の二つは保留になつて、唯臨時利得税だけが残つたやうであります。即ち斯う云ふやうな経過と云ふものを見ますと云ふと、岡田首相は増税をせない。一般増税はやりません。斯う申して居りますけれども、是は岡田内閣の増税の尖端と見るべきものではありませんまいか。岡田首相は今申しますやうに、一般的にはやらぬと申されますが、然らば一般的にはやらぬと致しましても、此臨時利得税と能く似て居ります所の不勞所得に對する所の税金、即ち相続税の改正とか、或は超過所得税の改正とか云ふものを行つて、是等の増税を行ふ意思があるかどうか。斯う云ふことも私は大藏大臣に伺つて

見たいと考へるのであります。

第二の理由と致しまして、借金と恩給が年々増加致して居ります事でありませう。今日公債は既に百億圓と呼ばれて居ります。此元利拂に少くとも年々五六億圓は要るであらうと考へます。又恩給年金は年々一億五千萬圓位要するであらうと考へます。此軍事費、恩給年金、此二つを合せて見ましても十六億圓乃至十七億圓を要するのでありますから、之に各省の豫算を加へますならば、如何に切詰めて見ても、二十二三億圓になるのでないかと考へるのであります。尙ほ農村は前述の通りでありまして、農村匡救豫算は、政府が打切らうと致して居りましても、地方の要望が多くて打切ることの出来ないやうな状態でありませう。然るに一方歳入方面を見ますならば、此歳出の増加に比例致しまして歳入は増加致しませぬ。即ち昭和十年度の歳入豫算を見ますに、經常部は十三億三千五百五十八萬七千八百四十四圓、臨時部八億五千七百八十二萬六千四百四十五圓、普通歳入一億百十七萬四千七百六十五圓、公債金七億四千九百六十五萬千六百八十圓、斯の通りであつて昭和九年度の經常収入十二億四千八百三十萬圓に比較致しますると、八千七百餘萬圓の増加でありますけれども、相變らず赤字公債を七億餘萬圓發行せざるを得ない状態でありまして、斯うした状態は今後何時迄續くか殆ど底止する所を知らない状態であります。一方高橋藏相は、曾て斯う云ふことを本議場に於ても申されて居ります。國民の引受餘力を超えて公債を發行すれば「インフレーション」の危険に陥り、紙幣の價値の暴落、購買力の減退、生産不振の過程を辿つて、中堅階級の没落、國民の貧困化を起し易い云々と申されて居りますが、百億圓の公債を發行し、今後之を續ければ數年ならずして百二十億或は百三十億と云ふやうになるであ

りませうが、先日中氏が公債發行の限度を尋ねられました時に、國民の公債の消化力を見て發行する云々と申されましたが、公債の消化力とは如何なる財政的な基準を指されて申すのであるか、若し御示しを戴くことが出来まするならば幸であります。私の見ます所では、最早今日は増税に轉すべき時期ではないか、曾て英國が千九百三十一年に「スノーデン」が増税に依つて赤字財政を克服致しました。首相が一般的増税の時期に非ずと申されますけれども、戦時利得税と同一な状況にあります所の相續税或は所得税と云ふものゝ改正を行ひまして、其他擔税能力のある者に新税を起しましても、相當に歳入の増加を圖ることが出来ると信じますが、前述のやうに、藤井前藏相が増税案の一つとして此臨時利得税を採られたもので、今後岡田内閣は之を第一歩と致しまして、全般的ではなくても、漸次特殊のものからでも増税を爲さる御計畫であるか否やを承つて見たいと思ふのであります。(本會議)

高橋藏相 不勞所得に課税したら宜からうと云ふ御意見がありました。即ち相續税など、もつと税を高くしたら宜からうと云ふ御意見である。不勞所得と云ふことは、是は中々矢張むづかしい問題で、例へば公債證書を持つて働かずに、公債證書の利息を收入して生活をして居る。其収入は即ち不勞所得になる。或は株券を持つて配當を受けて、其収入で生活をして居る。是も不勞所得とも言はれませう。而して勞働者、職工、農家、農民、是等が何で不勞所得者になれないか。私は農民、職工總ての者が不勞所得を得る様にさせたいのである。不勞所得を憎むのは何故であるか、そこを私は諒解し兼ねるのである。それから第二には、公債の消化力の基準はどうであるか。今日はもう公債に依らずして、増税に轉向する時ではないか、斯う云ふ御質問である。今

日直ちに公債の發行を止めて、増税に依つて國費の需要を充たすと云ふことは、まだ其時機にあらずと私は考へて居ります。然らば漸次増税に取掛る考はないかと云ふことも言はれた。是はもう毎度申上げて居る通り、其時機が來れば其方法を選んで著手することは當然なことである。

三 不均衡増税の根本原因

中村繼男君 臨時利得税の趣旨は最近の景氣に惠まれた者に對して特殊の税金を取ることにしてゐるやうであるが、私は大きな疑問を持つ、即ち名前は所謂時局の影響を受けたものに對して課税をすると云ふ美名の下に、所得税に對する一般的増税を行つて居る結果になつて居るのではないか。之を私は非常に憂へる、元來利得税の狙ひ所は、時局の影響を受けたるものを狙ひ所にされて居るさうであります、さうであるとするならば此課税の對象として考へる場合には、先づ私は二つの方面からは考へなければならぬと思ふ。第一は時局の影響を受けたる仕事はどう云ふものであるか、詰り其仕事に對して課税をして行くと云ふ見方、所謂業態別に利得税と云ふものは課するのが當り前ではないか。又一方の見方は、今御提案になつて居ります所の利益を根據に置いた見方、即ち七分以上儲かつて居るとか、八分以上儲かつて居るとか云ふものに對して課税をする、所謂利得税を課税するのに縦の見方で課税して行くか、或は軍需工業とか、或は貿易とか、さう云ふ風な時局の影響を受けた業態的に縦を見て課税をして行くと云ふことにすべきか、横に見て利益が割以上なり、七分以上になれば之に對しては何業でも構はぬ、所謂時局の影響を受けたものと斷定して、之に對して課税して行くかと云ふ先づ二つの見方が根本にならなければならぬと思ふ。而して今御提案になつて居るのは、どの目標を御採りになつたかと云ふと、時局の影響を受けた仕事に對しては餘り考慮を拂はないで、單に一定の利益以上を擧げたものは何でもかんでも課税する結果になつて居る。茲に私の言ふ所の時局の影響を受けたものに對して、一時の課税をすると云ふ美名に隠れて、實際は所得税の一般的増税をする結果になつて居るのではないかと云ふ事を考へざるを得ないのであります。先程から論じられました所の、此税金が非常に不均衡であり、負擔の公平を破るのではないかと云ふ根本の原因は茲にあると思ふ。此點どうして業態別にやると云ふことを御考にならなかつたか、此點を先づ一つ御伺致して見たいと思ひます。

石渡主税局長

中村さんの御尋は、第一に本税は所得税の増税である。斯う云ふ御質問であらうと思ひますが、

本税は決して所得税に對する一般的増税と云ふ譯にはいかぬと思ふのであります。無論其納税人員から行きまして、亦法人に致しても、個人に致しても、一般的の所得税を納税する者は是より餘程多いのであります。又今仰しやつた七分以上の法人に對する全部の増税と云ふ、斯う云ふやうな御考もあつたやうであります。が、決して左様ではないのでございまして、それ以上所得のある會社でありまして、儲の増大して居ないものに付きましては課税致しません。随ひまして其點普通の所得税と大に差があると思ふのでございまして。それから次に業態別にどうしてしなかつたか。斯う云ふ御尋でございしますが、業態別に之を最初致さうかと思ひまして、色々考へたのでございしますが、要するに何が軍需品工業であるか、輸出品工業であるか、是等の限界は極めて困難でございまして。随ひまして之を營業所得に限定致しました次第でございまして。是は實際問題か

ら御考下さつても、此税法に於て或る業態を軍需品工業、輸出品工業と云ふことを指定することは、實行が容易に出来ないと思ふのでございます。此事は外國の立法例に於きましても戰時利得税施行の初に嚴密に戰時利得と云ふものを區分致した例もございませぬ。又或る業態を列挙した例もございませぬ。併し是等は何れも皆實行上非常に混雜、紛雜を致しまして、實行の出来ない破目に陥りましたので、斯う云ふ増加税に於きまして業態を指定致すと云ふことはやつて居らないと思ふのでございませぬ。業態を指定致しますことは、是は實際の上のことを御考下さると分りますが、殆ど實行がむづかしい問題だと私共は思つて居ります。

四 増税可能の要件

中村權男君 私のを以てするならば、増税は一般的の行政整理と並行して之を行ふべきものではないか。是が第一點の問題であります。高橋大藏大臣は齋藤内閣の當時から、常に此増税には二つの前提要件を必要とすると思ふことを申して來て居られて居るのであります。其第一は、所謂經濟界が増税に堪へ得る時期であること。是が一つの要件、第二は、財政上の見透しが付かなければいかぬと云ふこと、是が第二點、此二つの要件を前提と致されました、昨年第六十五議會當時に於ても、増税の時期ではない、隨て十年度より増税する譯には行かないと云ふことを言明して來て居られたのであります。又岡田總理大臣及藤井前大藏大臣も、財政經濟策に於ては高橋さんと同一の政策を執ると云ふことを聲明せられて居る。隨て増税の如きは之を行はないと云ふことは、屢々之を中外に聲明して御出でになつた。然るに昨年の十一月、豫算編成の酬となるや、突如として

臨時利得税創設の意あることを明にせられた。さうして經濟界に一大衝動を起した。當時大藏省當局では其増税金額が非常に多くない。少しばかりだと云ふやうなことで、其經濟界の衝動の擴大防止に努めて御出でになつた。税金の多少は私は此處で問ふ者ではない。苟も高橋大藏大臣の政策其儘を繼承實行すると云ふことを言うて來られた所の岡田内閣乃至は藤井前大藏大臣が、其前言を翻して、此新税を突如として提出せらるゝと云ふ事情は分らぬ。是は一體どう云ふ譯であるか、新しい國策の遂行上已むを得ず増税せなければならぬ必要があつたのであるか。若し新しい國策の遂行上増税の已むを得ないものがあつたとするならば、其國策は何であるか。今中島君の質問に對しまして、災害があつたから増税した。斯う云はれた。それならば災害を救ふ爲の増税ならば、此増税金額と云ふものは歳出の方面に於て眞先に之を充當して置かなければならぬ筈である。併し唯收入の一部になつたと云ふことだけでは、所謂國策遂行の爲の増税であると云ふことは出来ない。併し唯收入の一部になつたと云ふことだけでは、是は一體増税と云ふことは意義を成さぬ。又大藏大臣の高橋さんの豫ての持論から言つて、之を今日一部階級の者が儲けて居るから、其者から取るのは當り前だ、斯様な御説であるが、斯う云ふことゝ、高橋さんが今日まで主張してお出でになつて參つた所の、所謂二大前提要件と云ふものは、此場合どうなつてしまふか、先程中島君の問に對して、大藏大臣は段々景氣が好くなつて來て居るから、特別の者に所得税を取ることは宜しいではないか。斯う云ふ意味の答辯になつて居る。此意味は段々九年十年と景氣が好くなつて來て居るのであるから、我國の經濟界は増税の負擔に堪へ得ると云ふ意味で仰しやつて居るの

であるか。どうかさうだとするならば、今日は増税の時期であると云ふことになるのであつて、其次に言はれた所の財政整理、或は一般的の税制整理と云ふものは、後廻しにすると云ふ事柄と少し矛盾するのではないか。此點を一つ御伺致したいのであります。

又高橋さんのもう一方の前提要件であつた所の財政の見透し、是はどうなつて居る。財政の見透しと經濟界が負擔に堪へると云ふことが、高橋さんの所謂増税の前提要件であると致しますならば、經濟界は好くなつた。併し財政の見透しが付かぬと云ふことでは、矢張増税は出来ぬではないか。然るに今日茲に増税案を掲げて——茲に提案せられて居ると云ふことはどう云ふ譯になるか、片手落の是は提案ではないか。斯う云ふことになるではないか。そこで經濟界が増税に適當であるとするならば、此際一般的の税制整理と並行して之を實行するのが當り前ではないかと思ふ。此處で高橋さんは臨時利得税は特別のものにだけ課税する、所謂増税の一小部分であるから構はない。斯う云ふ意味で先程の中島君の質問に對して答へられたのかも知れない。併しそれは量の問題——私の問はんとする所は、財政經濟の諸事業を綜合して質の問題と致して、今日は増税の時期であるかどうかと云ふことを聽いて居る。即ち量の問題でなくて質の問題からの高橋大藏大臣の御意見を承りたいのであります。

又増税の前提要件の一部である所謂財政の見透し問題に付て、私が御尋を致さなければならぬと考へますのは、軍部豫算の見透しの問題、財政の見透しの中で最も大切なものは、軍部豫算の見透しであると云ふことは申す迄もありません。果して然らば現在に於て大藏大臣は、軍部豫算の見透しはどう云ふ風に御付けになつ

て居るのであるか、勿論國際情勢の變化に伴ひまして、軍部豫算と云ふものも亦變化すべきことは當然であります隨て一概的の確なる軍部豫算の見透しを付けると云ふことは、是は何人と雖も至難の事柄であります。併ながら軍部豫算の見透しが付かなければ、的確なる財政計畫と云ふものは出来得ないぢやないかと私は考へて居る。其的確なる財政計畫が出来なければ、行財政の整理も亦増税問題も、其目標を失うてしまふではないか、斯う云ふ風に私は考へる。延いては——軍部豫算の見透しが付かぬと云ふことの結果は、延いては産業對策或は農村對策と云ふやうな國策も、亦之を確立することが頗る困難な状態に陥つて行くのではないか。即ち軍部豫算の見透しを付けると云ふことは國策の源である。行財政の整理乃至は増税を爲すや否やの根本義である。私は考へて居るのであります。此故に私は臨時議會の時にも、大藏大臣及總理大臣に此演壇に於て申上げて置いた、即ち軍部豫算の見透しの付くまで、他の總ての國策は之を抛擲して顧みぬとあつては、國務大臣としての職責に悖るものである。仍て大藏大臣は自ら進んで國務大臣の一員として、軍部豫算の見透しを付けべきでないか。斯う云ふことを私は申上げて來たのであります。即ち此點に對しまして、現在總理大臣及大藏大臣は、如何なる御考を御持ちになつて居るか。同時に軍部大臣は此點に對して如何なる御覺悟を御持ちになつて居るか之を御承りしたいのであります。(本會議)

第二十章 戦時利得税との關係

一 戦時利得税と本税との交渉

松村光三君 所得税は二回に亘つて改正され、そこに超過所得税も加はり、綜合課税も加はり、即ち戦時利得税と同じやうな趣旨を以て、其以後に於て特に儲けて居る者も、斯う云ふ各種の形に於て所得を取られて居るのであるから、戦時利得税法はなくなつても、現行所得税の中に織込まれて居るのではないか。細目に付ては幾多の相違のあることは勿論であります。其精神の一部は織込まれて居る。例へば、超過所得税の如き、戦時利得税の時にはなかつた。それが其後超過所得税と云ふものを課して居るのであるから、丁度戦時利得に依つて得たやうなものも、引續いて斯の如き利得をして居る者があるならば、超過所得に依つて取られると云ふが如き、其明白なる一例であります。少くとも其戦時利得税の精神の一部分は現行所得税の中に織込まれて居ると云ふことは、問答を重ねるまでもなく、既に定論になつて居るのであります。此點に付ても尙ほ大臣は御異論がございますか。

石渡主税局長 事務的の點もあるかと思ひますので、私より御答致したいと思ひます。超過所得税が臨時利得税と重複するにあらずや、斯う云ふ御尋だらうと思ふのでございます。大正九年に戦時利得税を廢止致しまして、其後所得税の改正を行ひましたが、其時の所得税の改正は、御承知の通り配當賞與の綜合課税と云ふもの

が大きな問題でございまして、其改正に依つて法人に付きまして超過所得税の創設されましたことは仰しやる通りでございます。併ながら超過所得税は平常の場合に於きまして、其資本金に對する利廻が或る一定の限度を超した場合に於きまして課税致します。平素の擔税力に應ずる所の課税でございまして、今回の臨時利得税、又大正七年より九年まで施行致しました戦時利得税に於きましては、其前の時期と比較致しまして増加すると云ふ。其増加の程度に於きまして課税を致すのであります。随ひまして超過所得税の課税を受けましても、臨時利得税の課税を受けないものもございまして、又臨時利得税の課税を受けましても超過所得税の課税を受けないものもございまして、兩者格別重複致すものとは見て居らない次第でございまして。

次に御質問は個人の所得に關しまする累進税率の問題だと思ひますが、其當時に於きましては配當賞與を第一種の綜合課税に入れまする關係上、税收入に相當餘裕がありましたので、増税は致しましたが、累進税率は一般に整理致されまして、可なり下の方に於ては寧ろ下つて居つたと思ふのでございます。新しき所得の財源を持つて参りました結果、所得の税率の改正を致しまして、最高限度に於きましては多少の引上を見たと思ふのであります。一般的には寧ろ税率は下つたものと存じて居ります。それから法人の超過所得税は成程全體的に御考へになりますれば、それは大正九年に戦時利得税の廢止をされ、其時の配當賞與の綜合課税と同時に法人に對し累進税率を有つた所の或る程度の超過所得と云ふものが置かれたのであります。是は現在に於きましては所得税の一部分でありまして、普通の場合に於きまして所得の擔税力に相應すると云ふことに相成ると思ふのでございます。随ひまして臨時利得税を設けましても是が重複になるものとは考へて居らないやうな

二 戦時利得税と臨時利得税との要領對比表（大藏省發表）

戦時利得税

一 納税義務者の範圍

税法施行地に住所又は一年以上居所を有する者及住所を有せざるも資産又は營業を有する者

二 課税の範圍

- (イ) 法人の利得
- (ロ) 勤勞所得を除きたる個人の利得
- (ハ) 船舶、鑛業權賣却に因る個人の利得

三 税率

法人 利得百分の二十
個人 同 百分の十五

四 利得の算出方法

(一) 法人

臨時利得税

一 納税義務者の範圍

同上

二 課税の範圍

- (イ) 法人の利得
- (ロ) 營業に因る個人の利得

三 税率

法人 百分の十
個人 百分の十

四 利得の算出方法

(一) 法人

(イ) 大正三年七月三十一日以前二年内に終了したる事業年度を平時事業年度、大正七年一月一日以後終了する事業年度を戦時事業年度とす

(ロ) 戦時事業年度の所得金額が平時事業年度の平均所得金額を超過するとき其の超過額中平時事業年度の平均所得金額の年二割を超過する金額を利得金額とす

(ハ) 但し左の場合に於ては各其の定むる所に依り平均所得を計算す

(1) 何れの平時事業年度にも所得なきときは平時事業年度の資本の年一割相當額を平均所得とす

(2) 平時事業年度の平均所得金額が平時事業年度の資本金額に對し年一割未滿のときは平時事業年度の平均資本金額の年一割相當額を平均所得とす

二 戦時利得税と臨時利得税との要領對比表

(イ) 昭和六年十二月三十一日以前二年内に終了したる事業年度を既往事業年度、昭和十年一月一日以後終了する事業年度を現事業年度とす

(ロ) 現事業年度の利益金額が既往事業年度の平均利益金額を超過するとき其の超過額中二千圓を控除したる金額を利得金額とす

(ハ) 但し左の場合に於ては各其の定むる所に依り平均利益を計算す

(1) 何れの既往事業年度にも利益なきときは既往事業年度の資本の年七分相當額を平均利益とす

(2) 既往事業年度の平均利益が既往事業年度の資本金額に對し年七分未滿のときは既往事業年度の資本金額の年七分相當額を平均利益とす

一七五

(3) 大正三年八月一日以後第一次の事業年度終了のものは戦時事業年度の資本金額の年一割とす

(4) 戦時と平時と資本に増減あるときは戦時事業年度の資本金額に平時の事業年度の平均所得の平時事業年度の平均資本金額に對する割合を乗じたるものを平均所得とす

(5) (4) の場合と(2)の場合と競合するときは戦時事業年度の資本金額の年一割相當額を平均所得とす

(6) 戦時と平時と事業年度の期間異るときは月割を以て換算す

(三) 所得金額は所得税法に依る決定額とす

(ホ) 資本金額計算方法は營業税の資本金計算方法に準ず

(3) 昭和七年一月一日以後第一次の事業年度終了のものは現事業年度の資本金額の年七分相當額を平均利益とす

(4) 既往と現在と資本に増減あるときは現事業年度の資本金額に既往事業年度の平均利益の既往事業年度の平均資本金額に對する割合を乗じたるものを平均利益とす

(5) (4) の場合と(2)の場合と競合するときは現事業年度の資本金額の年七分相當額を平均利益とす

(6) 既往と現在と事業年度の期間異るとき同上

(三) 利益金額は所得税法の所得の計算方法に同じ

(ホ) 資本金額計算方法は所得税の資本金計算方法に準ず

(二) 個人

(イ) 大正七年分以降(以下戦時年分と稱す)の所得と大正二年以前二年(以下平時年分と稱す)との比較に依る

(ロ) 戦時年分所得が平時年分平均所得を越ゆるとき其の超過額中平時年分平均所得の二割を越ゆる金額を利得金額とす

(ハ) 平時年分所得なきとき又は千圓未満なるときは戦時年分所得の半額を利得とす

(ニ) 利得金額三千圓未満のときは課税せず

(二) 個人

(イ) 昭和十年分以降(以下現在年分と稱す)の利益と昭和六年以前二年(以下既往年分と稱す)との比較に依る

(ロ) 現在年分利益が既往年分平均利益を越ゆるとき其の超過額中二千圓を控除したる金額を利得金額とす

(ハ) 既往年分に利益なきとき又は三千圓未満なるときは三千圓を以て既往年分の平均利益とす

(ニ) 現在年分利益が六千圓未満なるときは課税せず

(ホ) 營業を繼續し又は繼續と認むべき事實あるときは前營業者の平均利益を採用す

五 非課税及免除

相互免除を爲しある外國船舶の利益及個人の原始産業の利益

五 非課税及免税

所得税法と同範圍

六 申告、課税手續、救済規定、納期及罰則は所得税法と大體同様なり

三 戦時利得税法 (大正七年三月二十二日) (原文)

第一條 帝國內本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ戦時利得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ニ該當セサル者本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキハ其ノ利得ニ付テノミ戦時利得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第三條 戦時利得税ハ左記各號ノ利得ニ付テ賦課ス

一 所得税法ニ依リ所得税ヲ課スヘキ法人ノ利得

二 所得税法ニ依リ所得税ヲ課スヘキ第三種ノ所得中俸給、給料、手当、歳費、年金、恩給、退職料ヲ除キタル個人ノ利得

三 船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ賣却ニ因ル個人ノ利得
前項第三號ノ船舶ニハ製造中ノ船舶ヲ含ム

第四條 戦時利得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

一 法人ノ利得 利得金額百分ノ二十

二 個人ノ利得 利得金額百分ノ十五

第五條 法人ノ戦時事業年度所得金額カ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中平時事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル金額ヲ以テ法人ノ利得金額トス

前項利得金額計算ノ場合ニ於テ左記各號ニ該當スルモノアルトキハ各其ノ定ムル所ニ依リ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ計算ス

一 何レノ平時事業年度ニ於テモ所得金額ナキトキ又ハ平時事業年度ノ平均所得金額カ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ年額百分ノ十未満ナルトキハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス

二 大正三年八月一日以後第一次ノ事業年度終了シタル法人ニ付テハ戦時事業年度ノ資本金額ニ對シ年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス

三 戦時事業年度ノ資本金額カ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ増減アル場合ニ於テハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル平均所得金額ノ割合ヲ以テ戦時事業年度ノ資本金額ニ付算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス此ノ場合ニ於テ第一號ノ規定ニ適用ニ付テハ戦時事業年度ノ資本金額ヲ以テ平時事業年度ノ平均資本金額ト看做ス

四 平時事業年度ト戦時事業年度ト期間ニ相違アルトキハ戦時事業年度ノ月數ニ應シ月割ヲ以テ平時事業年度ノ所得金額ヲ計算ス